

始



佐藤小吉著

奈良朝史





特226  
658



奈良朝史

佐藤小吉著

東京  
日本文學社





# 奈良朝史

## 目次

序設……………一

### 第一編 新政時代

- 一、大化改新の動機……………二
- 二、大化改新の内容……………四
- 三、蘇我石川麿の讒死……………九
- 四、齊明天皇の即位……………一四
- 五、近江朝廷の政治……………一八
- 六、壬申の亂の原因……………二一
- 七、壬申亂の經過……………二九

### 第二編 律令時代

奈良朝史



一、淨御原朝廷の政治……………三  
 二、大津皇子の亂……………四  
 三、皇嗣問題の解決……………四七  
 四、法典の内容……………五

第三編 奈良時代

一、奈良の奠都……………七一  
 二、平安京の規模……………七  
 三、貨幣の鑄造……………八一  
 四、修史事業と地誌……………八六  
 五、聖武天皇即位……………九  
 六、藤原氏の隆盛……………九六  
 七、長屋王の疑獄……………一〇一  
 八、光明子の立后……………一〇五  
 九、藤原氏の四家と橘氏……………一〇九  
 十、藤原廣嗣の亂……………一一四

十一、恭仁宮の經營……………一二三  
 十二、柴香樂宮の經營……………一二八  
 十三、平城京の諸大寺……………一三三  
 十四、國分寺の設置……………一四一  
 十五、東大寺の建立……………一五六  
 十六、孝謙天皇の即位……………一六九

以上



# 奈良朝史

講師 佐藤小吉述

## 序 説

奈良朝と云へば、元明天皇の和銅三年始て都を奈良に奠めてから、桓武天皇の延暦十三年、都を平安に遷す迄、即ち元明天皇以後七代七十餘年を稱するのが、適當であらうけれども、太古史の後を承けて、奈良朝史を述べるのだから、茲には、大化改新より、平安遷都に至る迄の時代を包含して述べることにする。

大化改新は、何といつても日本歴史の一大回轉期で、時代を劃すべき大事業たるは云ふ迄もなく、それから奈良の奠都となり、日本の社會は、凡て面目を一新した觀がある。日本で成文律を制定したのも、歴史を編纂したのも、歴代遷都の風を止めて、固定した都を定めたのも、凡て此時代である。又此時代程、偉大なる記念物を後世に残したものはない。盧舍那佛の如き偉大なる佛像を始めとし、尙ほ奈良の各地到る處に、當時の寺院や、佛像が多數に存在し、

又正倉院には、今以て天平時代の美術品の粹を集めたものも現存して居る。文學に於ては、始ての詩集「懷風藻」があるし、始ての歌集「萬葉集」がある。凡て此等の記念物は、いづれも當代を代表すべきもので、此を前にしても此を後にしても見るべからざるものである。又當時の平城宮址が、千古のまゝ、牛馬にも耕夫にも犯されずに存在せる杯は、殆んど奇蹟の如き感がある。又此時代は盛に外國文明を輸入したけれども、よくこれを咀嚼し且よくこれを消





化した。かゝる我祖先の頭腦の働は實に驚嘆に値するものがある。法制より、文學より、建築より風俗の微に至る迄、よく外國文化の長所を探り入れて我物とし、以前の時代に比して、全く見違へる程の文化を我國に現出せしめたのは、實に此の奈良時代である。余は奈良の古都に住し、日夕當代の記念物を觀、又毎歲正倉院の拜觀を得て、當代美術の偉觀に驚嘆するもので、その關係から、奈良朝史を受持つことになつたのである。

## 第一編 新政時代

### 一、大化改新の動機

日本歴史の道程を考へると、時代を劃すべき目標は、三つある。即ち氏族制の廢止と、武家政治の創定と、又明治一新とで、此三目標で我國の大勢は三轉したものである。此の第一の氏族制の廢止は、大化改新となつて顯れ、政治上には殆んど面目を一新したものである。何故に氏族制度を廢して、大化の改革を行はなければならなかつたか。それは、我上代にあつては、所謂氏族政治で、別に定つた所の官職なく、唯氏に相當する職業あつて、氏の長たる人が、夫々その氏人を率ひ、家業を以て、朝廷に御奉公申上げたのである。即ち君と神との間に立つて、祭祀を掌る中臣の部民は、中臣連に率ゐられ、鏡を作る職掌の鏡作部の民は、鏡作造に率ゐられる類である。即ち上代には、職業に因つて、(又時として住居の地に因つて)中臣とか鏡作とかの氏の名が出来、氏には部民があつて、その氏の長たる臣とか、連とか首とか云ふ人に統率せられたので、その氏の長たる臣とか、連とか首とかを姓と云ふので、これが即ち氏族制と呼ぶ所以である。そして、此等の諸の氏人の上に立つて、最後に天皇が統御されるのである。且つ天皇に

は勿論、氏の各部にも夫々領地があつて生活には事缺かなかつたのである。然るに、物と云ふものは如何なる善いものでも、時代が立つと弊が生ずるもので、此の氏族制度も始は中々善い制度に相違なかつたけれども、漸々その弊害に堪へられない機運に向つた。何となれば氏族制度に於て、子孫その職を世襲するので、子が親の職業を嗣ぐと云ふは、遺傳的にも又自然の環境より、全くの他人よりも、子の方が其職業に適する様に思ふけれども、子が必ず親の職業を善くせず、又反對に好まない事が往々ある。學者の子が商人になり又音楽家や畫工になることも、敢て珍しくないことである。夫に朝鮮支那からは、續々歸化人が流れ込んで、勢ひ氏族制度にも弛を生じ、又時代の進むに連れて兼併の弊も伴ひ、彼の蘇我氏の如きは、物部氏を滅して、その財産を併せ、その富と力とは王室を凌ぐと云ふ有様です。此の專横僭越を極めた蘇我氏は、眼中皇室がないのであるから、一步を進めば實に寒心すべき時機に到來するは、理の當然たる事である。殊に振りかへつて對外關係を見ると、支那には、隋、又次に唐起り、威四隣に振ひ國と云ふ國を悉く征服せんとする有様である。かゝる間に處して、我國が獨立を保つて行くには、豪族兼併の弊を止め、有力なる中央集權の政府を建設するより外に方法はない。即ち結論として、氏族制度を廢すると云ふことになる。夙く此氏族制度の弊害を看破されたのは、聖德太子である。太子は蘇我馬子が崇峻天皇を弑し奉つた時でも、別にその罪を問はれなかつたが、蓋し、蘇我氏を討んとした所で、却つて攻め滅されることになり、又假令蘇我氏を運好く討ち滅した所で、又第二の蘇我氏が起るのであるからとの見地から、先づ其罪を看過し、基礎的に國民を教育し、根本的に一國一君思想を國民に鼓吹して、氏族制の弊を悟らしめ、以て政治上に大改革を加へんとの大抱負を有せられたのである。十七條の憲法の中にも、明白にその御抱負が伺はれるのである。これを明治の改革に比較して見る



と、類似の點がある。大政返上とか、版籍奉還とか、乃至廢藩置縣とかは、決して明治初年に忽然として發議されて、甘く行はれたものでなく、その二百年前に當つて國學者が漢學に啓發せられて、自ら省みて、内倉外卑を絶叫し、國民の覺醒を促進し、尊王賤霸の儒教説と結び付いては、遂には幕府の存在を許さぬことになり、普天の下王土説は、版籍奉還兼ては、廢藩置縣となつたので、その之を斷行し得る素地を作つたのは、確に二百年前に奮起した國學者の功績と云はねばならない。これと同様に、大化の改革は、中大兄皇子等によりて行はれたものゝ、斯様な改革を行ひ得る様に、大化の時勢を作り上げたのは、實に聖德太子其人の遠大なる精神に歸せねばならない。事の成るは、成るの目になるにあらずして必ず由て起る所ありと、古人の云つて居るのは、誠に至言と云はねばならない。遮莫、大化の改新は、周孔の教を南淵先生より承けた、中大兄皇子や中臣鎌足や等が委員として、唐留學生等を顧問として、行つた事業であることは争はれぬ事である。

## 二、大化改新の内容

蘇我氏の滅亡は、事實氏族制の消滅と云ふべきである。皇極天皇は、蘇我氏誅伐の殊勳者中大兄皇子に、御讓位にならうとしたが、中大兄皇子は、これを腹心の中臣鎌足に相談された所、鎌足の云ふには、古人大兄皇子は殿下の兄に當り、又輕皇子は殿下の叔父に當るから、今回は先づ御辭退なされて、叔父上を立てられたが善からうと獻言した。中大兄皇子は至極尤の事であると賛成され、輕皇子に御讓り申上げた。すると輕皇子は、更に古人大兄皇子に御讓りしたが、古人大兄皇子が辭退されて吉野に御遁になつたので、止むを得ず、輕皇子即位されたのが、即ち孝德天皇である。此鎌足の獻言は、頗る當を得たもので、新政を行ふには、時には衆怨の府となる。それで、中大兄皇子は

影武者となつて改革を行ふのが、最得策であり、又鎌足は嘗ては輕皇子の値遇を辱うして、屢その宮中に入出し、奉戴の意を諷示したこともあるので、中大兄皇子に謙讓の徳を勧めたのである。しかし、古人大兄皇子の吉野隱退は、その本心でないと思へて後年謀叛の廉で誅伐された。

孝德天皇即位の日に、先帝に皇祖母尊の尊號を上り、又中大兄皇子を皇太子とし、阿倍倉梯麿を左大臣とし、蘇我山田石川麿を右大臣とし、中臣鎌足を内臣とし、僧旻及び高向玄理を國博士とした。此兩人は長く支那に留學した當時の新智識の持主であるから、特に顧問に備へたものと見える。天皇は先帝皇太子を始め、百官を槻の大木の下に集めて、盟つて仰せらるゝやう、天地間では、帝道唯一であるのに、末世になつて、君臣の序を紊ることが起つたが、幸に逆臣を平ぐを得た。以來は君に二政なく、臣は朝に背くこと無からう。萬一にも此盟に背く様の事あらば、天地神人共にこれを滅さんと。要するに、これは明に改革の前提として、主權の確立を圖られたものである。

尙、即位後四年に、始て年號を立て、大化元年と云つた。これ我國で年號を用ひた始である。尤以前には、僧徒等の私に用ひたと思はれる、私年號又は逸年號とか云はるゝ、法興と云ふ年號があるが、それは朝廷の知らざる所である。これは國博士の連中の説に據つて年號を建てたものであらう。乍併此大化の年號も、後世の如くその儘連續して用ひられたものでなく、大化は五年にして、白雉と改り、その白雉が又五年迄續くゝ、一時は年號が絶えて、天武天皇の朝に、又朱鳥の年號を用ひたけれども、タツタ一年で止み、文武天皇の大寶の年號を立て、から、連續して今日に至つたものである。されば北畠親房の如きは、大寶を年號の始との説を、その著神皇正統記に載せて居る。

此大化元年は、改革の準備として、阿倍倉梯麿と蘇我石川麿との兩大臣に詔して、悦<sup>ヨロコビ</sup>を以て民を使ふの道を諮問さ



れた時、蘇我石川麿は、先づ神祇を祭り、然る後政事を讀せ給へと勅答したるは、頗る注目すべき事で、敬神は我國の特有なる風俗で、天皇のこれを嘉納されて、使を尾張美濃の二國に派して、供神の幣を課せられた事實に倣すると、飽く迄我が國風を重んじて、必しも支那制度に一も二も摹倣したものでないことが分る。又鍾匱を朝に設け、民の冤枉を聽かせ給ふ御愼慮の程を推察されるのである。思ふに、大化改新の政治を行ふに當り、中大兄皇子は委員長、中臣鎌足は副委員長として、大陸に永く留學して、彼の文化を輸入せる、僧旻や高向玄理等の意見を聽いて計畫されたものであることは想像するに難くない。史の傳ふる所に據ると、中大兄皇子・中臣鎌足の二人は、蘇我氏を除かうと相談された時、謀の他に洩れるのを恐れて、南淵先生に教を受けると號して、一緒に車に乗り、常に車中に謀議したとある。南淵先生は如何なる人であるか詳なることは分らないが、留學生の南淵請安と同じ人であらうと思はれる。請安は推古天皇の十六年に入唐して、舒明天皇の十二年歸朝したる人なれば、其留學實に三十三年の久しきに亘つた人、同時に留學した人の中では、色々朝廷の要路に立つて、重く用ひられた人があるけれども、請安は獨り仕へず、野に居て周孔の教を説いたので、その住所が南淵であるから、世人から南淵先生と呼ばれたものと思はれる。中大兄皇子中臣鎌足の二人は、此南淵先生よりして、周孔の教を聽いたのであるが、周孔の教は即ち儒教で、儒教の原理は、尊王賤霸で、その説を延長して結論すると蘇我氏の如き閥族の跋扈を許さぬ事になり、従つて國に二王なしと云ふ事になり、どうしても氏族制度の存立を容れぬことになることだから、中大兄皇子は、夙に鎌足と其の方法に就いて協議しあつたもので、恰も請安と同時に留學した、高向玄理や、僧旻や杯は歸朝し、盛に大陸の文化を我國に宣傳したので、先づその改革の骨子は、此等の留學生留學僧等の意見が採用されたものと思はれる。高向玄理は、南淵請安と同じ

く在唐三十三年、僧旻は在唐二十五年、人生の半分若くはそれ以上を支那に送り、熱心に支那文化を視察し歸つた人であるから、決してその改革と云ふものは、一時の思付でなく、研究に研究を重ねた結果實行されたもので、云はゞ聖德太子の理想とされたその宿願を、中大兄皇子が解決された感がある。

一年の計は春にありと云ふ様に、新年は事を新に創める上にも、人心を一新する上にも最も都合よき時期である。それで大化二年正月拜賀の禮畢ると、改新の大詔が下された。今その梗概を述べて見よう。

一、土地人民に關する改革 此迄歴代の天皇の置かれた御子代の民、并に處々の屯倉を始め、臣・連・伴造・國造・村首の所有せる部曲の民又處々にある田莊を廢めて、その代に身分に應じて封祿を與へることにして、大夫以上には食封を賜ひ、それ以下の官人百寮には、布帛を賜ふことにした。これは、從來の各氏に、私有の民、私有の地のあつたのを悉く廢して公民公地とし、之に換へるに封祿を以てしたのである。

二、京師畿内の制 京師・畿内地方の制を定めて、京師には坊毎に長一人、四坊毎に今一人を置いて、戸口を調査し兼て奸惡を監察するの任に當らしめ、坊令には、坊内にて廉直にしてよく事務に堪能なるものを採用せしめ、里坊の長は、又それぞれ百姓中より適材なるものを採用せしめた。又畿内の境界は、東は伊賀名張川に至り、南は紀伊の兄山より、西は明石櫛淵より、又北は近江佐々波の逢坂山に至るを境として畿内と云つたので、今の畿内とは、稍境域を異にして居る。又諸國の行政區劃を國・郡・里に區分し、五十戸を里とし、里に里長を置いて、戸口の検査、勸農收税の事を掌らしめた。又四十里を大郡、三十里以下四里以上を中郡三里を小郡とし、郡司の大領小領は、國造の清廉事務に堪へるものを採用して郡を治めしめ、國には國司あつて之を治めしめた。又道路には、驛馬傳馬を置き、驛



鈴によつてこれを給し、關を設け鈴契によつて通過することとし、地方制度、交通の機關も漸々整頓されることとなつた。

三、戸籍計帳と班田法との制定 前に公收した土地は、更めて全國民一般に、男女を問はず六歳に至れば、それを班與するの制を立て、死すればこれを取上げ、六年毎に收授するから、これを班田收授の法と云つた。かく班田法を實施する上にも、第一に全國民の數を調査せねばならない。これ戸籍計帳の必要なる所以である。戸籍は後世の戸別帳と云ふべきもので、日本では既に崇神天皇の朝に、戸籍を調査し調役を課する基準とされた。又戸籍と班田との毎年の状態を記すのが計帳である。

四、税法の制定 又租庸調の税法を定めて、全國一般に納税の義務を負はしめた。田は長さ三十步、廣さ十二步を一段とし、十段を一町とし、田租として、一段より租稻二束二把、一町よりは租稻二十二束を徵收し、極めて偏鄙不便の處は、別に便法を設けて、必しも此割に據らずも善いことにした。田調としては、絹・緇・絲・綿・布等、凡て土地の物産を差出さしむることにし、其割合、田一町で絹なれば一丈、四町で一疋、綿なれば二丈、二町で一疋、布ならば、四丈、一町で一端を納める割である。又戸別の調と云ふものがあるが、即ち戸數割で、一戸から賁布(ウツモノ)(即シナで織つた布)一丈二尺を徵り、且調の副物として、鹽・贄(ヒレ)(魚鳥等)等のその土地の産物を出さしめ、又官馬は、一戸毎に中馬一匹を出し、二百戸毎に上馬一匹を出し、その馬を買ふ價は、一戸の割布一丈二尺を出さしめ、兵士は人毎に刀・甲・弓・矢・幡・鼓を出させ、仕丁は五十戸に一人を出さしめ、又庸には一戸から布一丈二尺、米ならば五斗を出さしめ、采女は郡の少領以上の姉妹及子女の容貌端正なるものを上らしめ、一戸が采女一人の食料を分擔するの規定で、以上が即租庸調の税法の一斑である。

以上述べ来た所のものが、大化改新の要項であつて、在來の封建的勢力の氏族制度を廢して、全國統一的政治とし、以て中央集權を確立し、又一方には、土地兼併の爲貧富の度の懸隔せるの弊を矯め、天下の土地人民を凡て公民公地とし、以て帝權の尊嚴なるを發揮したものである。無論改革は、一時に完結するものでなく、明治の際とても、大政奉還を許されて三職を置いて政治を行つた云ふも、官制の改廢、版籍奉還、廢藩置縣から、廢刀徵兵制度等多年に亘つて改革は漸次に企圖されたもので、内閣制を探り憲法を欽定する迄約二十三年も懸つたのであるから、大化の改新とても、決して一朝一夕に成就したものとは思はれない。云はゞ前述の事項は、改新の大方針でも見るべきものである。それであるから今後、著々として種々の改正が行はれ、風俗の匡正、官制又冠位の頒布もあつたのである。中大兄皇子が、天皇に奏して、天に二日なく、國に二王なし、是故に天下を兼ね併せて、萬民を使ふべきものは、唯天皇のみであると云つて、その所有せる五百二十四口の人民と百八十所の屯倉を獻ぜられたのは、明治の際、薩長土肥の雄藩が、率先して藩籍を奉還したと、揆を一にするものである。その他朝禮を定めて、冠位七色十三階とし、更に十九階を改め、八省百官を置き、原葬の弊を矯めて、その身分に應じ墳墓を作らしむることとし、その他結婚に關する弊、又行路旅人に死穢の祓除を強ひるの弊風等を廢めしめた。此等は多年の習慣として行はれ來たもので、甚しき弊害があつたものと祭せらるゝ。史に白雉三年正月に、班田を終へたとあれば、改新の詔があつてから、六年懸つて漸く班田を結了したものと思はれる。

### 三、蘇我石川麿の讒死



大化の改新は、國家の發展上必要なるものとして、大勢より見て當然なる施設なるに相違なきも、新を憎み、舊を慕ふは人情の常、況んや守舊保守の徒の、此の改革を悦ばざるは、當に然るべきことで、彼等は種々の形に於て、その僻憤を洩したのである。此の時に當り、右大臣蘇我倉山田石川麿の讒死は、眞に世の耳目を驚した出來事で、人心動搖の際、改革の犠牲となつて、非業の死を遂げたものと思はれる。これ實にその八日前の、大化四年三月十七日には左大臣阿倍倉梯麿薨じて、天皇朱雀門に行幸されて哀を擧げさせ給ひ、皇祖母尊、皇太子等を始め、文武百官も悉く、哀哭した。その哀の未だ去らざる八日後に突然、蘇我臣日向宇身狭なるもの、その異母兄の倉山田大臣を中大兄皇子に讒言して云ふには、臣の兄倉山田、皇太子の海濱に遊び給へる時を伺つて、危害を加へ奉らんとして居る。その叛き奉ること決して久しくはあるまいと。一體、申す迄もなく、倉山田は中大兄皇子と始終大事を圖つた人で、嘗て中臣鎌子が皇子と蘇我氏誅伐を策した時、どうしても適當の補助を要するので、當時その補助を物色するに、倉山田大臣より適當の人はない。此人を味方に附けるには、その長女を納れて妃となし、特別の關係をつけて、それから同志に引き入れるがよいと、鎌足の周旋でその長女を御召にならうと云ふその晩に、異母弟の身狭が長女を偷んだので、倉山田が非常に狼狽して進退に窮して居ると、その次の娘の遠智媛が、父の顔色を見て、何の爲に心配さるゝのだと尋ねるから、その事情を打明けると、少女は決して心配されるな、妾を代りに遣されたらよからうと云つたので、父は大に悦んで、此の遠智媛を奉つて妃とし、赤心を表したので、皇太子は始終倉山田を御信用になつて、共に蘇我氏を誅伐し、大化の改革には右大臣の榮官にも上つたのである。その際、中大兄は身狭の無禮を怒つて、將に誅伐を行はんとされたが、鎌足は天下の大事を定める際、かゝる一家の小事は憚るものであると切諫したので、身狭の罪

を見遁したが、今又かゝる悪事をたくらむとは、言語道斷の次第で、しかも中大兄のこれを取上げることは、中大兄と倉山田との間に、何か乗すべき隙間があり、又阿倍左大臣薨じて、これを救済すべき人がなかつたのを見圖つて、虚構したものと思へない。天皇はこれを聞いて、直に使を山田麿の許に遣して、その虚實を尋ねさせた處、その答には、陛下に拜謁して直々に御返事を申上ようと。天皇は更に使をやつて、その反狀を審にさせた處、石川麿の答は前の如くあつた。天皇は軍隊に命じ、石川麿の邸宅を取り圍む様にとせられた。これを聞いた石川麿は、二男の法師と三男の赤狗をも從へ、和泉國茅渚道より逃げて、郷里の倭に向つた。恰も此時長子の興志は、倭に居て山田寺を建築最中であつたが、父の逃げ来る報知を聞いて、高市郡今來に迎へ、父を寺に案内して、徐に父に説いて、今や討手は來るであらうから、引き受けて拒きませうと云つたが、石川麿は斷じて之を許さない。此夜興志は士卒を集めて大和にある小懸田宮を燒かうと云ふ計畫を立てた。石川麿が興志に問ふには、汝は身を惜しむか、曰く惜しくない。そこで大臣は寺僧及び興志外數十名の者に諭して曰ふには、苟くも人臣たるもの、假りにも君に逆ふたり、父に不幸の行あるべきものでない。抑此伽藍を構へたのは、素より自身の爲に造つたものでなく、偏に天皇の御爲に造營したものである。我今讒言に因つて誅伐せられても、飽く迄も忠義を懷いて黄泉に赴きたいものであると言ひ終つて、佛殿の戸を開き、願くは我生々世々天子を怨み奉らずと誓つて、自ら縊れて死んだ。妻子の殉死するもの八人。此日に太伴狗と蘇我日向は軍兵を引率して、石川麿を追蒐け、河内國里山に至ると、山田寺より、便が來て告げるには、蘇我大臣既に三男一女と自死してしまつたと、そこで軍隊は、丹比坂より歸ることになつた。その翌日、石川麿の妻子及隨身の自殺して殉するもの多く、夕方、蘇我日向、穗積嚙等は、山田寺を包圍して、物部二田造鹽に命じて、石川



鷹の首を斬らしめた。此事に坐して斬れたもの十四人、絞られた者九人、流されたもの十五人。朝廷では使者を派して、石川鷹の財産を没收すると、資財の中で、好書の上には皇太子の書と題し、重寶の上には皇太子の物と題してあつたので、使者はその趣をありのまゝ報告すると、皇太子は始て石川鷹の誠心を悟られ、今更ながら、これを殺したのを悔いられたけれども、詮方なく、只蘇我日向を筑紫の大宰帥に拜した。世人はこれを鹽流と呼んだが、要するに後の左遷の義である。

これに關聯して、又一場の悲劇がある。皇太子の妃蘇我遠智媛は、父の大臣が鹽の爲に斬られたとの報を聞いて、心も身もあらぬ思をなし、鹽の名を聞くさへうらみ悲まれたので、御側に仕へて居る者も、その心を察して鹽の名を憚つて堅鹽と呼んだ。媛は餘り悲んだので、之が原因で遂に薨去された。石川鷹は誠に誠忠無比の人で、人臣の標本と云ふべき人、又その女なる媛は何んと孝心深き婦人であつたらう。皇太子も妃の薨去には痛く同情された。此時、野中川原満と云ふ人が、

山川に、鶯鶯ふたつ居て、たぐひよく、たぐへる妹を、誰か率にけん。

幹毎に、花は咲けども、何とかも、愛し妹が、また咲きて來ぬ。

皇太子はこれを聞いて、非常に感動されたとの事だ。又石川鷹の經營した山田寺は、奈良縣磯城郡山田村大字山田に、その寺址があつて、政府よりこれを史蹟地として保存することとなつて居る。茲に注意すべきは、此時代の寺は、後世の寺院の如く、一身一家の爲に設立したものでなく、天下の爲め、又國家の爲め、皇室の爲め等、非常に大なる目的で設立されたものが多い。假令ば、大安寺の如きも亦然りである。即ち聖德太子が、御病氣で今や御危篤と云ふ

時に、時の天子推古天皇が、田村皇子をして御慰問せしめ、何か云ひ残すべきことあれば、遠慮なく遺言せよと宣はれたので、皇子は謹んで奉答するには、臣は過去未來の天子の御爲に、兼て經營して居る所の熊瀨の道場を朝廷に献上したいから、之を大寺として完成されたき由を奏聞した所、天皇も譯もなく嘉納され、之を田村皇子に付托され、田村皇子即位して舒明天皇の十一年には、此熊瀨の道場を百濟川の側に移し、百濟大寺と云つた。即後の大安寺の前身である。斯様にして、大安寺と云ひ、山田寺と云ひ、實に國家とか天皇とかの爲に、一箇人の利益を超越した意志の發動から建立されたものであることを忘れてならない。

大化六年二月、穴門今の長門の國司草壁連醜經、白雉を獲てこれを献りしかば、これを園内に放たしめ、儀を備へ文武百官を従へてこれを覽し給うた。左大臣巨勢德太古群臣を代表して賀表を上り、以て祥瑞となし、詔して、天下に大赦し、年號を改めて白雉とした。これ改元の始で、今後の改元は、白雉、白鳥或は麒麟、鳳凰、若くは異草嘉木等の出現を以て、君徳の發露とせる、支那留學生の唱導せるものを採つて、改元の號としたものである。

一體、孝德天皇は、難波の長柄豊崎宮を皇居に御定になり、新に造營に懸り、白雉二年に、新宮に御遷になつた。その地は、今の西成郡豊崎村大字北長柄南長柄の地に當るもので、白雉三年に造宮工事完成した。史に「造宮已訖、其宮殿之狀不可彈論」とあれば、工事に八年も要したことから考へて見ても、此豊崎宮の規模の宏大にして、此迄に見るべからざる結構であることも想像せられるが、畢竟その地が要衝に當り、外國交通の點なども顧慮したことからの遷都だらう。然るに、飛鳥地方には、歴代の皇居存し、且其地は先朝以來の豪族、又有力なる韓漢の歸化人も居住し、法興・元興以下の寺院もあつて、新都を悦ばない傾向があつたものらしく、皇太子の宮殿の火災に罹つたのも、



恐くはこの不平家の所爲らしい。此傾向を見ぬいた皇太子は、白雉四年の七月に、最早倭京に遷都の議を上つたけれども、天皇は嘉納し給はつなかつた。夫にも拘らず、皇太子は皇祖母尊・間人皇后又皇弟を率ゐ、倭飛鳥河邊行宮に遷つて仕舞つた。無論公卿大夫百官は一緒に遷つたので、天皇一人が置去にされた譯だ。天皇の憤懣はさる事にて、遂に讓位の決心をされ、宮を山崎に造り、間人皇后に歌を送つて云ふには

かなき着け、我が胸は、引でせず、我胸ふ胸を人見つらんか

と、恨を皇后に洩された。此一事を見ても、中大兄皇子の権力の盛なる、天子は單に飾物に過ぎなかつた事も分る。後天子は病に罹られ、遂に難波宮の正殿に崩御され、河内國石川郡大坂磯長陵に葬られた。史に天皇佛法を尊み、神道を輕んじ、人さ成り柔仁にして儒を好み貴賤を擇ばず、頻に恩勅を降すとあれば、温厚寛仁の君なりしを想像するに足る。されば、爰法師の病に罹るや、車駕親臨してその病を問ひ、親しく其手を執つて、若し法師今日亡せなば、朕も明日亡せんと仰せられ、其命終を問召されては、使を派してこれを問ひ、且賻を賜ひ、法師の爲に、畫工狛部千麿、鰐魚戸直等に命じて、多く佛菩薩の像を造り、川原寺に安置せりと云ふ。以て御聖徳の一斑を見るべきである。

#### 四、齊明天皇の即位

孝徳天皇の崩後、皇太子尙位に即き給はずして、皇祖母尊再び飛鳥板蓋宮にて帝位を踐ませ給ふ。これ本朝重祚の始にして、前朝の皇極天皇に區別して、後朝を齊明天皇と申上げ、後來の前後兩朝別々に諡號を上るの例を開いた。中大兄皇子は又皇太子として、依然として萬機攝行の權を握らせ給ふ。これ大化の改新の事業未だ完成の域に達せず、舊により黒幕の中にあつて、政治を執るの便宜なるを以てであらう。此天皇の事蹟は、土木工事と出師との二事件あるも、今は土木工事のみを述べよう。

齊明天皇の即位元年に、大に宮闕を起し、唐制に倣ひ、瓦葺を造らんとして、頻に深山廣谷より、その用材を伐り出されたが、朽爛して用に堪へぬものが多いので、遂に工事を中止するの止むなきに至つた。元來前朝よりの宮殿であつた板蓋宮は、在來の茅を以て葺いたのに對し、一層進歩して板を以て葺いたから、しか名稱を附したものであるが、後朝にては、更に一步を進めて瓦葺にしようとしたので、その規模の程も唐制を摹したものであると云ふことを想像するに難くない。新宮の工事を中止した後には、板蓋宮火災に罹り、飛鳥川原宮に遷つた。即ち飛鳥川附近、今の川原寺附近にあつたものだらう。その翌年には、更に舒明天皇の宮地であつた飛鳥の岡本に宮地を營み、工事なつて茲に移り、前の宮名と區別する爲に、これを後飛鳥岡本宮と云つた。在來はその宮址を今の高市村大字岡の地に求めるも、喜田博士はこれを飛鳥村大字雷の東に當てゝ居る。天皇は宮の東に當る、田身嶺即ち多武峰に、石垣を繞らし、山上の二本の槻樹ある邊に高臺を起したので、これを兩槻宮とも、又高く空中に聳えたより天宮とも云つた。又渠を堀らせて、香山の西から、石上山へ至る間に及び、舟二百隻を以て、石上山の石を積んで流に順つて、宮東の山に引き來り、そして石を積み重ねて垣となした。工夫を便役したこと三萬餘、又垣を造る工夫七萬。以てその大規模の工事たるを見るべきである。時人諗つて狂心渠と云つた。尙吉野宮の造營もあつて土木の業は頓繁に起つた。

かゝる世に不平多き時勢を利用して、右間皇子陰謀事件が暴露した。皇子は孝徳天皇の只獨りの皇子である。前に述べたやうに、孝徳天皇と中大兄皇子との間柄は、圓満の者でなかつた。従つて右間皇子は、中大兄皇子より、餘程



煙たく思はれて居られたに相違ない。それで、有間皇子はよく身を處するに注意したものと思はれるが、史に、皇子性酷く、陽狂たとあるは、恐くは事實で、若し賢明であつたならば、嫉視せられて危険此上もない事だから、陽狂を粧ふたものだらう。あの狂心渠の工事を始めた翌年九月、有間皇子は病氣療養に托して、紀伊牟婁湯即ち今の田邊郡湯崎温泉に入浴し、歸つてから、盛にその地の風景を賞め、温泉の功德を述べて、纔にその地を観た丈でも、病氣は愈る抔と語られたので、天皇も御慮が動いて、一度は御幸なりたいたいのだとの思召があつた。然るに、その翌年の五月に、御寵愛の皇孫建王が八歳で薨去されたので、非常に哀悼せられ、詔して萬歲千秋の後には、必ず朕が陵に合せ葬れと宣はれ、取り敢へず、大和國高市郡今城谷の上に殯葬した。天皇は自ら歌を作られ、

今來なる、小山が上に、雲だにも、著し立たば、何か歎かむ

射鹿を、撃く河邊の、若草の、若くありきと、我が思はなくに

飛鳥川、漲らひつゝ、行く水の、間もなくも、思ほゆるかも

と、時々歌はれて、暗涙に咽せられたとの事である。然るに、其十月に紀伊の温泉に行幸仰せ出されたのは、此悲哀を御慰めにならうと云ふ爲でなからうか。乍併、見るもの聞くものにつけ、追憶の御悲に耽られ、左の御詠があつた。

山越て、海渡るとも、面白き、今來の内は、忘らゆまじに

淡の、潮の下り、海下り、後もくれに、置きてか行かむ

愛しき、我が若き子を、置きてか行かむ

此行幸の留守を預かつたのは、蘇我赤兄で、實に馬子の孫に當る人だ。或日、赤兄は有間皇子に物語るには、當今失政三ツある。第一には倉庫を起て、民財を積み集めた事、第二には無用の渠を長く穿つて、天下の公糧を費す事、第三には、舟に石を載せ運んで、積んで丘に築くこと。世故に馴れない、人好しの皇子は、赤兄も矢張り當世に不平なる人物であると、早合點し、浮と載せられて本心を語り、吾も成長して漸く兵を擧げる時節に到達したと答へた。その後、有間皇子は赤兄の家を訪問し、樓上で謀議を凝した最中、不吉の事があつたので、その事を中止することに盟つて歸られると、赤兄は其夜半に、迅雷疾風の如く、物部井筒に造宮丁を率ゐて皇子の市經イナフ今の生の家を取り圍んで、皇子及び一味の徒黨を一網に入れて捕へ、直に變を行在に報じ、且つ皇子一類を紀伊に護送した。皇太子親ら有間皇子を訊問して、何故に陰謀を企んだと。答へて云ふには、天と赤兄とが知るのみで、吾は全く知らんことだと、遂に皇子は、藤白峠に絞殺せられ、その一類も或は斬られ、或は流されて事全く落着した。此陰謀と云ふのは、實は冤罪で前に云つた通り、中大兄皇子と孝徳天皇との間は、圓滿でなかつたので、その子の有間皇子を憚つて居たものだ。蘇我赤兄はその心中を讀んで、甘々と有間皇子を釣り出して、陰謀あることを探り出し、以て中大兄皇子に忠義立をし、そしてその立身を圖つたものと思はれる。それより赤兄は信用を得て、中大兄皇子の即位して、帝位に即かれると、段々に立身して、筑紫宰より遂に左大臣に迄昇り、その女常陸娘は又天智天皇の妃となつた。天智天皇の皇子大友皇子の嗣立せられる際、左大臣として赤兄は筆頭に附托の重任を受けた人である。夫にも拘らず、壬申の亂となり、西軍の大敗するや、赤兄は逃亡し、亂後には配流の刑に處せられた處から見ると、その人物は略察せられる。亦以て赤兄が有間皇子を陥れたと云ふ事も、事實であるを見てよからう。皇子、年十九、皇子が藤白坂の途中、磐石の松に結



んで詠んだ歌がある。

勢白の、濃松が枝を、引き結び、まさきくあらば、又還りみん

又よく人口に喰炙して居る、

家があれば、筒にもる飯を、草枕旅にしあれば、椎の葉に盛る

と云ふのも、捕はれの身となつて、囚人扱にせられる境遇に感慨して詠んだものと云はれて居る。後文武天皇の朝、長忌寸意吉磨は、此結松を見て、哀んで歌二首を詠んだ。又山上憶良もこれに和して歌を詠んで居る。

齊明天皇は、佛法宣傳に努められ、孟蘭盆會を設け、須彌山の形を作つたり、又仁王會般若會を設けたりもした。僧智通・智達の入唐して、法相宗を立辨三藏に受けたと云ふのも此時代である。

### 五、近江朝廷の政治

齊明天皇は朝鮮に出兵の爲に、大本營を筑前朝倉宮に進められしに、不幸にも軍中御崩御になつたので、皇太子中大兄軍事多艱の際とて制を稱し、尙ほ筑紫に駐在して軍國の政を聽き、稱制七年にして始て帝位に即かせられた。天智天皇これである。天皇は皇太子の位にあること、二代十七年の長きに亘り、蘇我氏を倒し、大化の新政を布き、韓に出兵して百濟を助けて唐と戦つた功績が數々あり、稱制六年には、一旦筑紫より倭の飛鳥京に歸へられて、先帝の葬儀を行ひ給ひ、尋て都を近江の大津に相し、都城を營まれたのが、即ち志賀宮で、大化改新の際、都を難波に移したと同様、飛鳥京の舊勢力を離れて、新なる政治上の施設を試みんとしたもので、その地は、今の大津市の北に當る滋賀郡滋賀村なる滋賀里の地である。前の難波京に於けると同様、遷都に就いては非常の反對があつたもので、史に天

下の百姓遷都を願はず、諷諫者多く、童謠も亦衆く、日夜火災は頻繁に起ると明記して居る。即ち遷都後二年の十二月には、新京の大藏省火災に罹り、又その翌々年、宮城の火災あつて、再び大藏省焼け、遂にその翌月には、天皇の崩御となり、天武天皇の御代には、再び都を飛鳥に移し、志賀都は荒廢して、唯昔ながらの山櫻に、詩人をして空しく懷古の涙を灑がしむる事となつた。

天智天皇の政治は、大化改新の立案者であり、又責任者であるから、即位後は、益改新政治の完成を圖られた。要するに、孝徳天皇と云ひ、齊明天皇と云ひ、その二代間に、實際に政治を運轉したるものは、皇太子であるから、今や帝位に即くに及んでは、前の引續上、大化以來と、同じ方針で、種々の施設を試みた事は、當然の事と思はれる。即位の始には、先づ中臣鎌足に命じ、當時の學者有識家と共に律令を撰定せしめた。その十年には、太政大臣、左右大臣、御史大夫等の官職を定め、皇太子大海皇子が、使命を承けて冠位法度の事を施行したとあれば、兼てより中臣鎌足等の編纂に従事せし律令此時既に完了して發布されしものなるべく、世に之を近江朝廷の令と云つて、二十二卷あつたが、惜しいかな今は傳らない。鎌足の傳で見ると、命を承けて律令を撰定したとあれば、令のみでなく律も編纂した様にも思はれるが、律が果して編纂されたか、又編纂されたとしても、果して完結したか古來學者間の疑問とする處で明瞭でない。近江朝廷の法典編纂は、云ふ迄もなく外國法典を採用了に相違ない。即ち、我が推古天皇の廿六年には、唐の高祖律令を撰定し、七年目には之を施行し、尙ほ、我が孝徳天皇の白雉二年には、高宗が律令格式を撰修して之を實施したとあれば、我が留學生留學僧の人々が此等の法典書を我國に輸入した事は、種々の點から見て争ふべからざる事で、又その編纂者も、大海皇子を始め、歸朝せる留學生、留學僧、その他百濟の歸化人で、法



官大輔に任ぜられた、佐平餘自信、沙宅紹明杯もその委員の一人であつたらう。これが抑の日本で行はれた成文法の始で、その後継度かの増減を経て、大寶令となつたものである。その沿革は後に述べることにしよう。

又九年には、朝廷の禮儀と、行路相避くる禮とを定め、誣妄妖偽を禁じ、且つ戸籍を作り、盜賊淫浪の徒を禁断せしめた。その年は庚午に當るので、之を庚午年籍と云つて居る。これは、往年、船隻惠尺が、蘇我氏邸火災の燼餘に得た所の國記を、根據として姓氏を正し、源委を明にして造つたものであるから、後に六年六年毎に、新に戸籍を作り上げる時、前の戸籍は不用になるから、破毀する例になつて居るけれども、此唐午年籍のみは、永世保存して、氏族の紛亂、良賤の争訟杯皆これに據つて眞偽を裁く材料とした。

又、天智天皇の朝、既に學校の設立ありし事、懷風藻の序に見えてある。十年正月に學識頭鬼室集斯なる名があれは、學政を總裁せし人なるを知られる。又工藝の進歩せしことは、倭漢沙門知由が指南車を作り、又天智天皇が皇太子たりし時、齊明天皇の六年、初て漏刻を作りて民に時を知らしめしを、即位後十年に、漏刻を新臺に置き、始て時を報せしと云へば、これ日本人の始て時の觀念を得し始めと思はれる。その他、七年に越國より、燃土と燃水とを獻せしとあれば、今日の泥炭及び石油の事なることが分る。又水碓を作つて鐵を治した事や、黃書本實の水泉を獻じた事等、工藝の發達は、驚くべきものがあつた。

然るに此の天智天皇を助け、陰に陽に献替して、赤誠を以て始終國家の爲に力を盡したるは、中臣鎌足であるが、天皇の八年、鎌足病に罹つて頗る重態とあるや、天皇親しく鎌足の邸に行幸されて、御慰問の上優詔を賜つた事は、頗る異數に屬することである。天皇は更に皇大弟大海人皇子を鎌足の邸に派遣されて、當時の最高冠なる大職冠と内

大臣との位を授け、且姓を藤原と給つた。遂に年五十六歳（一説には五十歳）を以て薨去した。その薨するや、天子再その邸に幸して、蘇我赤石に優詔を宣へしめ、且つ金の香爐の御下賜があつた。君臣水魚の交思ふべきである。その優詔の中に、文王の尙父に任じ、漢祖の張良を得たるも、尊朕等二人の如くならんや、是を以て晨昏に手を握り、愛して飽かず、出入車を同くし、遊んで禮ありの詞があつた。初は、これを山階寺に葬り、後多武峰に改葬した。鎌足の薨去は、天皇に取つては恰もその片腕を奪ひ去られた感があり、國家に取つては、誠忠無二の柱石を失つたので、いづれから見ても一大損失である。

## 六、壬申の亂の原因

壬申の亂は、實に皇室に起つた一大不祥事件で、此の如き問題は、歴史に未だ嘗て無き出来事である。一方から見れば、大化改新の政治を行ふに當つての、急進派と漸進派との衝突で、後者の勝利に歸したものと見ることが出来る。

元來天智天皇には、多くの皇子女あられた中に、伊賀采女の宅子媛の産み奉つた、伊賀皇子又大友皇子と申される方があつた。天智聰明で、百濟の學士を引いて、五經法律兵法等を學び、又文筆にも長じて居たので、父の天智天皇は、わけて鐘愛された。日本人で詩を作つたのは、此大友皇子が始であると云はれて居る。その詩は、日本で始めて出來た、懷風藻と云ふ詩集に載つて居る。

侍宴

皇明光日月、帝德載天地、三才並泰昌、萬國表臣儀。

奈夏朝史



述懐

道徳承天訓、鹽梅寄眞宰、羞無監撫術、安能臨四海。

又常に好んで山野を跋渉し、狩獵にも耽けられた事から考へても、文才のみでなく、武道にも達して居た事が分る。天智天皇の皇子には、施基皇子・飛鳥皇子・川島皇子の諸子あるに拘らず、特に此の大友皇子を鍾愛せられ、行々は皇嗣に擬せんと欲感らしかつたが、しかしその母の伊賀采女が微賤であつた事と、又一は仰母齊明天皇の御思召があつたので、大友皇子をさし措いて、皇弟大海人皇子を皇太弟に立つることにされた。

察するに、天智天皇と皇弟大海人皇子との不和の關係は、公私共兩方面の點で、中々一朝一夕のものでないらしく思はれる。

其一は、政治上の意見の相違で、天智天皇は非常に漢土崇拜で、急進主義を抱持して居られた。彼皇極天皇の後に皇位候補者に擬せられた古人大兄皇子が、韓使謁見の席上、中大兄皇子が、蘇我入鹿を斬殺すると見て、「あの韓人が、入鹿を殺した、ア、恐い事だ」と驚いて、家に歸り、邸内に入り門を閉ぢて出なかつたと云ひ、日本紀に此語の條に註して、「謂因韓政而誅」と云つてある。ツマリ中大兄皇子を韓人と云つたので、韓は漢と同義で、漢土崇拜の人であると云ふ意を物語つたもので、皇子は實に極端なる漢土崇拜家であることが分り、従つて大化の改革は、保守派漸進派から見れば、極端なる改革家として、口こそ出さね、内々は非常に嫉視されて居たものに相違ない。又皇子に擬せられた古人大兄皇子が謀叛したのも、有間皇子の謀叛したのも、或る見方によつては、此中大兄皇子の急進主義の反對として表はれた事實と見ることが出来る。

然るに、皇弟大海人皇子は大兄の中大兄皇子に對しては、政治上漸進温健主義を執つたもので、後に改めて述べるが八姓の制定、古傳の尊重等種々復舊的施設を行はれた事等より見て想像出来る。齊明天皇筑紫行幸中は、中大兄皇子も供奉したので、留守居として留守政府を預つたのは、實に大海人皇子で齊明天皇崩御後、軍國多事の際とて、尙ほ中大兄皇子は筑紫滞中であつたが、その稱制中は、國內の政事は依然として大海人皇子の掌握する處で、稱制三年に、詔を奉じて冠位を改定して廿六階とし、又氏上、民部、家部等を定め、大氏の氏上には大刀を賜ひ、小氏の上には小刀を賜ひ、伴造等の政上には、太刀及び弓矢を賜はつたとあるが、大化の改新政治は、氏族部民の制度を廢するにあつたが、此改革された氏上・民部・家部の制度は、明に復舊的施設で、氏上を設け部民を復活した所がある。これ恐くは大海人皇子の主義が採用されたものであることが分る。中大兄皇子と大海人皇子との、政治上の主義は、一は進歩、一は保守、一は急進、一は漸進と云ふ相違がある。

其二は、個人的、即私的關係で、此皇兄弟中に、戀愛上の争があつた事は、萬葉集の歌から推論される。それは、鏡王の女に額田女王があつて、これが競争の中心となつた主人公である。萬葉集に、額田女王が近江天皇(天智)を思ひて作れる歌に、

君待つと、吾が戀ひ居れば、吾が宿の、塵動かし秋の風ふく

又、天皇の大殯の時に作つた歌に

かゝらむと、兼て知りせば、おほみ船、泊てしとまりに、しめ結はましを

の歌がある。又天智天皇の七年五月、近江國菟生郡に遊獵の時、額田女王の作れる歌に



アカネ 茜さす、紫野ゆき、ツシノ 標野ゆき、野守は見ずや、君が袖ふる  
これに對し、大海人皇子の答へた

紫の、匂へる妹を、にくゝあらば、人妻故に、再戀めやも

の歌がある。人妻は額田女王の天智天皇の妃となるを指したものだらう。天武紀によれば、天武天皇初め鏡女王額田王姫を娶りて十市皇女を生むとあり、又大友皇子は十市皇女を妃として葛野王を生まれたとなれば、天武天皇と額田女王との關係は、勿論未だ帝位に即かれざる以前の事なるべく、その後、又額田女王と天智天皇との關係があり、兩者の間に、額田女王を中點として、種々の競争や悶着起りしにあらざるか、尙ほ、又中大兄皇子の三山の歌として、

香具山は、畝火を好しと、耳梨と相争ひき、神代より、かくなるらし、古も然かなれこそ、空蟬も<sup>ツ</sup>蟬を争ふらしき

反歌

香具山さ、耳梨山とあひしとき、立ちて見にこし<sup>イナミクニハラ</sup>印南國原

とあるが、恐くは當面の心裏を表はしたものでなからうか。

以上述べたる如く、兩兄弟は公的にも私的にも蟬があつたので、何かに付けて相反撥し衝突せんとするのは無理もない事である。大海人皇子が、中大兄皇子の不在中飛鳥京に居て、萬事を取賄つたので、聲望隆々と揚り、飛鳥京の舊著姓、保守派、國粹家とでも云つた人々より、自然一方の頭目と推し立てられたのは、自然の事である。恰も天智天皇が即位せられて、一日天皇群臣を演樓に召されて酒を賜つて、一同は歡を極めたことがあつたが、同じく御宴に

召された大海人皇子が、平生胸中に潜めて居た不平を酒のために勃發されたのか、長槍で板敷<sup>イナシキ</sup>を刺貫<sup>サシツラス</sup>かれた。天皇は非常に怒られて、大海人皇子を執へ將に成敗を加へんとされた刹那、元老株の中臣鎌足が、マアマアと飛んで中に入り天皇を宥めた。何しろ國家の元老で温厚篤實の鎌足の事だから、其場は鎌足に任せて、無事に事済むことになつた。又大友皇子が、嘗て夢を見たのに、朱衣の老翁が、日を捧げて來たのを、それを受け様とした處、腋の下から、人が表はれ來て、日を盗み去つたので、覺めてから、皇子はこれを鎌足に咄すと、鎌足は非常に不快に思つて、恐くは後來奸臣が起るの兆かも知れんが、天道は親なく、惟善のみこれ轉くるから、徳を修めなさい、災異は恐るゝに足らない。臣に娘があるから後宮に納れて、箕帚の用に充てたいとあつて、鎌足は其女耳而刀自を後宮に納れた。又一方には、その二女の氷上媛と五百重媛とを、大海人皇子に納れて妃とし、鎌足は兩者の楔子<sup>クワシ</sup>となつて、その衝突のない様に圖つた。然るに當の鎌足は先に薨去した。それで後に壬申の亂が始つて、大海人皇子は吉野から東國に向はれようとされた時、當時を回顧せられて、若し内大臣鎌足にして、今日迄生存して居たならば、決して此の始末にならないだらうと歎息された。朱衣の老翁の咄は、事實如何としても、鎌足の兩者の間の關係を知つて、陰に陽に、圓滿に衝突せぬようにと、苦心した事實は察知せられる。

天智天皇は如何にもして、大友皇子を皇嗣に擬せんとされたが、威望の隆なる大海人皇子を排斥して、代へると云ふ事は中々容易でない。因て大友皇子をして貫目を付けさせん爲に、十年正月には、大友大臣を設けて百官の上に擬せしめ、大友皇子をこれに任命した。又蘇我赤兄を左大臣、中臣金を右大臣に、蘇我果安・巨勢人・紀大人を御史大夫即ち後世の大納言に任命して、互に協力一致して皇子を助けて政治の要に當らしめた。然るに八九月の頃より、天皇



は病に罹らせ給ひ、十月には最早御重體の様子であつた。天皇は蘇我安麿を勅使として、俄に東宮なる大海人皇子を宮中に御召寄になつたが、此安麿は元來東宮と親密の關係があつたから、夫となく容易ならぬ形勢を注意した。天皇は帝位を東宮に御譲しようと思はれた所、東宮は之を辭し「生來虛弱の質であるから、即位杯は存じも寄らんことである。何卒天下の事は皇后に御任せになり、そして大友皇子を儲貳に立てるが宜しからう。私は、今日出家をして、陛下の爲、永くその冥福を祈りたい」と申上られた。されば天皇は、早速御聽届になり、皇太弟は、内裏の佛殿の南に剃髮されて沙門となられ、天皇からは袈裟の御下賜があつた。皇太弟は、更に天皇に拜謁して、此上は吉野に入て佛道を修めたいと請はれた。御聽になつたから、菟道迄諸大臣の見送を受けて、遂に吉野に入られたが、當時の事情の非常に切迫して、若し東宮の斯様な態度でも取らなかつたならば、その運命に拘はる大問題が起つたであらう。時人皇太弟の吉野行を評して、虎に翼をつけて放つようだと云つたのは適切である。

その後の近江朝廷は、實に悲哀を極めたもので、大友皇子は、左大臣蘇我赤兄・右大臣中臣金・御史大夫蘇我果安・巨勢人・紀大人の五人を従へて、内裏の西殿織佛の前に至り、先づ大友皇子手に香鑪を執つて盟はるゝには、六人互に同心協力して、天皇の詔を奉戴しよう、若之に違背するものあらば、天罰を被らん。其次に赤兄を初めとし、五人順々に一人づゝ立つて盟つて云ふには、臣等五人、殿下に隨つて天皇の詔を奉戴せん、若し違背するものあらば、四天王并に天神地祇これを誅罰せん、三十三天此事を照覽し、子孫は絶え家門は亡びんと、更に五人は大友皇子を奉じて御前に至り、盟約をした。後世の事であるが、豊太閤の將に瞑目せんとした時、嗣子の秀頼を奉じて、五大老が各盟約した事情を、思ひ浮べねばならない。相互に誓約せねばならない事情の下に置かれた、當時の形勢を深

く考へねばならぬ。此人心動搖の際に、又火災が起つて大藏省の第三倉を焼いたと云ふことも、如何に當時の人心に疑懼を與へた事だらう。遂に十二月に、天智天皇は崩御せられた。御陵は、京都府宇治郡山科村大字御陵にあつて山科陵と申上げ奉る。天皇の御功績を稱へて、後世の學者これを中興の君と仰ぎ、神武天皇を太祖と申上ぐるに對して中宗とも稱へ、後十陵の制起り、世數を経るに従て、漸々前の天子を削除するを法としたが、天智天皇のみは永世除かず、何時迄も奉幣を上ることになつて居ることから見ても、如何に天皇の御功績の偉大なるかを想像することが出来る。



## 奈良朝史〔第二講〕

奈良女子等  
師範學校教授

佐藤小吉述

### 七、壬申亂の經過

天智天皇崩御後の皇位繼承者は、誰人であるかは、史家の間に疑問とせられる處である。勅撰と云はれる日本書紀には、天智天皇の後に、直に天武天皇紀を立て、居る。つまり、皇太子の大友皇子が、天智天皇の後を承けて、帝位に即かれたか否かと云ふ問題で、史家の間には大要次の様な議論がある。一は、大友皇子即位説で、二は、天智天皇の皇后政を聽いて、大友皇子は、その儲皇太子として居られた時に、吉野の舉兵となつたのだとの説で、第二説の出處は、天武紀の、天智天皇が、大海人皇子に帝位を譲らうとされた時に、辭退された辭に、「願くば、陛下天下を舉げて皇后に陞<sup>ッ</sup>けよ、云々」と云つて居る。天智紀にも亦同様の意味の文句が載せられて居る。それで、後の天武天皇御崩御に於ける如く、先づ皇后の持統天皇が制を稱せられた様に、天智天皇の皇后倭姫王が政治に當られたとの説である。大友皇子が即位されたとの説は、夙に水戸の大日本史編纂の當時に、その説が主張されて、大友皇子の即位を認めて、その本紀すら立てられて居る。尙、徳川時代の學者伴信友は、懷風藻・扶桑略記・水鏡・大鏡等の諸書を引用して、大友皇子即位説を詳に論じて居る。しかも正史の日本書紀に、大友皇子の即位を書かないのは、抑故あることである。同書は、舍人親王の御編纂で、同親王は云ふ迄もなく、天武天皇の皇子であるが、若し大友皇子が即位したと



書くと、天武天皇が、之に對して叛くと云ふことになるから、非常に臣子の情として心苦しい立場にあるので、筆を控かして、大友皇子即位の事は書かないで、天智天皇から直ぐ天武天皇に移る様に、婉曲に筆を運ぐらしたものだらうと思はれる。伴信友の論文は、「長等 山風」と云ふ書となつて、世に發表されて居るから、参考するがよい。要するに歴代からは、大友皇子は認められて居なかつたのを、水戸の大日本史は、大義名分の上から、その即位を認め、大友天皇を立てたので、始て帝説が成り立つて、明治三年になつて、弘文天皇の諡號が奉られたのである。

**吉野の擧兵** 天智天皇と大海皇子との關係は、前所述べた通りで、それが、弘文天皇が即位してからも、叔姪の間御互に疑ひ合ひ又恐れ合つたことは事實で、兩者の相猜忌し、相排撃し、若し何等の離間中傷等の事柄があつたらば、兩者の關係は、遂に爆裂して火を發して、最後の戦争に訴へられる事が、容易に想像せられる。大海人皇子の吉野人を、世人が評して、虎に翼を附けて野に放ちやる様だ云つたのは、正に此の間の消息を語るものでなからうか。萬葉集に、天武天皇の御製として、

三吉野の、耳ミミ乳ガネ前マヘに、時なくぞ、雪は降りける。其舞の時なきが如、その雨の、間なきが如、隈も落ちず、思ひつゞぞこし、その山道を。

と詠んで居られるのは、吉野に御入の時に、山道を辿り行く途中、頻に默考しつゞ、或る計画をせられたと云ふ様な事が、臆に浮び出でられるのである。

天智天皇崩後に、近江朝廷では、吉野の皇子に向つて、非常に警戒されたものゝ如く、崩後の翌年、美濃、尾張の兩國司に命じ、山陵造營の爲と號し、頻に人夫を徵發し、人毎に武器を執らしめたので、美濃に旅行して此事柄を見

た吉野の舍人である。朴井雄君は驚いて報告して云ふには、「これは山陵を造る爲ではない、必ず他に曰くのある事で、早く此に對して策を講じないと、悔いても及ばぬ事であらう」と、又或人の奏聞には、「近江の京から、倭の京に至る間の處々に斥候を置き、又宇治の橋守に命じて、吉野の舍人が、糧食を吉野に運ぶを妨害させた」と、のみならず、大海人皇子の皇女で大友皇子の妃である十市皇女からも、内々密書を、鮪の裏焼の腹に入れて、父宮の許に知らせて来たとの傳説もある。そこで、大海人皇子は、それぞれ探偵を發したところ、不幸にも事實であることを確めたので、非常に憤られて宣はるゝには、「位を譲り世を遁れたのは、元々病氣の爲に、身を全うせん爲であるのに、今誅伐に逢ふのは、誠に遺憾千萬の事である。茲に座がらに身を亡すことは、誠に愚の極である」とて、彌最後の決心を極められて、近江朝廷に對抗するの策を取られた。併しこれが、吉野側の材料で、舉兵の口實に使つた様にも解せられるが、失敗した近江朝廷側には、これと云ふ材料がない。其年の六月には、村國男依・和珥部君手・身毛廣を急に美濃に派遣し、同國安八磨郡の御料地の役人である多品治ホシノに命令を下して、その郡の兵士を徵發し、又美濃の國司にも命じて、急に不破の關所を塞がせた。又大海人皇子は、兼て御領地であつた所の、美濃伊勢に行つて、これを根據地とし、以て近江朝廷に迫らんとするの策を取られたが、途中通行の安全を圖らん爲に、大分恵尺・黄書大伴達志摩を、大和の留守司高坂王に遣つて、驛鈴を請はしめた。且つ命令を傳へるには、「萬一驛鈴を得られなかつた時は、志摩は直ぐ遣つて之を復命し、又恵尺は馳せて近江の朝廷から、高市大津の二皇子を呼んで伊勢で逢ふ様にせよ」と、而して驛鈴を請ふた處、高坂王は之を聽かないので、志摩はその趣を直に復命し、恵尺は近江に行つて、二皇子に命を傳へることにした。その日の廿四日、大海人皇子は東國に出發せられることになつたが、何分急の事とて、車駕の用意も



なかつたが、途中に縣犬養大伴に逢つて、その鞍馬を召され、津振川(今の吉野郡龍門村津風呂)にて、始て駕に間に合ふことになつた。此時御供した一行は、妃の鶴野皇女を始め、皇子には草壁皇子・忍壁皇子、舍人朴井雄君・縣犬養大伴・佐伯大目・大伴友國・稚櫻部五十瀬・書根磨・山背小林・安斗智徳・調淡海等二十有餘人と女嬪十有餘人で、その日、今日の宇陀郡松山町迄來た時に、大伴馬來田と黃書大伴が吉野から來て追付いた。時に屯田司舍人土師馬手は一行の食事を供し、甘羅村(今の宇陀郡松山町)に來た時に、大伴朴本大國、獵師廿餘人を引率して一行に加り、美濃王も一行に従ひ、菟田の郡家の近くにて、伊勢の駄馬五十匹に逢ひ、その運んで居る米を棄てさせて歩者を悉く乗せしめ、大野に到つた頃には、日は全く落ちてしまつた。暗夜に山路の旅行は困難であるから、民家の籬を壊ち取つて、燭さし、漸く夜半に、伊賀國名張に到着し、驛家を焼いて、村中に云ひ觸して人夫を徵發したけれども、一人も召に應ずるものはなかつた。横河に行つた時に、十餘丈の黒雲空中に漲るを見たので、天文遁甲の術に精進せられて居らるゝ大海人皇子は、燭を舉げて、自ら占はれた處、「これは、天下二分の微であるが、遂には味方の大勝利になる」とのこと、全軍は大いに勇んで、急に伊賀郡に入つてその驛家を焼いた。伊賀の中山に行つた時に、その國の郡司共は、數百の兵を率ゐて歸服した、その翌朝、拓植に近い薊萩野に着いて、駕を留めて休息の上、朝食を取ることにした。積殖(今の拓植村)の山口に到ると、兼て召されて居た。高市皇子は、數多の扈從者を伴つて、甲賀山を越えて來り會したので、一行は益々勇氣を鼓して、大山を越えて伊勢の鈴鹿に到着した。時に、國守三宅石床、介三輪子首、湯沐令田中足磨・高田新家等が來會したので、益勢を得、五百の軍兵を發して鈴鹿の山道を塞ぎ、全軍の鈴鹿川の北にある川曲坂下に到着した頃には、此廿五日も暮れ、且つ妃の鶴野皇女も痛く疲勞されたので、暫く休息したけれど

も、動もすれば雨降らんとする天候だったので、道を急いで出發すると、雷鳴甚しく大雨となつたので、一行の衣服は濡れ、寒氣は至り、漸く三重の郡家に着いてから、民家を焼いて暖を取ることにした。その夜半に、鈴鹿の國司が、使を以て奏聞するには、山部王と石川王と一處に參着したと、そこで關所に留めて置いて、鈴鹿人をやつて召さしむることにした。その翌日廿六日の朝、朝明郡迹太川の邊で、伊勢の大神宮を遙拜せられた。恰その時益人還り、復命するには、鈴鹿關に到着したのは、山部王石川王でなく、大津皇子であると、その後より、大津皇子は、大分惠尺・難波三綱等を従へて來たので、大海人皇子は非常に歡んで、父子の對面がある、郡家に到着しようとした頃に、前に大の任務を拜した村國男依が還つて來て、美濃兵士三千人を發して、完全に不破道を塞いだ事を復命したので海大重人皇子は非常に満足し、一行大いに勇んで郡家に到着した。そこで、先づ高市皇子を、不破に派遣して軍事を監せしめ、山背部小田・安斗阿加布には、東海道の軍を徵發せしめ、稚櫻部五百瀬、土師馬手には、東山道の軍を徵發せしめ、大海人皇子親らは、桑名の郡家に宿られて、暫く本營とせられた。

**近江朝廷の對策** 大海人皇子の吉野を出でて東國に赴かれたのは、恰も虎の檻を出で、荒れ廻るご同様の感があるので、近江朝廷では、その狼狽殆んど言語に絶するものがある。史にその情況を書いて、或は遁れて東國に入らんとするものもあれば、或は退いて山澤に匿れんとするものもあつたとある。そこで朝廷では、群臣を集めて、その對抗策を講ぜられた時に、或人は、急に騎騎を發して、大海人皇子を追撃したならばよからうと建議したけれども採用されなかつた。その代りに、使者を四方に發して、兵士を徵發することにし、韋那磐・鐵・書・藥・忍坂大摩侶を東國に派遣し、稗積百足に、その弟の五百枝・物部日向を、倭京に派遣し、又佐伯男を筑紫に、樟磐手を吉備に派遣して、



孰も兵士を徴發せしめることにし、特に男三磐手とは、訓令を發して云ふには、筑紫大宰栗隈王と百備國守當摩、廣島とは、日頃吉野黨であるから、或は朝命に従はないかも知れんから、その際はこれを殺して構はないと。磐手は廣島に面會して朝命を傳へたところ果して、不服の色があつたので、欺いて廣島の刀を解かして機会を覗つて直にこれを斬つた。又筑紫の栗隈王は、男に對へて云ふには、「一體筑紫は、城を高くし濠を深くするは、外寇に備へんが爲で、岡内の賊に對する爲でない。今朝命を畏んで、軍隊を繰り出したならば、國が空虚になつて、一朝不慮の事あつても、如何ともする事が出来まい」とはつきり出兵を拒んだ。王の兩側には三野王・武家王の二子、佩劍のまゝ侍立して居るので、男は手の下すべき様もなく空しく引き還した。又東國に派遣された三使は、不破に通りかゝつた時に、敵の伏兵が不意に現はれて、藥大麻侶は捕虜となり、磐鉞は辛うじて逃げ還ることを得た。

又倭京に向つた三使の動靜を見るに、留守高坂王は謹んで朝命を承け、飛鳥寺の西、槻木の邊に軍營を構へ、百足は小黎田の兵庫に居て武器を近江に運搬して居る。此時、大和の豪族で名門家である大伴馬來田と吹負の兄弟は、時勢に深く考へることあつて、病氣に托して倭に居たが、察する所、遂に天下は大海人皇子の物にならうと見込を付けて、兄の馬來田は前申した様に、早くから大海人皇子に従ふことにしたが、弟の吹負は一時に功を收めようこの考で、暫く時節の到來を待つて居たが、時勢が彌面白く發展して來たので、手に唾して功名を爲すは、此の時であると獨り心に喚んで、密に一二の同族及び諸豪傑を語らつて、數十人の同志を得、一旗擧げようとの機會を狙つて居た。そうすると、留守司坂上熊毛の稍、二心あるのを感付いて、これを味方に入れ相談して云ふには、「我、詐つて高市皇子と名乗つて數十騎を率ゐて、飛鳥寺の北路から來て、軍營に攻め入るから、その時には、部下の漢直共がこれに

内應させよ」と、堅く約束をきめ、百濟の家に軍兵を整へて、南門から繰り出すことにした。先づ秦熊に命じて馬に乗り馳せて、飛鳥寺の西にある營中に、大音聲に呼ばはらしめて云ふには、「高市皇子、今不破から急に攻め入り、雲霞の如き大軍、間もなく來るだらう」と、之を聞いた營中の軍兵共は、悉く恐怖して慄え走る云ふ有様、その動搖最中、大伴吹負の數十騎か疾風の如く攻め來たので、敵軍は、果して高市皇子の大軍と思ひ込んで、その混雜甚しく、殊に前約により、熊毛及びその部下が内應したので、一舉して功を收めることを得、使者の穂積五百枝・物部日向は捕虜に、又穂積百足を一刀の下に斬り殺し、又高坂王・稚狹王を召出して降参せしめた。事の顛末を、大伴安麿坂上老・佐味宿那磨等をして、不破の本營に報告せしめたので、大海人皇子は、非常に悦ばれて、吹負を將軍に任命したので、吹負の名は一時に揚り、三輪高市磨や鴨蝦夷等の諸豪傑が争つて吹負の麾下に屬し、將に一舉して近江を衝かうとする計畫を立て、先づ別將軍を拔擢して、七月一日には、奈良に進軍した。かくして諸道に向つた徵兵使は、吉備以外孰も目的を達せざるのみか、失敗して空しく引き還すことになつた。

**兩軍の攻守** 又大海人皇子の本營は桑名にあつたが、遠いとの理由で、高市皇子の建議で不破に移され、更に野上に置き、高市皇子をして軍事を督せしめ、七月二日には、軍を部署して四とし、一隊は紀阿閉磨・多品治・三輪子首・比羅菟に、數萬の兵を授け、加太越より倭に向はしめ、一隊は村國男依・書根磨・珥部君手・膽香互安倍に數萬の兵を率ゐて、不破より直に近江に向はしめ、近江軍と混ぜぬ様に、赤布を衣上に加へることとし、別に多品治の率ゐる別隊三千人は薊荻野に屯し、又田中足磨は伊賀の備として、歴の道を守らしむることにした。

この東軍の攻撃軍に對しては、近江朝廷には、山部王・蘇我果安・巨勢人の第一流の錚々たる人物を大將とし、數萬





の大軍を率ゐて、不破を襲はうと云ふ策略で出軍せしめた處、軍中人の和を缺いたと見え、犬上川の畔で、山部王は、蘇我果安・巨勢人の爲に殺され、爲に軍を進めることも出来ず、果安は犬上より引還して自殺した。尙ほ野軍羽田、矢國は、その子大人等と一族諸共に敵軍に降参した、因つて東軍は矢田を野軍に拜して、北の越の國を平けしめた。曩に奈良に出軍した大伴吹負は、荒田尾赤麿の意見を容れ、古京を固く守ることにし、その任には赤麿と三浦子人とに當らしめた。既にして近江軍の大野果安來り攻めたので、吹負之を禦いで勝たず、吹負辛うじて身を以て免れた位だ。果安之を追撃して八口に至り、古京を瞰視するに、市中に楯の多くあるを見、之はテツキリ伏兵あると疑ひ、直に引還した。又近江の別將田邊小隅は、鹿深山を越えて倉屋に至り、夜半枚を衝んで、敵田中足麿の營を襲ひ、金と云ふ合同を用ひ、金と云はない者は、直に之を斬ることにした。敵軍不意を討たれ、殺傷無數、足麿僅に身を以て免れることを得た。小隅はその勢に乗じて更に薊野の營を衝かんとしたが、敵將多品治精兵を以て拵いたので、小隅の軍大敗して又起つことが出来ぬ様になつた。

初め大伴吹負が奈良に出發した時、河内より敵軍多く來り迫るとの噂を聞いて、坂本財・長尾眞墨・倉橋麿・氏小嶋・谷根麿に三百の兵を授けて蒲田に之を拒がしめ、更に佐味少房呂に數百人を率ゐて大坂即今の穴虫越に屯せしめ、鴨蝦夷には數百人を授けて石手道即今の竹内越を守らしめた。坂本財は進んで平石に到り、近江軍の高安城に居ると聞いて進發したが、敵はこれを聞いて倉庫を焚き拂つて逃亡した。因て城中に宿り、翌朝、遙西方に當つて、敵將登伎韓國の大軍が、大津丹比の二道より進軍し來るを見て、高安城を下り、我河を渡り、韓國の軍と大に河の西に戦つたけれども、兵寡くして敵すべからざるを知り、紀大音の守備して居る懼坂の方面に退却した。のみならず、大海人

皇子に降らうとて密に兵を集めて居た。河内守末目彌籠は、事漏泄して韓國に殺されんとするを知り自殺した。又諸道より近江軍が來り迫るを聞いて、財等は戦はずして退却するの止むなきに至つた。然るに、近江軍の爲に破られた吹負は、一二騎と異坂に逃げ落ちた時、置始菟が千餘騎を率ゐて來り援けるに逢つたので、直に金剛ヶ(此地未詳)に引還して散卒を收容した。時に韓國の軍が、大坂道より來迫つたので、吹負は當麻野に到り、葦池の側で戦つた。此戦は吹負の大勝利に歸し、斬獲算なしと云ふ有様である。更に近江の大軍來り侵すと云ふので、吹負は軍を上中下の三道に別けて之を拵がしむることにした。上道とは、櫻井三輪から丹波市帯解を経て奈良に至る街道、中道は、八木田原本から、筒井郡山を経て奈良に至る街道、下道は、御所高田から箸尾郡山を経て奈良に至る街道である。そして吹負自ら中道に備へることにした。此の中道より攻めて來たのは、近江軍の犬養五十君で、五十君自らは村屋(今の磯城郡川東村藏堂の地)に留り、別將廬井鯨に精兵二百を援けて吹負の陣を衝かしめたが、吹負の軍兵少くして防ぎ切れなかつたが、大井寺、奴徳麻呂五人等従軍し、勇悍比類なき働をして弓を射て敵軍を惱した。爲に鯨の軍は進み得ぬと云ふ有様である。此日、三輪、高市麿置始、菟上道に當り、今の三輪町附近の箸陵で大に近江の軍を破り、勝に乗じて鯨の軍の後を斷つたので、鯨の軍大敗して、鯨は白馬に乗つて僅に身を以て逃れることを得た。かくして大和一國は略平定したので、吹負は大阪越より難波に出で、其他の諸將も續々三道より軍を進めて山前の河南に屯した。吹負は難波の小郡に留つて、西國の諸國司に命じて管鑰鑰傳印を取り上げて、その職を解いてしまつた。

又不破より近江に向つた第二軍の動靜を見ると、野軍村國男依は、近江軍を息長、横河即醒井に戦つてこれを破り、その將境部、藥を斬り、更に又秦友足を鳥籠山即正法寺山に討つてこれを斬り、更に野洲河附近の戦には、又もや近江



軍を破つて社戸大口・土師千鳥を捕獲し、尙栗太の近江軍を破り、二十二日には瀬田に迫つた。此時、近江軍には、天皇を始め群臣等橋の西に陣して全軍を指揮し、旌旗空を蔽ひ、鉦鼓の聲數十里にも聞え、實にその盛んなること言語に絶するものがある。近江軍の先鋒智尊は、橋の中央を三丈ばかり切斷して、一枚の長板を架け渡し、若し敵兵の渡らうとすると、綱を引いて墮すと云ふ仕懸だから、敵兵中誰も進むものはない。大分稚臣なるもの、長矛を捨て甲をきて、抜刀のまゝ急に板を踏み渡り綱を切つて敵軍中に斬り込んだので、餘衆これに勇を得、一同ドツト攻め入つたので、近江軍は溜らす、潰え走るの餘儀なきに至つた。かくと見た智尊は逃げるものを斬ると嚇したけれども、これ又如何とも仕懸ない。近江軍の天皇左右大臣は僅に身を以て免れ、その翌廿三日には、山前に隠れ遂に自殺された。最後迄御供したのは、僅に物部麿及一二の舍人のみで、左右大臣及び群臣は皆何れかに逃亡して仕まつた。

翌二十四日は、大海人皇子方の諸將悉く饗浪の地に會し、左右大臣以下を捕へ、廿六日には、不破の本營に弘文天皇の首を獻し、八月廿五日には、高市皇子に近江朝廷の群臣の罪科を裁決して、重罪八人を極刑に處した。即右大臣中臣金を斬に處し、その他左大臣蘇我赤兄大納言巨勢人及其子孫、並に中臣金の子蘇我果安の子を流に處し、その他は悉く其罪を赦した。尙味方の有功者には、それぞれ論功行賞の沙汰があつた。此の年壬申に當るので、史家は壬申亂と呼び、歴史あつてより以來の始ての皇位相續上の大亂である。

## 第二編 律令時代

### 一、淨御原朝廷の政治

壬申の亂の治つた年の九月に、大海人皇子は、不破の本營より、桑名・鈴鹿・阿閉・名張を経て倭に入り、一旦は島宮に居られたが、間もなく同本宮に遷り、更にその南に皇居を新築せられて御遷になつたのが、飛鳥淨御原宮で、その宮址は今の飛鳥村にある飛鳥寺址の北方であらうと云はれて居る。その翌癸酉の年正月、飛鳥淨御原宮で御即位なされたのが、後の天武天皇で、如鸞、野瀧良皇女を皇后に册立した。日本書紀は壬申年を天皇の元年としてあるも、藥師寺擦銘より推せば、その翌年癸酉の年を元年とするの適當なるを思ふのである。その宮號より、史家は此時代を淨御原朝廷と呼んで居る。

此の淨御原朝廷の政治を一言に評すれば、大化改新の反動政治と云ふべきもので、前にも述べた様に、天智天皇の唐代文明を餘り謳歌し過ぎた、反言すれば、急進的改革に對し、天武天皇は我國粹主義を交へたその態度は保守で、天智天皇の急進に對しては漸進と云ふべきである。これは左もあるべき事で、明治時代の極端なる歐化主義の流行した後には、國粹保存主義が行はれたと同様、始て社會は甘く折衷されて行つたのである。大化の急激なる改革に、天武天皇の我國の固有の思想風俗習慣などを程よく加味した所謂淨御原の政治を行つた事は、我國家の爲に賀すべきことと云はねばならない。

**神祇崇拜** 天武天皇は佛教を崇拜せられたけれども、又神祇にも深く崇敬を拂はれた。即ち伊勢神宮には、崇神天皇の朝齋宮の設ありしも、その後屢中絶し、又舒明天皇以來久しく中絶して居つたのを此時代に皇再興して、其女の大來皇女を泊瀨齋宮に居らしめてより、永く恒例となつた。又二十年毎に神宮建築の事を制定されたのも此朝である。その他神社を修理し、屢廣瀨龍田神を祭られた事は、史書に散見して居る。



**武事獎勵** 日本は古來武を以て國を建てた。武威張らざれば國威振はず、四夷の侮を受くることとなる。壬申亂の、吉野方に有利で近江朝廷に不利であつたのも、ツマリは武力の如何に關係したのであるから、天武天皇は最も切實に、國家生存上武備の必要なるを感知されて、大に武事を獎勵された。その即位三年三月には、栗隈王を兵政長官とし、大伴御行を大輔として兵事を統べしめ、尙詔して諸王以下初位以上人毎に武器を貯へしめ、更に京畿の人民には、人毎に武器を授け又馬を蓄へしめて、天子親しく之を檢閲せしめ給ふた。七年十一月には、關所を龍田山大江山に置き、難波には緋城を築かしめた。十二年閏四月の詔に曰ふには、「凡そ政治の要點は軍事にあるから、文武官の諸人、務て兵器を扱ひ馬に乗ることを練習し、馬や武器や又その身の裝束は十分に用意せよ。馬あるものを騎士とし、馬なきものを歩兵とし、皆常に練習怠ることなく、召集にも支障ない様にせよ、若し此詔に違ひ練習を缺き、服裝に於いても川意不十分なるものは、親王以下諸臣に至る迄、遠慮なく之を罰し、大山位以下罰すべきは之を罰し、杖つべきは之を杖たう。之に反してその練習宜しきものは、死罪と雖も二等を減じてやらう、骨已が才能を恃んで、故意に罪を犯すものは赦す限にあらずと仰せ出されたのは、如何に武事に注意を怠らなかつたといふことが分る。

**禮儀制定** 尙ほ朝廷の禮儀にも改正を加へ、七年正月詔して、正月及之に准すべき節に於て、諸王諸臣及百官は、兄弟姉妹の親及その氏上を除いては拜することなからしめ、又諸王は母なりと雖、王族に非れば拜することなからしめ、諸臣は亦卑母を拜することなからしめ、萬一之を犯すものある時は罪することとした。更にその翌年四月には、禁式九十二條を立て、詔を下さるゝには、親王以下庶民に至る迄、その服用する所の金銀・珠玉・紫錦繡綾及び氈褥冠帶等の種々のものに至る迄、それぞれ身分に應じて等差を付けしめた。又その翌十年九月には、跪禮匍匐の禮を止めて、孝

徳天皇時代の立禮の舊に復し、十一年十二月には、文武の官吏及び畿内の有位者は、必ず四季の孟月（孟、マシノツキ）即正・四・七・十の四月に朝參せしめ、萬一死病等の事あつて缺勤せんとする場合は、豫め當司に届出づる様に嚴達した。武を以て天下を取つた天武天皇は、諸臣の倨傲を、漸次禮式を定めて戒飾されたものと思はれる。

**法典及び歴史の編纂** 又禮式の次には律令の撰定に着手せられた。天皇の九年二月、天皇皇后御同列に大極殿に出御せられて、親王諸王及び諸臣に詔して曰ふには、「朕今更に律令を定め法式を改めんとするから、卿等も共に之に與れよ、然れども急に功を收めんとすると公事を圓くことなるから、人を分けて之を行ふことにしよう」と、察するに、天智天皇の朝に作られた近江朝廷の律令に、修正増補を試みられる御企圖であつたらう。その翌年八月には、親王以下諸臣に令して、法式の用ゐるに足るものを陳述せしめて、法令を作り畢り、その新法令は天皇の崩後、次の持統天皇の朱鳥三年の六月始て諸司に令一部二十二卷を班ち賜はられた。又天武天皇は、古傳説を重んぜられて、九年三月、大極殿に出御せられて、川島皇子・忍壁皇子・廣瀬王・竹田王・桑田王・三野王以下諸臣に詔して帝紀及び上古の諸事を記述せしめた。その時の詔であらうと思はれるのが、古事記の序文に載つて居る。その大要に、諸家の傳へて居る帝紀及び本辭は、全く事實に違ひ虚偽の點が多い。今の時に當つてその誤を正さないと、本質を失ふことになる。それで茲に帝紀を撰び舊辭を討駁して、實を定めて偽を削り、以て末代に傳へんことを欲すと。此の天皇の御思召が大成せられて、和銅年間に始て古事記と云ふ歴史が現はれたものである。事は後に詳しく述べようと思ふ。

**八姓の制定** 大化の改革の根本主義は、從來の氏族制度を廢するのがその目的であるから、土地人民を收公して悉く公民公地とし、人材登庸の道を開いたのであるが、永い間姓氏の觀念に養育された我が國民は、中々此姓氏打破に



は衷心から賛成すること出来なかつたもので、内々は不平鬱勃たるものが多かつたらう。それ等の不平を緩和する爲に、天智天皇はその稱制三年に、大海人皇子に命じて冠位二十六階を制定せしめ、且氏上や民部・部を設けたものと見える事は前に述べて置いた。要するに天武天皇は、斯る思潮のあるのを見、之を利用して帝位に即かれた者で、その即位後は彼等に満足すべき新制を布かねばならない。その因は、先づ九年九月に詔して、諸氏の氏上の未定のものあらば、早速その氏上を定めて官廳に申送れと云ひ、又その翌年八月の詔には、官吏を考選するには、能くその族姓と行爲とを調査して然る後に考へ、若し縦令行跡が缺點なくもその族姓の曖昧なるものは、考選の必要なしとあるは、漸次在來の氏族制を或程度迄、活用した事が分る。又諸の氏人に、各その氏上を定めて申送れと詔し、その眷屬の多きものは、適宜にその氏上を定めて官司に申送れ、その時情狀を斟酌して處分をするから、その差圖を受けよ、乍併己が族に非るものを、己に附屬する所爲なき様にせよと達せられた。かくして在來の氏族制を復舊することは全然不可なるも、何等かの形式に於て、政治上の特權には關係なく、しかも不平家の満足を充たすべき制度が必要である。これが十二年十月に、八色の姓を定められたる所以である。即ち天下の諸氏を、凡て此八姓の中に列したので、真人・朝臣・宿禰・忌寸・道臣・臣・連・稻置である。第一の真人はこれを皇胤の人に與へ、第二の朝臣は、從來の臣連中特に有名なる人に之を與へ、第三に位する宿禰は、朝臣以下の人に與へ、第四の忌寸は重に歸化人に與へ、第五の道師は、一種の技藝を以て仕へるものに與へ、第六以下第八に至る臣・連・稻置は、凡て在來の名稱を襲用して、元の首長等であつたものに與へることにした。氏族制時代は、臣連は最も上に位するものであつたが改正後は、第六等以下に降ると云ふ有様で、在來の姓とは全く別の意味に改正せられたことになり、云はゞ八姓は全く今日の榮爵に類した點もある。即ち特別に功勞のあつたものには、姓を上げて更へると云ふことも出来たのである。乍併、後になつて、此八姓を以て天下の諸氏を凡て統べると云ふことが不可能であると云ふ點を發見したものと見えて、八姓の外に、君・首・造・縣主・直・村主・史又は王・勝・祝・伎等の諸氏が更に散見して居る點から見ると、必用に應じ臨時臨時に設けられたものと見える。

位階及び服制の制定

又十三年正月には位階の制を設け、明位二階・淨位四階とし、每階大廣の名稱があつた。凡て十二階、これは諸王已上の位階である。その他、正位四階、直位四階、勳位四階、務位四階、追位四階、進位四階、每階大廣ありて并せて四十八階、これを諸臣の位階とした。之を表示すると次の様になる。且明位已下進位已上の朝

諸王以上十二階

明位 大一 廣一

明位 大二 廣二

明位四階

淨位 大一 廣一

淨位 大二 廣二

淨位 大三 廣三

淨位 大四 廣四

淨位八階

諸臣四十八階

正位 大一 廣一

正位 大二 廣二

正位 大三 廣三

正位 大四 廣四

正位八階

直位 大一 廣一

直位 大二 廣二

直位 大三 廣三

直位 大四 廣四

直位八階







た結果と思はれる。その朱鳥元年五月天皇の不豫に罹らせられると、勅して自今天下の事は、大小を問はず、悉く皇后及び皇太子に啓せしむることとした。天皇の御病氣はその後遂に恢復に向はせられずして、朱鳥元年九月九日、壽六十五歳で崩御された。その後は當然皇太子の草壁皇子の即位すべくして即位せられず、皇后の磯野皇女朝に臨み制を稱した事は、益以てそうした事情があつて、諸皇子間に草壁皇子の、早速に即位を許さぬ事情があつたに相違ない。その間に大津皇子の謀反があつた。前にも云ふ通り、此皇子は皇后の姉に當らせらるゝ太田皇女の出で、天智英明容貌魁梧で文材に長じ、兼て武技を能くした英邁の貴公子であつた。壬申の亂にも大功があつたので、父帝の御覺も目出度く、その二十歳の時に朝政を聴かしのめられた。その叛因を審にすることが出来ぬが、その時新羅僧行心なるもの天文ト篋をよくするので、皇子の人相を見て云ふには、「皇子の骨格は人臣の相でない、久しく臣トに居ると恐くは身を全うせんだらう」とそれから陰謀を企てた。これを朝廷に告げたのは、大津皇子と英邁の友である河島皇子であるが、世人はその薄情を非難した。何はともあれ、朝廷は直に皇子及びその黨の八口首領・壹岐博徳・中臣廣麿・巨勢多益須・新羅僧行心・帳内磯杵道作等三十餘人を捕へて、大津皇子には、死を譯語田舎に賜ひ、磯杵道作を伊豆に流し、僧行心を飛彈の寺院に徙し、その他夫々處分を行つた。皇子時に年廿四、辭世に

金鳥臨西舍、鼓摩催短命、泉路無寶主、此夕誰家向。

又萬葉集に

百つたふ盤、余池に鳴く鴨を今日のみ見てや雲隠れなむ

と云ふのがあり、孰も一讀哀惋を禁じ得ないものである。皇子の妃山邊皇女は天智天皇の皇女だが、皇子の死を聞く

と悲に堪えず髪を振り亂し、徒跳で奔つて殉死したとは、聞くもの同情せぬものなかつたとの事である。御墓はやがて大和と河内との境にある二上山に置れて頗る絶勝の地を占めて居る。萬葉集に同母姉の大來皇女の詠んだ

うつそみの人なる吾や明日よりは二上山を我兄と吾見む

と云ふのがある。

### 三、皇嗣問題の解決

持統天皇の稱制三年、皇太子草壁皇子が薨じたので、持統天皇始てその翌年正月位に即かれた。その七月に高市皇子を大政大臣とし萬機を攝せしめた。高市皇子は天武天皇の庶長子で、壬申の亂に大功を立てた方である。或は太子に擬せられた様であつたかも知れぬが、十年七月に薨去したので、繼嗣は未定であるから、天皇は諸王群臣を呼んで相談した處、孰も私好があるので衆議紛紜として定まる處を知らなかつた。此の時に、大友皇子の長子である葛野王進んで云ふには、「我國は神代以來子孫相承して天位を襲ぐのが法である。若し兄弟相及すことになると亂此より興り由々しい事になる。敢て議論を挟むの餘地ないことである」と、その時弓削皇子何か云はうとしたが、葛野王に睨み付けられて止んでしまつた。即ち此一言が天皇の御嘉納となつて皇嗣定まり、草壁皇子の第二子珂瑠皇子を立て、皇太子とした。そしてその翌年八月、皇太子の即位せられたのが文武天皇で、まだ十五歳の御幼年である。先帝を尊んで太上天皇と申上げたのが、即ち太上天皇の始である。

持統天皇は、天智天皇の皇女で天武天皇と始終艱難を共にせられた方で、史にその天資を評して深沈にして大慮あり、帝王の女であるが、禮を好みて節儉に、母儀の徳ありと稱するは、如何にも適評である。實に此天皇は天武天



皇を助けて、壬申の亂を定め、又その崩後には、よく先業を緒述して、朝服の制定より、武事の獎勵に至る迄、その御事蹟の見るべきものが多い。

近江朝廷の餘黨も最早憂ふるに足らぬ様になり、又皇嗣問題も、子孫相承で無事に解決を告げたので、天武天皇の遺業は益々弘せられ、制度文物漸々整頓するに至つた。文武天皇の即位五年の正月に、天子大極殿に朝賀を受けられた時に、正門に鳥形幢を立て、左に日像青龍朱雀の幡、右に月像玄武白虎の幡を立て、蕃夷の使者左右に陳列して、非常に盛儀であつたものと見え、史に文物の儀是に於て備れりと記してある。此年三月對馬より金を貢したので、年號を大寶元年と稱した。これより以前は年號のある事あり、又ない事あつたが、大寶以後は必年號あつて祥瑞によつて、或は辛酉年或は御代替に年號を改める制となつた。大寶四年五月には、西樓の上に慶雲現はれたとて、慶雲と改元した。その慶雲四年六月天皇崩御して、飛鳥岡に大葬し、やがて大和國高市郡坂合村の檜隈安古山陵に葬つた。

**法典の編纂** 文武天皇の大事業は、何と云つても、法典編纂の完成で、所謂大寶令の制定である。今その制定の沿革に就いて一言すべきである。前に述べた様に、天智天皇の時に近江朝廷の令二十二卷がなり、その後、淨御原朝廷の朝に、多少の修正を経て、その完成したものが、新令二十二卷として持統天皇の三年六月に發布された様である。後文武天皇の四年三月には、諸王臣に詔して令文を讀み習はしめ、又律條を撰定せしむとあれば、前朝淨御原朝の令文に修正を試みんと企たもの見える。間もなく其六月には、刑部親王・藤原不比等・粟田真人・下毛野古麿・伊岐博得伊余部馬養・坂合部唐・白猪大骨・黃文・備・田邊百枝・道首名・狹井尺麿・鍛・大角・額田部・林・田邊首名・山口大麿呂・調老人等に命じて律令を撰定せしめたが、大寶元年八月に至つて完成したのが、令十一卷律六卷で、史に「大略爭御京

朝廷を以て准正と爲す」とあれば、その由來も想像せられるのである。之を世に大寶律令と云つて居る。

尙新令に據つて官位を改定し、又編纂者の一人である下毛野古麿等三人に命じて新令を講じ、親王諸臣百官をして之を習はしめ、又六月には道首名をして僧尼令を特に大安寺に説かしめ、勅を下して、天下の諸政一切新令に據り之を行ふことを布告し、八月新律令の成るや、明法博士を西海道を除く六道に派して新令を講ぜしめ、又其翌年二月には、始て新律を天下に頒布し、尙七月には、内外の文武官をして新定の律令を講習せしめ、十月には律令を天下諸國に頒布して始て實施せられたるものである。然るに、元正天皇の養老二年には、更に大政大臣藤原不比等に勅して、律令を増減せしめ各十卷とした。これ、所謂養老律令で、之を前の大寶律令に比して新律令と云ひ、以て大寶令の古律令と區別した。此養老律令は、孝謙天皇の天平寶字元年五月に始て施行せられたものであるが、大寶律令の前令古律に對して果して幾何の増減があつたものか不明であるが、此迄の學者の説では大した變化がないものにされて居る。又大寶律令は殆んど傳はらないが、養老律令は、令三十篇の中、僅にその二篇を失ひ、律十二篇中に僅に四篇を存するのみである。然るに幸に律の逸文の存するあつて大概之を補ひ得るのは幸の事である。

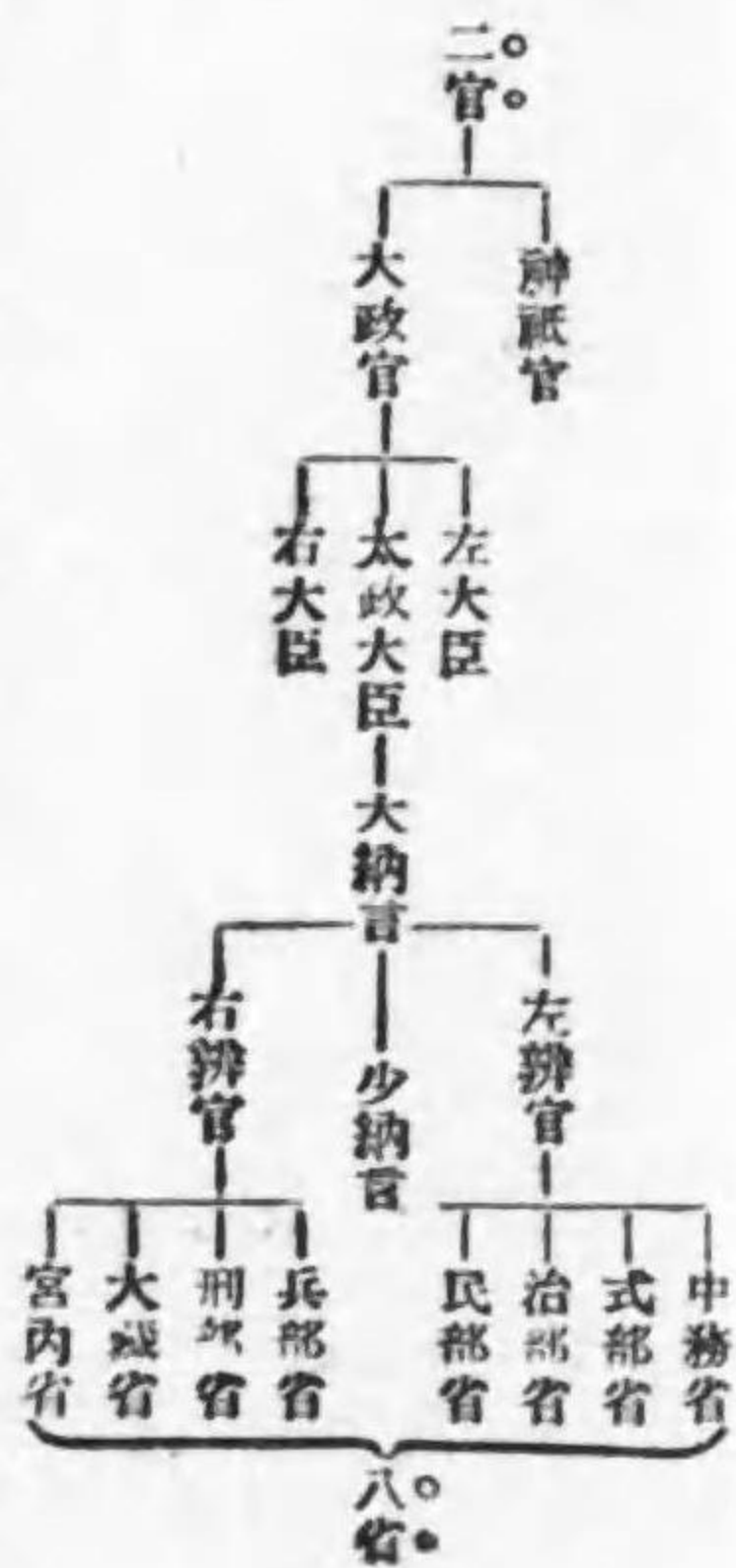
我國の法典を唐の法典と比較すると、彼の複雑繁文の弊あるに拘らず、我國にては能くこれを簡明に、しかも我國の國情に適する様に採用した手腕は大に嘆賞に値するものである。先づ唐の官制に就いて之を見るに、三師(大師・大傅・大保)、三公(大尉・司徒・司空)九卿(大常寺・光祿寺・衛尉寺・宗正寺・太僕寺・大理寺・鴻臚寺・司農寺・大府寺)あつて、此の外に又三省(尙書省・門下省・中書省)六部(吏部・戸部・禮部・兵部・刑部・工部)がある。即ち三師は一人に兩範し、四海に譏型すとあり、三公は國を經し道を論じ、陰陽を變理する責任あると云へば、我國の太政大臣に匹敵すべ



きもの、又九寺の長官は凡て卿で、太常寺にては宗廟禮儀の事を掌り、光祿寺にては酒醴膳羞の事を掌り、衛尉寺は器械文物及び武器等の事を掌り、宗正寺にては皇族系譜の事を掌り、大僕寺は既牧車輿の事を掌り、大理寺は刑獄の事を掌り、鴻臚寺は文學禮樂の事を掌り、司農寺は園圃米穀の事を掌り、大府寺は財貨の事を掌り、即ち各種の行政を分掌するの任であるが、夫に尙ほ三省六部の設あるは、星上屋を架するもので、重複を免れない。その三省六部の所屬關係又六部の所掌を圖解すると左の通になる。



即ち尙書省の長官は令で、天下の政務を綜覽し詔勅を施行する。門下省の長官は侍中で、天子の命令を出納し、又詔勅を覆奏する。中書省の長官は令で、天子の命令を傳へて詔勅を宣奉する。其下に左右の僕射あつて、各六部中の三部を管轄し、六部は夫々事務を分擔するが、三師三公と三省長官と、又九寺と六部とは各類似の事を掌り、彼此重複の嫌あるは免れない。我國當時の政治家は彼の制度を採用するに當つて、能く我國體の如何なるものなるやを辨へて、彼の繁に流れず、要を摘んで、頗る簡明に我が官制を左の組織に編成し、而も我國體からして、文武百官の上に神祇官を位させた手腕は敬服すべき限である。



即ち我國の太政大臣は、彼の三師三公と尙書令とを一に兼ねた觀があり、禮部と太常寺との職掌にある祭祀は、我國にては特に神祇官を設けて、太政官と相並べ、以て二官八省の最上位に置き、光祿寺宗正寺の職掌を宮内省を設けて之を掌らしめ、大府寺の職掌を大藏省を設けて之を掌らしめた事は、その特徴と云ふべきものである。次章に我國の官制の一斑を説明する。

#### 四、法典の内容

##### イ、官制

大寶令の官制は、實に我國の模範的官制と云ふべきもので、爾後幾度かの變遷があつたにせよ、その大要はその位襲用され、明治維新の際でも、大寶令の官制に據られたのを見ても分る。それでその一斑を述べることにする。

先づ官を京官(内官)地方官(外官)に分ける。京官は中央政府の官吏の義で、地方官は地方政府の官吏の義である。その京官には、二官八省一臺がある。二官とは、神祇官と大政官とで、我國で、神祇官を文武百官の上に位せしめた



のは、これ我國々體の特徴の官制である。

神祇官、祭祀を掌り、伯・大少副・大少祐・大少史等の職員がある。

大政官、立法・司法・行政の三大權を握り、上に太政大臣左右大臣大納言を置き、又之の下に、少納言局・左右辨官局の三局がある。太政大臣は一人に兩範として、四海に儀形し、邦を經し道を論じ、陰陽を燮理すとあれば、唐の三公に當り、頗る德望のある人でなければ任じない。故に「其人なければ則闕けよ」と云つて、太政大臣の一名を則闕の官とも云つて居る。左右大臣は政務を統理し、大納言は庶務を參議し、敷奏宣旨侍從獻替の事を掌る。少納言局には少納言ありて官中の事務を執行し、左辨官局には左大辨左少辨あつて、中務式部治部民部の四省を管し、右辨官局には、右大辨右少辨あつて、兵部刑部大藏宮内の四省を管する。前に擧げた圖解に因つて參照されたい。

又八省とは、中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内のことで、その長官を各省共通して卿と稱し、その下に大少輔・大少丞・大小錄等の官吏がある。又各省には附屬せる寮・司と云ふものがある。これを被管と稱へて居る。

中務省、陛下に侍從して、可否を獻替し、朝儀を掌り、詔勅を奉行し、上表を受納し、國史を監修し、及び女王・女官の名帳考叙位記、諸國の戶籍・租調帳、僧尼名籍等の事を掌る。

被管に、中宮職・左右大舍人寮・圖書寮・內藏寮・縫殿寮・陰陽寮・畫工司・內藥司・內禮司がある。

式部省、内外文官の名帳・考課選叙・禮儀・版位・位記・又勳功を校定し、功を論じて封賞し、朝集學校・貢人の策試・祿賜・功臣の家傳を選する等の事を掌る。

被管に、大學寮・散位寮がある。

治部省、五位以上の繼嗣・婚姻・祥瑞・喪葬・贈賻・國忌・兼て僧尼及び諸蕃朝聘の事を掌る。

被管に雅樂寮・女蕃寮・諸陵司・喪儀司がある。

民部省、諸國の戶籍・賦役・孝義家人奴婢・道路山川葭澤等の事を掌る。

被管に主計寮主稅寮がある。

兵部省、内外武官の名帳・考課・選叙・位記・兵士の派遣・兵器儀仗等の事を掌る。

被管に兵馬司・造兵司・鼓吹司・主船司・主鷹司がある。

刑部省、訟獄・刑名を定め色賤の名籍・囚禁の事を掌る。

被管に賦贈司囚獄司がある。

大藏省、出納・諸國の調・及び錢・金銀・珠玉、銅・鐵度量權衡・賣買の估價等の事を掌る。

被管に典鑄司・掃部司・湊部司・縫部司・織部司がある。

宮内省、宮中の出納・諸國の調・膳羞の事及び宮中一切の事を掌る。

被管に大膳職木工寮・大炊寮・主殿寮・典藥寮正親司・內膳司・造酒司・鍛冶司・官奴司・園池司・土工司・采女司・主水司・主油司・內掃部司・宮陶司・內染司がある。

又一臺とは彈正臺のことで、その長官は尹で、皇族を以て之に任ずるが例で、その次に弼・大小忠・大小疏がある。彈正臺、風俗を肅清し、内外の非違を彈奏するを掌る。



奈良朝史 〔第三講〕

奈良女子等  
師範學校教授

佐藤小吉述

**地方官制** 中央政府に對して地方政府があり、その政府の官吏は、之を京官に對して外官と稱へる。その外官即ち地方官の重なるものは、先づ諸國に國司、その下に郡司・里長があり、特別に京都には左右京職・攝津には攝津職、九州には大宰府がある。今順次これを述べることにする。

**國司** 今日の地方行政區劃の單位は縣(又は府)であるが、昔の大寶令制度では國で、又國を大・上・中・下の四等に分けて、その等級によつて、國司の員數に多少の相違がある。國司の職員は、守・介・掾・目・史生で、四等國共に、守一人・史生三人で、又大國・上國共に介一人であるが、中國・下國には一人もない。上國・中國共に、掾一人づゝ置かれてあるが、下國にはなく、大國には大掾・少掾があり、目は上國・中國共に一人づゝあるが、下國にはなく、大國に大少の目各一人づゝある。國司はもとその國の民政を掌るが職務で、邊要にある諸國は兼て軍務の事も兼ね、又三關に位する國のものは、無論國務の事も視ねばならない。又國毎に國博士醫師各一人づゝを置き、學生は大國に五十人、上國に四十人、中國に三十人、下國に二十人、醫生はその五分の四を減する規定である。

**郡司** 郡も國の如く、大・上・中・下・小の五等に分けて、従つてその郡吏にも増減がある。即ち大郡には、大領・少領各一人、主政・主帳各三人あるが、上郡には、大領・少領各一人、主政・主帳各二人、中郡には大領・少領各一人、主



政・主帳一人であるが、下郡になると大領・少領・主帳各一人のみで主政なく、小郡になると、領・主帳各一人のみで他の郡吏はない。此等の郡吏を凡て郡司と稱するので、郡司はその郡政を掌る。

**左右京職** 京都には、今日の所謂特別市制を布かれたもので、京は左京・右京に分けてあるので、それぞれ左右京職を置いて、京都一切の政務を掌らしめた。左京右京職には、大夫一人、亮一人、大進一人、少進二人、大屬一人、少屬二人、坊令十二人等ある。又左京職に東市司・右京職に西市司が附屬して居て、市政の事を掌り、市司には、正・佑・令史等の役人がある。

**攝津職** 攝津の國は、古の帝都でもあり、殊に要港を控へ内外の船舶出入があり、外人も來往するので、特別に攝津職を置いて、攝津の國政を執らしめたもので、大夫・亮・大進・少進・大屬・少屬等の官員がある。

**大宰府** 筑前國に太宰府を置いて、九國二島對馬を管せしむることにした。九國は即ち今の西海道を云ふもので、此地は支那朝鮮等の外國交通の要路に當るから、一般の地方官の如き國司を置いては、一朝事あつた時の間に合はない。それで大宰府で十分處置し得る様の權能を賦與したので、云はゞ太政官を本店と見ると、太宰府は分店の様な觀があり、今日の官制から見ると、内閣と朝鮮・臺灣等の總督との關係がある。されば、太宰府の長官である帥シには親王を任ずるを例とし、その下に大貳・少貳・大監・少監・大典・少典等あり、特に主神あつて祭祀を掌り、その位置は帥の上にあるは、神祇官が大政官の上に位すると同様である。又被管には防人司サキモリがある。これは後に述べる。

口、兵制

軍務は兵部省の掌る所であるが、京都には五衛府あり、地方には、諸國に軍團、特に大宰府には防人司あり、又伊

勢の鈴鹿・美濃の不破・越前の愛發には要害であるから關所を設け、特に兵士を派遣して之を守らしめてある。

**五衛府** 五衛府とは、衛門府・左右衛士府・左右兵衛府を云ふもので、衛門府は宮城の大門を衛り、隼人司之に屬して居る。左右衛士府は宮城の小門を衛り、車駕の出入の時に、その前後を警衛するのがその役目である。左右兵衛府は、内裏を守り、車駕の出入に前後を守る。五衛府の役員には、通じて督・佐・大尉・少尉・大志・少志がある。又外に左右馬寮あつて、官馬の訓練飼養を掌り、左右兵庫あつて武器の事を掌る。

**軍團** 五六郡に一團を設け、大毅・少毅・主帳・校尉・旅帥・隊正の役人がある。

**防人司** 防人は「サキモリ」に訓み、「サキ」は邊要の義、「モリ」は守衛の義で、つまり邊要を守る兵士の義である。これは前に述べた様に大宰府に附屬せるもので、正佑・令史・主船等の役人があつて、防人一切の事を掌る。

又徵兵の制を考へると、男子二十歳より六十歳に至る迄を正丁とし、その徵發法は持統天皇時代には、一國の丁を四分して、その一を取るを例としたが、大寶令時代には、その割合の四分一は、大寶令にては三分の一となり、これを徵發して附近の軍團に入營せしめて兵士とする。その中、京に上り宮門の護衛に任ずるを衛士エシと云ひ、九州に派遣せられて邊を成るを防人サキモリと云ふ。その期限衛士は一年、防人は三年である。當時の兵士の武器及び兵糧は官給にあらすして自辨である。又隊伍の編制法は、兵士五人を伍と云ひ、伍二を火と云ひ、火五を隊タテと云ひ、隊二を旅と云ひ、旅十を團と云ひ、一火には駄馬六匹を飼養せしめ、一隊には強壯者二人を弩手と定む。又一朝戰爭あれば、戦時の編制に遷り、一萬人以上二萬二千人以下の時には、將軍一人・副將軍二人・軍監二人・軍曹四人・錄事四人あり、五千人以上九千人以下の時には、副將軍・軍監各一人・錄事二人を減じ、三千人以上四千人以下の時には、軍曹二人を減じ、



各一軍を組織するの制で、三軍を組織すると大將軍これを統率し、その下に將軍二人・副將軍四人軍監四人・軍曹二人・錄事八人を置くの規定である。大將軍の出征する節刀を賜り、軍終れば之を官に收め、その出征して軍に臨み寇に對し、大毅以下軍令に従はざるものは、死罪以下その專決を聽るし、歸還の日、狀を具して官に申さしむ。以上は、これ軍事に關する制度の概要である。

ハ、官吏の分類・等級及位階

官吏を種々の方面から區別することがある。即ち前に述べた、京師にあるを京官、地方にあるを外官と云ふ外に、兵仗を帯びると否とによつて、文官と武官とに分け、職掌の有無により、執掌あるを職事官とし、執掌なきは散官と云ひ、又官等から勅任・奏任・判任・判補の四階級に分け、大納言以上、左右大辨・八省卿・五衛府督・彈正尹・大宰帥は皆勅任、その内外諸司主典以上を、郡領・軍毅は奏任、主政・主帳及家令等は判任、舍人・史生・使部・伴部・帳内・資人等は判補である。又二官八省以下凡ての官吏を四等に分けて、長官・次官・判官・主典とする。これを四等官とも四分官とも呼んで居る。長官は「カミ」と訓み、官事を總判し、次官は「スケ」と訓み長官を補佐し、判官は「ジョウ」と訓み文案を審査し、主典は「サクワン」と訓み、文案を作り記録の事に任するのである。今これが重なる官吏を四部官に配當して表を作ると左の通である。括弧の中にあるは、令制にない官であるので、之を令外官と云つて以て令官に對稱する。

神官	長官	次官	判官	主典
伯	大副	大佑	少佑	少史

太政官	左大臣	右大臣	大納言	左大中少辨	大史	少外記
八省	卿	少輔	大丞	少丞	大錄	少錄
坊	大夫	亮	少進	少進	大屬	少屬
寮	頭	助	少允	少允	大屬	少屬
司	正		佑	佑	令史	令史
署	首		佑	佑	令史	令史
臺	尹	大弼	少大	少大	大疏	少疏
五衛府	督	佐	少大尉	少大尉	大志	少志
太宰府	帥	大貳	少大監	少大監	大典	少典
國	守	介	少大掾	少大掾	大目	少目
郡	大領	少領	主政	主政	主帳	主帳

但内膳河ノミハ 官を奏請、次官を典勝と云ひ判官を缺き又女官の二河々長官を尙某、次官を典某、判官を掌某と云ひて主典を缺く。

又官あればそれに相當する位がある。その制、親王には一品から四品までの四階、諸王には一位から五位までの十階、諸臣には一位から初位までの三十階がある。尙ほ委しく述べると、一位から三位までは、各正と従とがあるから六階、四位から八位までは、正と従との外に、各上下の二級があるから、二十階となり、最下位の初位は大と少



とに各上下の二級があるから四階、合計すると都合三十階となり、その中、諸王の位は一位から五位迄であるから十階ある譯である。又官と位と相當する時は氏名の上に官位の順に書き、官位相當しないで、位高く官卑しい時は行とし、官高い時は守として共に位官の間に行とか守とかの字を入れる。その例は、

正三位守右大臣兼行左近衛大將清原真人夏野

大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原冬嗣

左大臣正二位兼行左近衛大將藤原時平

大宰少貳從五位下小野朝臣篁

の如く、大納言は正三位相當で、左大臣は正二位又從二位相當であるから、官位の順に書き、清原真人は右大臣であるが、二位であれば相當だが、三位であるから守と書いて位官の順序で書いてある。又左近衛大將は大同二年に置かれたものだが、從三位に相當するが、清原真人も藤原冬嗣も藤原時平も、それ以上の正三位若しくは正二位であるから、官が高く位が低いので孰も行と書いたのである。又陸奥出羽按察使も無論位が從四位であるから位が高く官が卑いのである。最後の小野篁は大宰少貳であるが從五位下に相當するから官位氏名の順序で書いてある。後世までも此れが準用され歌などを詠んで正式に官位を書かうとする時此の書方を用いたものである。そして内官外官凡て五位以上は勅授、内官の八位外官の七位以上は奏授、外官の八位及外官の初位は皆官の判授としてある。

二、官吏の待遇

當時の親王以下有位者には、夫々特別の待遇があつて、食封・位田・位祿等を賜はることになつて居る。食封は、親

王諸王諸臣の位階職分ある者に課戸を賜はることで、夫には、位封・職封・功封の別がある。位封は位階によつて賜はるもので、一品に八百戸、二品に六百戸、三品に四百戸、内親王は半減し、正一位に三百戸、從一位に二百六十戸、正二位に二百戸、從二位に一百七十戸、正三位に百三十戸、從三位に一百戸で、五位以上は食封に與らない。又職封は太政大臣に三千戸、左右大臣に二千戸、大納言に八百戸を賜り、若し理を以て解官若しくは致仕せるものは半減する。又一品以下五位以上功を以て食封に與るもの、その身死するも大功は半減して三世に傳へ、上功は三分の二を減じて二世に傳へ、中功は四分の三を減じて子に傳へ、下功は傳へざる法である。且課戸は調庸を全給するも、その田租は二分して一分を官に一分は給主に賜ふ例である。その後慶雲三年二月には、四位を食封の例に入れ、又封戸を改めて正一位六百戸から漸次遞減して、從四位八十戸に至らしめることにした。

位田は親王以下五位以上の官人に賜はる田地で、女は男の三分一を給し、共にその身死せばこれを官に没入する輪租田である。これを表示すると、次の様になる。

品	一品	二品	三品	四品
位	正一位	正二位	從二位	正三位
田	八〇町	六〇町	五〇町	四〇町
位	從一位	從二位		
田	七四町	五四町		
位	正四位	正五位	從五位	
田	三四町	二〇町	一二町	八町

位祿は四位五位の食封に與らないものに賜はるもので、その位階に應じ、緇・綿・布・庸布を賜はるもので、これ



を表示すれば左の通である。

	總(匹)	綿(屯)	布(端)	府布(常)
正四位	一〇	一〇	五〇	三六〇
從四位	八	八	四二	三〇〇
正五位	六	六	三六	二四〇
從五位	四	四	二九	一八〇

女にはその半を給し、その故なくして二年も仕へざるものには給を停める規定である。但し慶雲三年二月に四位の位祿を食封にしたことは前に述べた通である。

季祿は一位以下の官人に春秋二季に祿を賜はるので、春夏二季のは二月上旬に之を賜ひ、秋冬二季のは同八月上旬にこれを賜はるので、若し八月より正月迄、勤務日數百二十日以下なるときは、春夏の祿を給はらず、又二月から七月迄出勤日數百二十日以下なるときは、同じく秋冬の祿を賜はらないのである。その割合は左の通である。

	總(疋)	綿(屯)	布(端)	釐(口)
正一位	三〇	三〇	一〇〇	一四〇
從一位	二〇	二〇	六〇	一〇〇
正二位	一四	一四	四二	八〇
從二位	一二	一二	三六	六〇
正四位	八	八	二二	三〇
從四位	七	七	一八	三〇
正五位	五	五	一二	二〇

從五位	四	四	一一	二〇
正六位	三	三	五	一五
從六位	三	三	四	一五
正七位	二	二	四	一五
從七位	二	二	三	一五
正八位	一	一	三	一〇
從八位	一	一	二	一〇
大初位	一	一	二	一〇
少初位	一	一	二	五

その他大納言以上地方官に夫々職によつて田地を與へるものを職分田・又は略して職田と云ひ、太政大臣には四十町、左右大臣には三十町、大納言には二十町、太宰帥には十町、その他國司郡司に至る迄差等がある。尙ほ國家に功勞ある人には、功田を與へるが、それには、大功・上功・中功・下功の四種類があつて、大功は子孫これを世襲し、上功は、これを三世に傳へ、中功はこれを二世に傳へ、下功は唯子にのみ傳へ、大功は謀叛以上に非ざれば沒收せず、その他は八虐の除名あらざれば沒收することない。その謀叛八虐の解釋は律の處に述べる。その上三位以上の父祖兄弟子孫及び五位以上の父子は皆課役を免れる特權がある。

ホ、戸籍法

税を課し兵を徴發し、又土地を頒ち與へるにしても、先づ第一に人口を調査するの必用がある。前に述べた様に、天智天皇の時に既に庚午の年籍あつて、戸籍法も漸々整頓したが、大寶令制定されて益完成の域に達したものと見える。凡て戸籍は六年毎に造つて、里別に一卷として都合三通を作り、紙の綴目には、皆その國、その郡その里その年



の籍とし、二通は太政官に送り一通はこれをその國に留め置く。一戸の中で正嫡を家長とし、即ち法制上これを戸主と稱する、その他の伯叔兄弟子女は皆家口と稱するもので、又奴婢などもある。男女共年二十一歳から六十迄正丁でその年齢によつて夫々區別あることは、令の規定に、三歳以下を黃とし十六歳以下を少とし、二十歳以下を中とし、二十一歳を丁とし、六十一歳を老とし、六十六歳を耆と區別し、又殘疾・廢疾・篤疾の種類を記入して居る。耳目盲聾、手足の指を失へるもの、禿頭類を殘疾とし、痴呆・瘧・小人・又手足のなきものを廢疾とし、癩病・癩痢・二支なきか、兩目盲なるかを篤疾とし、夫なきを寡妻妾とし、二十一歳以上の男子を正丁とし、正丁には租税を課し、老と殘疾とを次丁とし、中男にも皆課口とし、その他、皇親・八位以上の人・五位以上の子、三位以上の人、父祖兄弟及び子孫、黃・少・耆・廢疾・篤疾・妻妾・家人・奴婢をば凡て不課口とする。其課税の割前は、次丁二人・中男四人は、正丁一人に當り、又臺帳を作製する時、中男より正丁に入り、正丁から老丁に入り、老丁から耆老に入り、又疾病となつて課税を免れたいとて胡麻化するの恐あるから、國司親ら醫師を伴れて、親しく人民の面貌調査を一人一人行ひ、以て欺瞞手段を防ぐことになつて居る。

正倉院には、今から千二百年前の大寶二年の戸籍帳が現存し、又養老年代の戸籍帳も現存し、國で云へば、美濃・筑前・豊前・豊後・下總・陸奥・常陸・讃岐・因幡等のものが残つて居る事は、世界に誇るべきことである。今日西洋に倣つて、國勢調査杯と八ヶ釜敷云ふが、我國では、既に千三百年前、非常に完全なる國勢調査が行はれて居たことは、實に驚嘆の外ないのである。

當時の戸籍に就いて研究すると、一戸は、戸主と戸口(家口)より成り、戸主は正嫡相承け、戸内に伯叔父あるも戸主たることが出来ない。即ち一戸の中には、伯叔父兄弟あつて、それには、夫々妻子があるから、當時の一戸は中々多數の人数を包容し、五十口以上百二十四口の多きに上るのも決して珍しくない。これが、當時の我國の一家で、これから漸次一村一郡と漸々發達した物と思はれる。十數年前から興味を以て研究されて居る飛騨國大野郡白川村には、現在でも幾組かの夫婦が一家の中に生存して、嫡子である戸主が絶對の權力を有して、一家を支配して行くといふ事柄から比較して見ると頗る興味あることと思はれる。

へ、刑 法

大寶令には、答・杖・徒・流・死の五刑を擧げ、答刑を十より五十に至る五等、杖刑を六十から百に至る五等、徒刑はこれ又一年、一年半、二年、二年半、三年の五等に分け、流刑は近・中・遠の三等、死刑は絞・斬の二等に區別して居る。更に謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・不道・大不敬・不孝・不義の八虐を數へるが、此八虐は必しも極刑を加へるではないが、減刑・贖銅等の特別規定に依らないで之を刑し、大赦、非常赦の外は赦免もせぬ規定である。又天皇三后の親族を議親、久しく君側に侍して接遇久きに渡るものを議故、大德行あるものを議賢、大才藝あるものを議能、國家に大功あるものを議功、三位以上を議貴と云つて、此の六議に當る人は、特に減刑せらるゝの恩典がある。それで應讀者の稱がある。たゞ注意すべきことは、當時の刑法は、意を風教上に用ゐて道德上の罪惡は特に重くせる點がありありと見える。又一は氏族制度の我國の事であるから、連坐の刑のあつたと云ふことも、我國の特徴の一と數へることが出来る。

ト、訴 訟 法



訴訟は原則として、下より始むるので、此は敢て我國に限つたものではない。訴訟あるときは、官員なれば、その本人の出仕の役所に、又若し庶人の時には、本人の所屬の役所に出訴するを例とするが、道路遠隔其他相當の理由あるときは、便司を稱へ、前の様ある出仕の役所、又は所屬の役所に關係なく、便宜の役所に訴へることが差闕ない。官廳で訴訟を受取るときは、判召と唱へて被告を召喚する。それでも三日経ても出廷しない時には、更に二十日間の猶豫を與へる、これを判待と云ふ。判召三日判待二十日の期限を兩限と唱へ、兩限中に出廷すれば、被告に答辨を許すけれども、その兩限中に出席しない場合は、官廳は被告の答辯を待たないで、その是非を判決する。即ち今日の缺席裁判である。乍併此の場合でも、被告が後に改めて裁判を要することあれば、これを改判することがある。又當事者が、判決に不服である場合に上訴の事が許される。その手續は、その當人から判決を下したる官廳に、判決文を請ひ受け、不理狀と共に之を上級の官廳に提出して上訴する。假令ば、郡司から與へた不理狀ならば、これを國司に提出し、國司の判決又郡司と同様の場合には、國司の不理狀を貰つて、之を刑部省に訴へる。刑部省の判決でも不服であつた場合は、その不理狀を以て太政官に迄訴へる。それでも尙ほ不服の場合には、中務省に請うて上表する。乍併、不理狀の下附を願ひ出た際、官廳が三日経ても呉れなかつた際は、訴人から、その下附しない官廳の役人の姓名を書き上げて、その上の官廳に訴へる。さうすると之を受理した官廳では、前の官廳の役人と同じく、夫々判決する。今日の所謂控訴に當るが、若し此等の手續を経ないで訴へる時は、越訴と稱へ、訴へた者も、受けた者も共に罪あることになる。後、稱徳天皇の天平神護二年五月に、吉備眞備の奏議によつて、二本の柱を中の壬生門の西に立て、その一本柱には、官司に抑屈せられた者は、此下に来て申し訴へよ、又他の一本柱には、百姓が冤枉の者あら

ば此の柱の下に来て申し訴へよと題した。

以上は、これ民事上の訴訟なるが、刑事上の方では、若し犯罪者のあつた時には、京の人ならば、左京の官廳又國にあつては、國郡司に告訴するを法とするも、若し道路遠隔とか、又已むを得ざる理由ある時は、その近くの官廳にこれを訴へて差闕ない。郡司は答罪丈は決するを得るも、杖罪以上は決するを得ないから、杖罪以上のものはこれを國司に送り、又在京諸司は、杖罪以下は決すること出来るも、徒以上になるとこれを刑部省に送る。刑部省及國司が流罪以上若くは除免官當を裁斷しようと思へば、審問の次第書に判決文の案文を添へてこれを太政官に送ると、太政官は審議の上、その判決案の當を得た時にはこれを上奏し、又當を得なかつた場合は、當該官廳に命じて亘審せしめる。

チ、親族法・養子・結婚・離婚法

令制では、親族の親疎、血族の遠近等より親族の範圍を五等に分けて、社會組織法制上の規準として居る。父母・養父母・夫・子・養子を一等親、祖父母・嫡母・繼母・伯叔父姑・兄弟・姉・妹夫之父母・妻妾・姪孫・子婦を二等親、曾祖父・伯叔姉・夫孫・從父兄弟姊妹・異父兄弟姉・妹夫之祖父母・夫之伯叔姑・姪婦繼父・同居夫・前妻妾子を三等親、以下妻妾・父母・姑子・舅子・姉子・女孫・外孫・女婢を五等親と順々に以て、庶服より、繼嗣・犯罪・財産分配に至る迄夫々等差を付ける。血族を重んずる我國では蓋し至當の事と思はれる。假令ば、文武官の長上にして、父母の畿外にあるものは、三年に一回三十日間、休暇を與へて定省せしめ、又職事官にして父母の喪に逢へば解官するとか、その他親疎により服にも差等あり、又八虐の中にも不孝を數へ、その不孝とは、祖父母・父母を惡口詛罵するとか、又祖父母・父



母あつても、籍を別にし財を異にするもの、又父母の喪に居て婚嫁するとか、若くは歌舞音楽して喪服を着けず、哀を擧げざるもの、祖父母・父母の喪を聞いても、之を匿くして哀を擧げざるもの、又詐つて祖父母父母の死を稱するもの皆此不孝の罪に問はれるのである。

又養子制に就いて述べる時は、養父に當るべき人、子なき時は、四等以上の親にて昭穆に合つて居る。養父子の年令差違十五才のものを養子に迎へることが出来る。但し賤民では不可である。昭穆とは、簡単に云ふと親子の順序になる事で、昭は父の列、穆は子の列に當るものを云ふのである。

又當時の結婚年令は、男子は十五歳、女子は十三歳以上になつて始めて婚嫁することが出来るのである。又結婚せんとする時は、婚主を必用とする。婚主は女子の祖父母・父母・伯叔父姑兄弟・外祖父母・又これがなき時は、同居共財の母方の舅・従母・従父兄弟の中から婚主を撰び、若しか様の人のない時は、女子の方から人を定めて婚主となすことを得るのである。乍併良賤相結婚する事も、監臨の官はその所管内の女を娶ることも得なければ、又重婚も無論禁じられてあるし、且父又は夫の喪にあるものは孰も結婚することを禁じられて居る。

且離婚の場合には、法律上では、夫が妻の祖父母父母を打擲し、又妻の外祖父母・伯叔父姑兄弟・姉妹を殺し、若くは夫妻の祖父母・父母・外祖父・母伯叔父姑・兄弟姉妹が相殺したる時、又妻が夫の祖父母・父母を毆害し、又は夫の外祖父母・伯叔父・姑・兄弟姉妹を殺傷したり、且つ夫を害せんとしたる時は、當然離婚することが出来る。又夫は七出の理由あらば、妻を去ることが出来る。第一は子なき時、其二には姪佚の行ある時、其三は舅姑に事へざる時、其四には口舌の時、其五は竊盜の惡辭ある時、其六は妬忌の性ある時、其七には惡疾ある時、その時夫は自ら去狀を書し、

近親拿屬これに連署する。乍併、七出の理由があつても、三不去の理由ある時は、妻を離別することが出来ない。その一は舅姑の喪を扶持したる時、其二には娶る時賤しかつたが、後に貴き身分となつた時、其三には歸る所なき時はその一であるが、たゞ義絶・姪佚・惡疾の時丈は離別しても構はない。又夫が外蕃に没落して、子あらば五年、子なき時は三年歸らない時、又夫が逃亡して、子あれば三年、なければ二年待つても還らない時は、女は更に他に改婚することが苦しくない。



# 奈良朝史〔第四講〕

奈良女子高等師範學校教授

佐藤小吉述

## 第三編 奈良時代

### 一、奈良の奠都

文武天皇は、藤原不比等の女宮子媛を夫人とせられて、其間に首ノ皇子オビトを擧げられた。慶雲三年に文武天皇の御病氣に御罹オリになつた時には、首皇子はまだ六歳の御幼冲であるので、位を御生母の阿閉ノ皇女アヒノミコに御讓にならうとの御思召であつた。此阿閉皇女と申すは、天智天皇の皇女で、天武天皇の皇太子に備つた草壁皇子の御妃となられた方である。慶雲四年六月文武天皇崩御されて、遺詔によつて遂に阿閉皇女の即位されたのが即ち元明天皇である。云はゞ、首皇子の御成長なる迄の間といふ、文武天皇の御叡慮と察せられる。

元明天皇は在位僅に七年間であるけれども、中々重大な事蹟が多い。武藏から銅が出て、和銅開寶を鑄た事や、始て古事記といふ歴史、又諸國の風土記が編纂された事、又固定した都を奈良に奠ツケめた事などは、史上の顯著な事蹟と云つて宜しい。今順次これを述べて見る。

上代にあつては、頻繁に遷都の舉が行はれ、殆新に帝位に即かれると、新に皇居を替へられるが當然である様に考



へられて居たが、先づ此奈良に新らしい帝都を奠められた前に、何故上代には頻繁に都を換へたものだらうと云ふことを、諸家の説を擧げて少しく考察して見ようと思ふ。(一)上代から我國俗清淨潔白を好み、生死杯も一の汚ケガレと見て居たので、それで、天皇の崩御の節杯は、二度と皇居を用ひないで、他に新帝が新に皇居を定めることを習慣としたものだらう。これ歴代遷都の必用があつたものと、(二)昔の結婚法は、男子は婦人の家に通ふので、子供は凡てその母の家に養はれるを本體とした。それで、先帝が御崩御になるに、その子に當る皇太子が母の家で位に即かれて帝になられると、その母の家が帝都になるから、自然都が始終變つたものだらう。(三)然るに、又一説では、上代は歴代の天皇を其宮御宇天皇と、その帝都で申上げたから、同じ皇居で居られると稱呼に煩はしいから、都を替へたものだと、(四)尙ほ、上代の建築は、日本獨特の堀立柱即ち底津磐根ソコツイイハチに宮柱太知り立てる流儀だから、自然二十年前後で柱が腐つて用に立たなくなるので、他に都を新造する必用がある。これが即ち皇居の頻繁に改まる理由だとも云はれる。(五)最後に、新しい勢力家即政治家が起つて、大に改革でもやらうとする時は、舊來の勢力家が邪魔して困ることがある。その時は都を他に移して舊來の勢力家の干渉束縛を脱して、思ふ存分に改革を思はねばならない。これが即遷都の必用ある所以で、最近に京都から東京に帝居を遷したのも、京都に居ては思ふ存分に明治の改新政治が出来ぬからである。此等が先づ諸學者が遷都に關して考察した理由で、諸説を列舉して見たのだ。

それで神武天皇以來の皇居を通觀すると、上代のは、大概大和殊に飛鳥地方に最多く群集されて居る。最も成務天皇の志賀高穴穗宮とか、仁徳天皇の難波高津宮とか、孝徳天皇の長柄豊崎宮とか、又は天智天皇の志賀大津宮とかの除外例はあるけれども、殊に大和を遠く離れて他に都を遷されには、そこには又海外交通とか、何とか特別の理由を

夫々持つて居ることは勿論である。そして元明天皇になつて、奈良に都を奠めたのは、又大なる理由があると思ふ。これは外國交際上の體裁からだ。推古天皇以來、支那大洋と國交が開かれてから、所謂遣唐使の派遣頻繁となり、我よりも往けば、彼よりも来る。然るに彼には長安と云ふ立派な都城がある。のみならず立派な文學・歴史・法典所謂文物燦然たるものがある。それ等の凡ての物を我國に求めると、我國のは餘に貧弱である。それで衣服にも唐衣カラコロモを模し、法律も文學も彼を模して大寶の律令が出来、文學は漢字で書いて漢文を作り、歴史にしても彼國人に見せんが爲に、漢文で日本紀が編纂された。萬事かう云ふ筆法で支那崇拜の滔々たる大勢であるから、我帝都も支那の夫と匹敵する様な規模で作らなければならぬと云ふ、新歸朝者の建議によつて、此迄にない規模の宏大なるものが作られたものだらう。規模廣大と云ふ事には、面積廣袤の在來に比して廣きを意味し、建築の壯觀、裝飾の美觀の在來よりも増補せられたことは云ふ迄もないさうすると、質朴の世には皇居は茅茨チカ草らさず、土階三等的であつたのが、時間と勞力と費用との三者を蓄積して築き上げた帝都であるから、此迄の様に一代毎にオイソレと云つて早速遷都する譯には行かない。従つて永久の帝都として一定の處に永く固定するの必用があり、又實際ソウでなければ、帝都の意義に副はぬことになる。これ奈良京の七代七十五年の帝都として存在した譯である。最も飛鳥京の至つて質朴なる古風の皇居から、一足飛に支那風の大夏高樓空中に巍然として聳える宮闕が一夜の中に出現した譯ではない。そこには、平城京の前驅をなす藤原京があり又その前には飛鳥淨見原宮杯があつて、又その前の大津宮などがあつて、漸々支那化して行つたのである。

元來、天武天皇は、近江の在來の都を棄て、飛鳥の故京に遷つて來たもの、時勢の發展上新に經營した淨御原宮



では不適當を感じたものと見え、その五年には、都を新城に起さんとして故あつて中止し、更に十三年には、使に陰陽師工匠を添へて、畿内中で都を營む適當なる處を捜さしめ、又更に使を信濃にやつて都城を設くべき地を視察せしめ、天皇も亦京師を巡行して宮城を置くべき地を視察せられたが、遂にその實現を見ない中に崩御された。然るにその後即位された持統天皇の御代に、都を藤原宮に移された。その地は、以前の淨見原宮の西北に位して舊都の一隅に當つて居る。萬葉集に城東の埴安池の堤に立つて藤原宮を望んだ實景を詠んだのがある。

八隅し、わが大君、高光る日の御子、龜妙の藤井か原に、大御門始め給ひて、埴安の池の堤の上に、あり立たし見し給へば、大和の青香久山は、日の經の大御門に、春山と茂みさび立てり、畝傍のこの瑞山は、日の緯の大御門に、瑞山と山さび居ます、耳成の青管山は、背面の大御門に、宜しなべ神さび立てり、名々はし吉野の山は影面の大御門ゆ、雲井にぞ遠くありける、高知るや天の御蔭、天知るや日の御蔭の、水こそは常しへならめ、御井の眞清水。

此の歌よりして、ボンヤリではあるが、藤原京の位置が大概想像せられるのである。即ち大和平野の東南隅に、神代のまゝ鼎立する傍畝耳成香具の三山の間を介して、南方遙に吉野山を望むのである。この藤原宮は、先帝天武天皇の時代に既に選定されて居た地に、置かれたものでなからうかと思はれる。

此藤原宮を日本紀に新益京と記してある所から見ると、在來の飛鳥京を新に補足した意味で、即ち飛鳥京を西北に延長した都城である。此藤原宮は平城京の前驅として設けられた所から考へると、大體に於ては支那長安の都城制を應用して造られたものなることは首肯せられる。



此藤原京經營の史實を見ると、先づ持統天皇の即位四年十月、高市皇子は百官を従へて、藤原宮地を視察し、翌年十月には、新益京の鎮祭を行ひ、六年五月には更に藤原の宮地を視察して、幣を伊勢・大倭・住吉・紀伊の諸社に奉りて之を奉告し、八年十二月には造營竣功して、始て新宮に遷らせ給ふた。そうすると、四年より實に四年の星霜を経て、ヤツト出来上がったものである。後の文武天皇の御代に至り、造宮官の位置を造宮職に進めた。

前に述べた様に、此藤原の新京は、支那の長安の都に摹して、從來になき完備したるものに相違なく、正史に大極殿を始として大安殿朝堂以下、海大養門(後の安嘉門)等の名稱が散見するより、察すると、先づ大體後に平城京と大異であるとして見て差問なからうが、如何せんその地は大和三山の間に介立せる處であるから、其規模狭少、交通同の上から見ても決して満足すべきものでないから、夙に遷都の議があつたけれども、文武天皇の御崩御に逢つて果さなかつたが、その次に立たれた元明天皇の和銅五年二月に彌平城に遷都の議が布告せられた。此の時の詔に、

當今平城の地、四禽圖に叶ひ、三山鎮を作し、龜筮並に従ふ。宜しく都邑を建つべし、その營構を宜うし、資は須らく事條に隨つて奏すべし。亦秋收を待つて後に路橋を造るべく、子來の義勞授を致す勿れ、制度の宜、後に加へざらしめよ

の辭句があつた。

その年九月、天皇は平城に巡幸してその地形を觀給ふた。此時造平城宮司を置き、阿倍宿奈麻呂・多治比池守を其長官、中臣人足・小野廣人・小野馬養を次官に、坂上忍熊を大匠とし、判官七人主典四人を置き、十月には、宮内卿犬上王を勅使として伊勢大神宮に奉幣して、平城宮造營の事を奉告させた。尙十一月には、菅原の人民九十餘家を新



京の地に遷し、布穀を下賜し、十二月には平城宮の地を視察し、翌二年造宮の工事稍進捗せしと見え、車駕新京に巡幸して、新京の百姓を巡撫し、造宮の將領以上に物を賜ひ、大倭守佐伯男・造宮大承宣宿奈麻呂に位階昇陞の御沙汰があつた。その十月には、造平城宮司に勅して、墳墓の發掘せらるゝものあらば、隨て之を埋歛し、露棄することなく、普く供養して幽魂を慰めしめた。又百姓の動搖を恐れて、當年の租調を免除すべき恩詔も下された。十二月には車駕重て平城宮に臨幸せられ、その翌三年三月には、始て都を平城に遷すとあれば、兎も角移轉し得る程度に工事の進捗せしを見るべきも、その翌四年九月の詔に、宮城の垣まだ成らず、防禦不完全なれば、假に軍營を置いて兵庫を守護させよとあるから見ると、外廓の造營だけは完全に出来せぬものと見ゆる。奈良の遷都と共に文武百官庶民も總々飛鳥京から新京に移轉したに相違ない。

天皇の御命かしくみ、にきびにし、家を離りて、隠りくの、初瀬の川に、船浮けて、わが行く川の、川隈の八十限落ちず、萬たび、顧みしつゝ、玉鉾の道行き暮らし、青丹よし、奈良の都の佐保川に、い行き到りて、わが寢たる衣の上ゆ、朝月夜、さやかに見れば、栲の穂に、夜の霜降り、磐床と川の氷こより、冴ゆる夜を、息ふことなく、通ひつゝ、造れる家に、千代までに、居まさん君とわれも通はん。

青丹よし、奈良の家には、萬代に、われも通はん忘ると思ふな

と、萬葉集に詠んであるは、故き飛鳥京を棄つるに忍びずして徘徊願望、初瀬川を渡り、佐保川に到れる戀々の情を見るべきである。

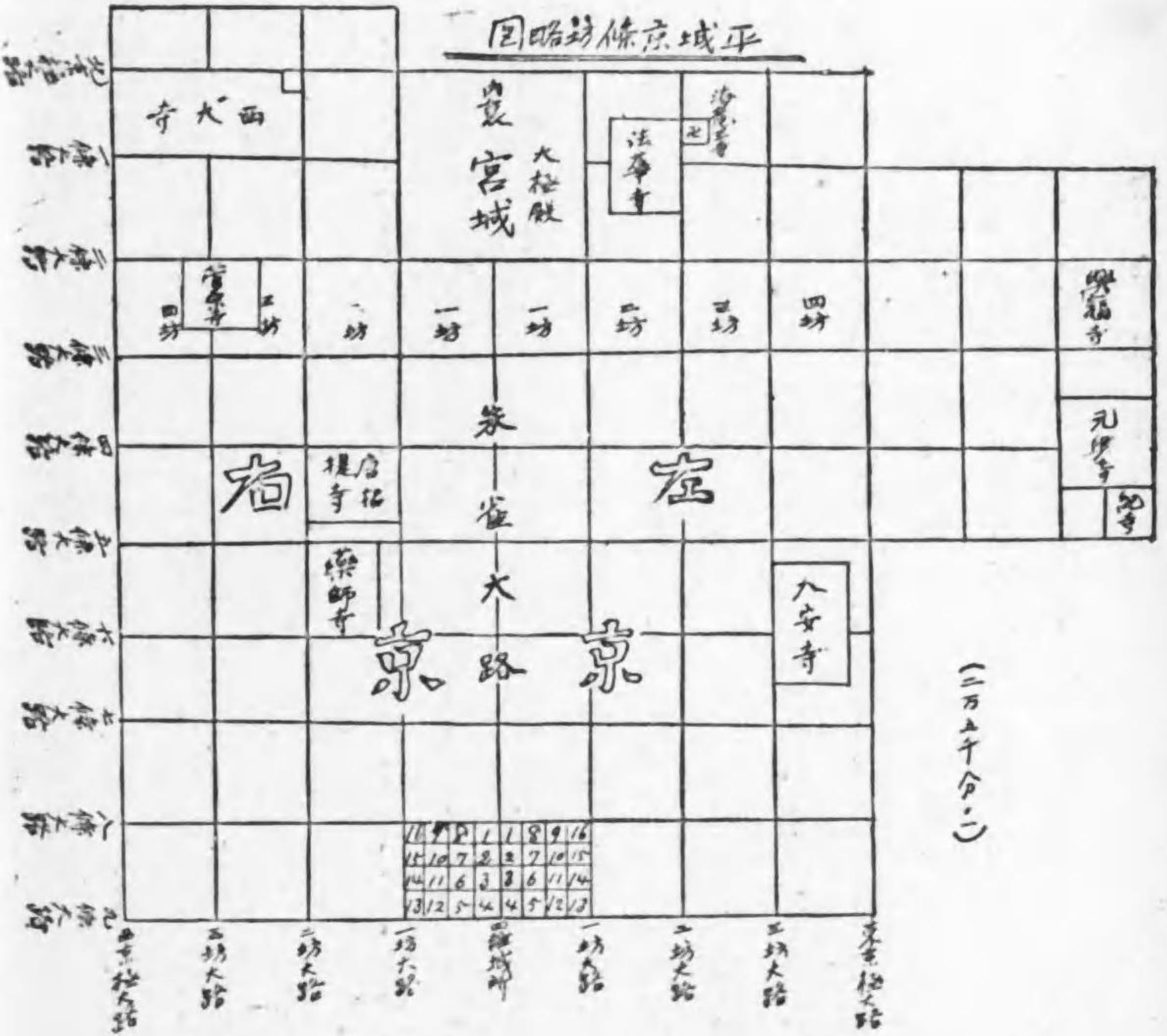
かくして、此迄にない規模結構共に見たことの出来ない奈良京が建設されたが、その奈良奠都の發頭人は、藤原不比等であると考えられる。云ふ迄もなく、不比等は太皇太后足公の子で、彼は法典編纂に殊功あつた人である。特に後妻の橘三千代と云ふ人は、中々の棟腕家でその女、宮子を文武天皇の夫人に上げたりして、當時宮中には、頗る勢力あつた。此不比等が、飛鳥の舊勢力から免れて、思ふ存分に勢力を振り廻さうとの野心から起つたものだと云はれてある。

## 二、平安京の規模

平城京は、外國交際上の必用から經營されたと前述して置いたが、その爲には、此迄にない規模廣大なるものでなければならぬとは、誰しも豫想し得る處で、東西約四十町・南北約四十五町の長方形の都城で、これを地圖に就いて見ると、東は大安寺村の東から、西は一部分山地に及び、北は從來元明元正二帝陵に擬せられた大鍋小鍋の古墳から、南は郡山町の北部に達し、中央には朱雀大路を開き、それで左右二京に區別して居る。右京は即ち西ノ京で、今でも奈良地方の人士は西ノ京と呼んで居る。宮城は平城京の最北都の中央の高處にあつて、又内裏は宮城の正北部の眞中に位して、今でも地名に大宮の字が残つて居る。大極殿以下八省院は、内裏の東南部にあつて、地名に大黒芝と残つて居るのは、大極殿址である。千何年と立つた今日、牛馬に汚されず、鋤犁にも犯されず、大極殿・朝堂東西兩樓を始め、朝集殿の土壇と思はれるもの迄が、歴然として田畝の中に残つて居る杯は、面りその遺址を探るものにとつては、感慨無量なるものがある。平安宮址は、幾度かの戦亂の爲に、何等の遺跡も残されて居ないのに對し、奈良の平城宮址は、昔ながらに左右齋等の位置に朝堂の土壇が残されており、又平安宮諸殿堂の名稱は、記録に残つて居るけれども、その實際のものは跡形もない。これに反し平城宮の大極殿や諸殿堂の遺址は、今以て残つて居るけれ



平城京條坊略圖



(二万五千分一)

ともその記録や文書やは残つてない。乍併平城京の大極殿以下八省院の諸建築の名稱は多分後の平安京のそれと、略同じであらうと云ふことは、類推出來るのである。たゞ兩京に於て相違して居る場合は、平城京にあつては、内裏が朱雀大路の正面にあつて、大極殿以下八省院がその東南部にあるに反し、平安京では、大極殿以下八省院は朱雀大路の正面に位して、内裏は寧ろその北東に偏して居る。

又平城周圍には、後世の平安京の如く、十二門があつたものらしいとは、諸學者の説の一致する處で、藤原宮に既に海犬養門あり、平城京には、中王生門、<sup>イノハ</sup>的門の名があつて、平安京では、

海犬養門は安嘉門となり、中王生門は美福門となり、的門は郁芳門となつて居る所から見ると、飛鳥にあつた時からあつた諸門を、平安京にも設けて、和奥のある門の名を、ハイカラ的な漢字に變へたもので、弘仁九年三月、菅原清公の奏議に基いて詔によつて唐様の好字に改めたものだとは争はれない。

又條坊の制に就いて云ふと、朱雀大路から、各左右に一坊二坊と順次に數へて四坊に至り、京城の北から南に、一條二條と數へて九條に至り、所謂基盤制に縦横に大路を設け縦には朱雀大路の左右に、一坊二坊三坊四坊の各大路を開き、其最も端の四坊大路は特に東京極大路、西京極大路と呼び、横には、特に最北端を北京極大路と云ひ、順次一條大路(特に西大路と呼び)より二條三條順と次に九條大路と數へる。九條大路は又南京極大路と云つて、以て北京極大路に對する尙平城京では、右京の北に半條の北邊坊が飛出して居り、左京には二條から五條までの東に、京外條坊の區域が附屬して居る。今春日神社の大鳥居から、奈良停車場に行く一直線の道路が途に西に進んで見えるのは、古の三條大路で、今も三條通と云つて居る。又一條大路も四條大路も、略その道路が現存して居るし、八條九條の抔地名抔いづれも残つて居るのは、昔の面影である。

尙坪の抔へ方を云ふと、朱雀大路を中點として、北から南に、一坪から四坪まで數へ、四坪の隣から五坪と南から北に數へ八坪に至つて又隣から九坪十坪と北から南へ數へ、十二坪から又數へ直して十六坪に至るのは、恰も田の形に數へるのである。但しその數へ方は、左京にあつては右より左に數へ、右京にあつては、左より右に數へるのである。奈良奠都後は、飛鳥地方にある諸寺院は、續々帝都に移轉された。即ち平城奠都と殆んど同時に、藤原不比等は、地を春日の山麓に相して、その氏寺厩坂寺即舊名山階寺を遷してこれを興福寺と云ひ、又大官大寺を今の大安寺



村に移してこれを大安寺と云ひ、靈龜二年には、元興寺を左京六條即元興寺町に移し、養老二年には、法興寺を移し、又三年には、藥師寺を今の藥師寺村に移し、従つてその他の諸寺も新京に移された事が明瞭である。此等の諸寺には、伽藍縁起資財帳があつて、判然とその位置を明記してあるから、その所在をすぐ知ることが出来る。即ち、その記述法は左の例で見る通である。

西大寺

居地參拾壹町、在右京一條三四坊、東限除東北角佐貴路、南限除山陵一條南路、西限除山陵京極路、北限除山陵京極路、此平城京の條項を終るに臨んで一言すべきは、平城京研究の歴史で、幕府の末造に當つて、伊勢藤堂藩の小吏北浦定政(文化十四年——明治四年)始て古傳説に徴し、地名に考へて實地踏査の上で、平城内裏敷地圖、大和圖古班田坪割圖等の著述をしたことは、誠に平城京研究の魁をしたもので、大恩人と云はなければならぬ。その御蔭で始て平城京の遺構が明になつたのだ。その後今の工學博士關野貞氏、明治二十三年の頃から、その専門の工學上の見地から、實地測量によつて北海氏より更に一步進めた研究となり、明治四十年六月二十五日、平城京及大内裏考を東京帝國大學紀要として發表し、又文學博士喜田貞吉氏は、歴史記録の上から、平城京の研究を「歴史地理」上にて發表し、更に大正四年、在來の研究を帝都にて單行本として發表したので、その研究は益々精細に亘る様になつた。尙一言すべきは、今は故人になつた奈良人士の棚田嘉十郎は、殆んど自己の財産を蕩盡して、その保存を天下に呼號した結果、天下有識の人士によつて保存會が組織せられ、此新團體が政府に引繼がれて、現在は政府の手に移つて、完全に保存せられることになつたことは頗る喜ぶべきことである。本稿も二博士に負ふ所多いので、謹んで敬意を表する。

三、貨幣の鑄造

元明天皇の慶雲五年武藏國秩父郡より和銅を獻つた。和銅は自然になれる熟銅の事で、天神地祇の感應に因つて顯はれた瑞祥であると云ふので、天皇は親王諸王及び文武百官を悉く朝廷に集めて、勅命を以て此瑞祥を傳へ、天下に大赦し、八十歳以上の老齡者に粉を給し、孝子順孫義夫節婦にはその門閭に旌表し優復三年、又寡寡孀獨の自ら存する能はざるものに粉一斛を給し、又百官にも祿を賜ひ、且つ武藏國には今年の庸、其郡には調を免し給へるより見て、如何に瑞祥の有意義であつたか、又如何に當時の人によつて重く見られたを推知することが出来、従て其年の慶雲五年が和銅元年と改元された。その年の二月には、催鑄錢司を置いて多治比真人三宅磨をこれに任じ、當時銅の產出國たる河内・近江・播磨・周防・長門・太宰府等の鑄錢を監督せしめた。斯様にして錢貨も段々鑄造されたものと見え、その五月には始て銀錢を行ひ、更に八月からは銅錢を行はしめた。これが即ち和銅開珍だ、茲に鑄錢の沿革を一言すると、顯宗天皇の二年に、天下能く治まつて、毎年の様に五穀豐饒で、稻一斛の價銀錢一文とあるからには、我國既に此朝銀錢の行はれて居る事明であると云ふ人があるが、史家の間には後漢書の文を借りて、顯宗天皇の御代の記事を文飾したのだと云ふのに一致して居る。その後、天武天皇の三年對馬國から銀を貢したのが、我朝銀の出た始で、その十二年に自今銅錢を用ひて銀錢を使用せぬ様に達せられた所を見ると、どうも銀錢が此朝鑄造されて、その後又銅錢を造られた様にも見ゆる。その後間もなく銀銅兩貨共用を許された。尙ほ持統天皇の五年に伊豫宇和郡から、白金、金を獻じ、その八年には大宅麻呂を鑄錢司に拜したこと見え、又文武天皇の二年三月には、因幡國から銅鑛を獻じ、七月には伊豫より白鑛ナツク、九月には周防から銅を、近江から金青を、伊勢からは朱砂雄黄を、常陸備



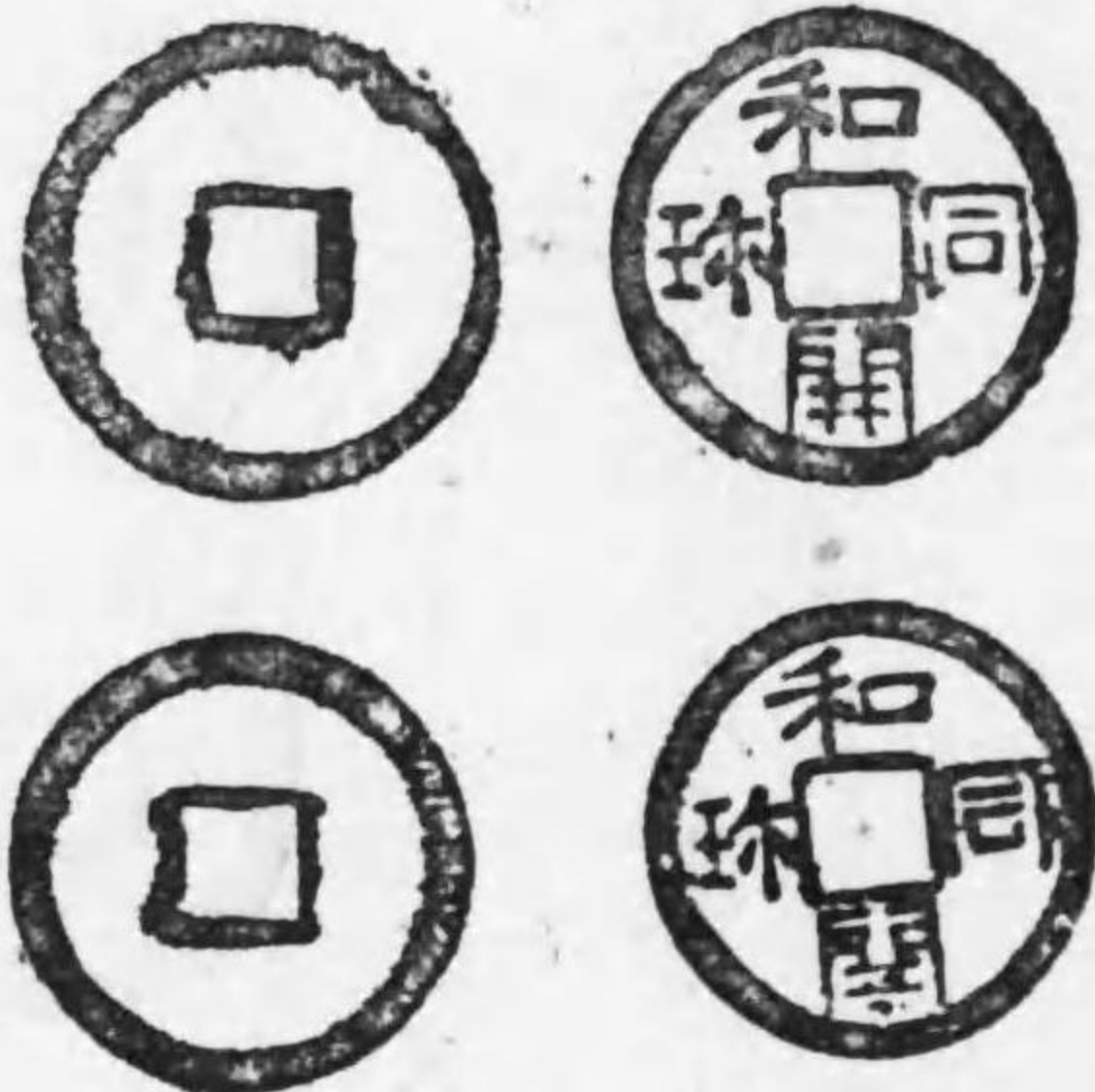
前・伊豫・日向からは朱砂を、安藝長門からは金青緑青を、豊後國からは眞朱を、十二月伊勢からは白銅<sup>ナツメ</sup>を獻じ、三年三月には下野から雌黄を獻じ、四年二月には丹波より錫を、又五年三月對馬からは金を貢した。此の如く此の時代に續々として金屬礦物の出現あつたことは、工業上の發展の盛んであつたことが分る。此文武天皇の三年十二月にも、鑄錢司を置いて中臣朝臣意美麻呂を長官としたとあれば、元明天皇の所銅開珍鑄造の以前、既に持統文武の朝、貨幣があつた様に思ふけれども、今日迄トントそれ等の貨幣が見當らない。少くとも現存して貨幣の中に、最も古いものは、和銅開珍と云つて差開ない。

さて和銅開珍は何と訓むか、世間普通の説では、同は銅の略字、珍は寶の略字即和銅開寶で、和銅は年號から取つたものとされて居るが、乍併又一説があつて、必しも和銅開寶と訓まないものである。それは、唐の高祖の武德四年我が推古天皇の二十九年に鑄られた開元錢がある。開元通寶は、開元の年號とは何等の關係がないので、此唐錢も必しも開元通寶と訓むものでなからう。或は開通元寶と訓む人もある。我國の和銅錢は、此の開元錢を模して鑄たものに因つて、若し開通元寶と訓むものならば、和銅開寶と訓むものでなからう。又珍も寶の略でなく、或は珍といふ文字だらうと云ふ説がある。又和銅錢でも、古泉學上古和同と新和同と區別し、甲貨には銀銅の二種類、乙貨には唯銅錢のみである。講者は奈良にあつて度々和銅錢の出土したのを實見した。數年前には、不圖丹波市の田畑から偶然掘り當てたのを四個、又昨年四月には磯城郡伴堂から骨壺の兩側に土器の中に、入れられてあつたのを實見したし、又た九月には元興寺塔址から出土したのを見たとし、又今年二月には平城宮址



唐ノ開元錢  
高祖ノ通寶  
ノ比ト較シ  
ノ代ニシテ  
時ノ代ニシ  
代ノ代ニシ  
レガ我ヲ見  
レガ我ヲ見

和同開寶錢ノ發掘地ニ近リヨ

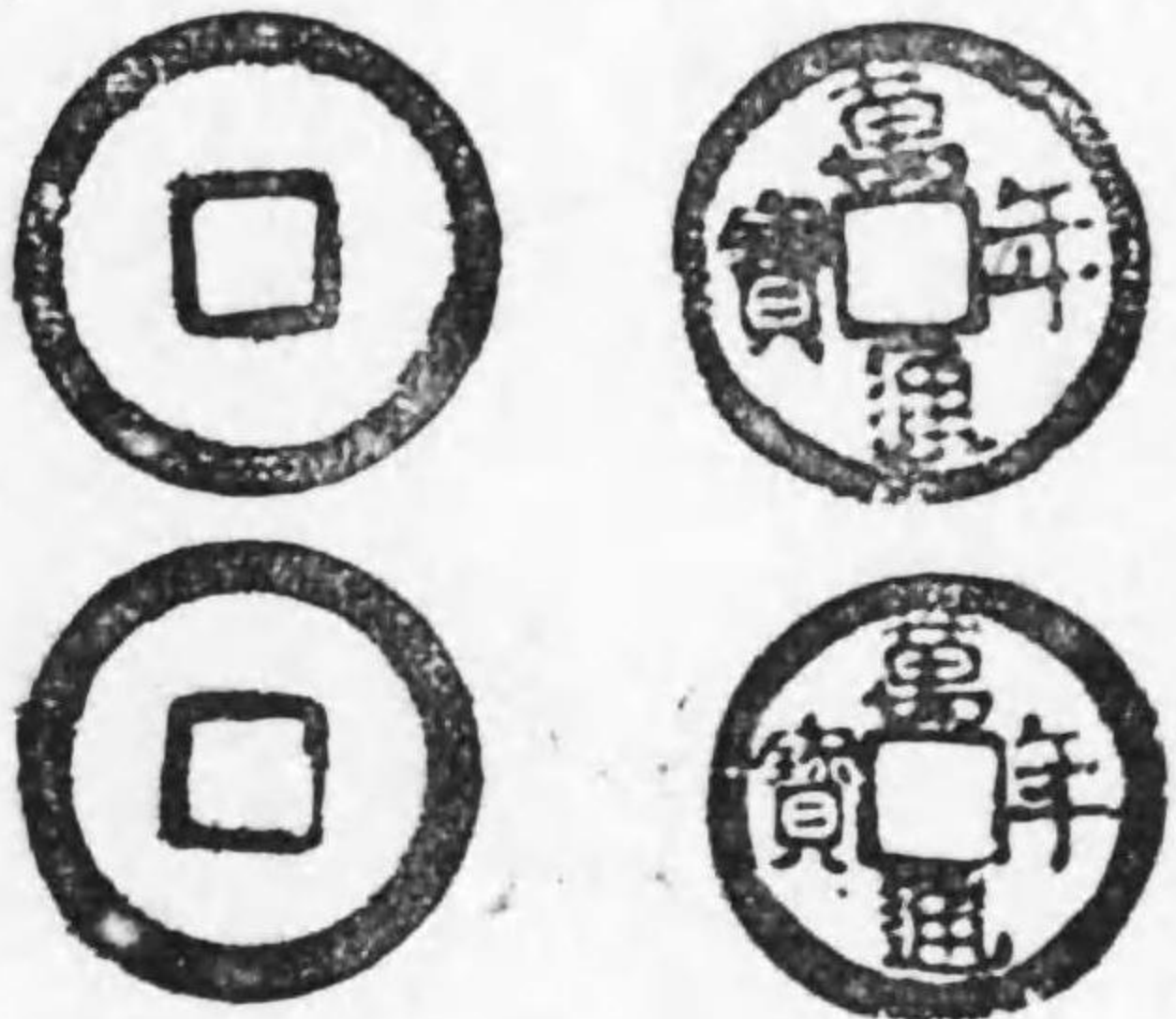


附近より出土したのを實見したが、その手拓を標本として茲に出した。又先年長門豊浦郡長府町覺苑寺の境内から和銅錢の餘<sup>カ</sup>が發見されたことは、興味あることである。かくて和銅錢が銀銅の二種あつたが、その使用法は、物の價四文以上の時は銀錢を用ひ、三文以下の時にも銅を用ひることにした。且つ米と錢貨との相場は米六升に就いて銅錢一文とし、一兩に就いて六石を相場とせられた。その後八月になつてから、銀錢を廢して銅錢のみ通用せしめ、更に三年九月には、天下の銀錢を一切禁止することにした。尙ほ、天平寶字四年三月には、新に

萬年通寶を鑄て、その一を舊錢の十に當て、又新に銀錢大平元寶を鑄て、新貨の十に當て、且つ金錢開基寶を鑄て、銀錢の十に當てた。金貨の鑄造は頗る珍しく、史唯一回のみ見えて居るが、實物がないので稍疑問とせられて居た處、徳川氏の寛政六年四月十九日、我が奈良市外の西大寺西塔址から發掘されたので、學界の注意を惹いた。此金貨は明治十年明治天皇大和行幸の節、天皇に西大寺から獻上されて今は御物となつて居る。又銀貨の大平元寶も史の上に鑄たのであるだけで實物が今迄世に出でなかつたが、今年奈良地方で天平文化千二百年紀念會を行ふて居る最中四月十二日、不圖した事からこれも奈良市外の唐招提寺から出現した杯は、頗る異様の感もする。その後、稱徳天皇の天平神護元年九月に、神功開寶錢を鑄た。茲に掲げた圖は今年二月平城宮址附近から發掘したものである。彼平安時



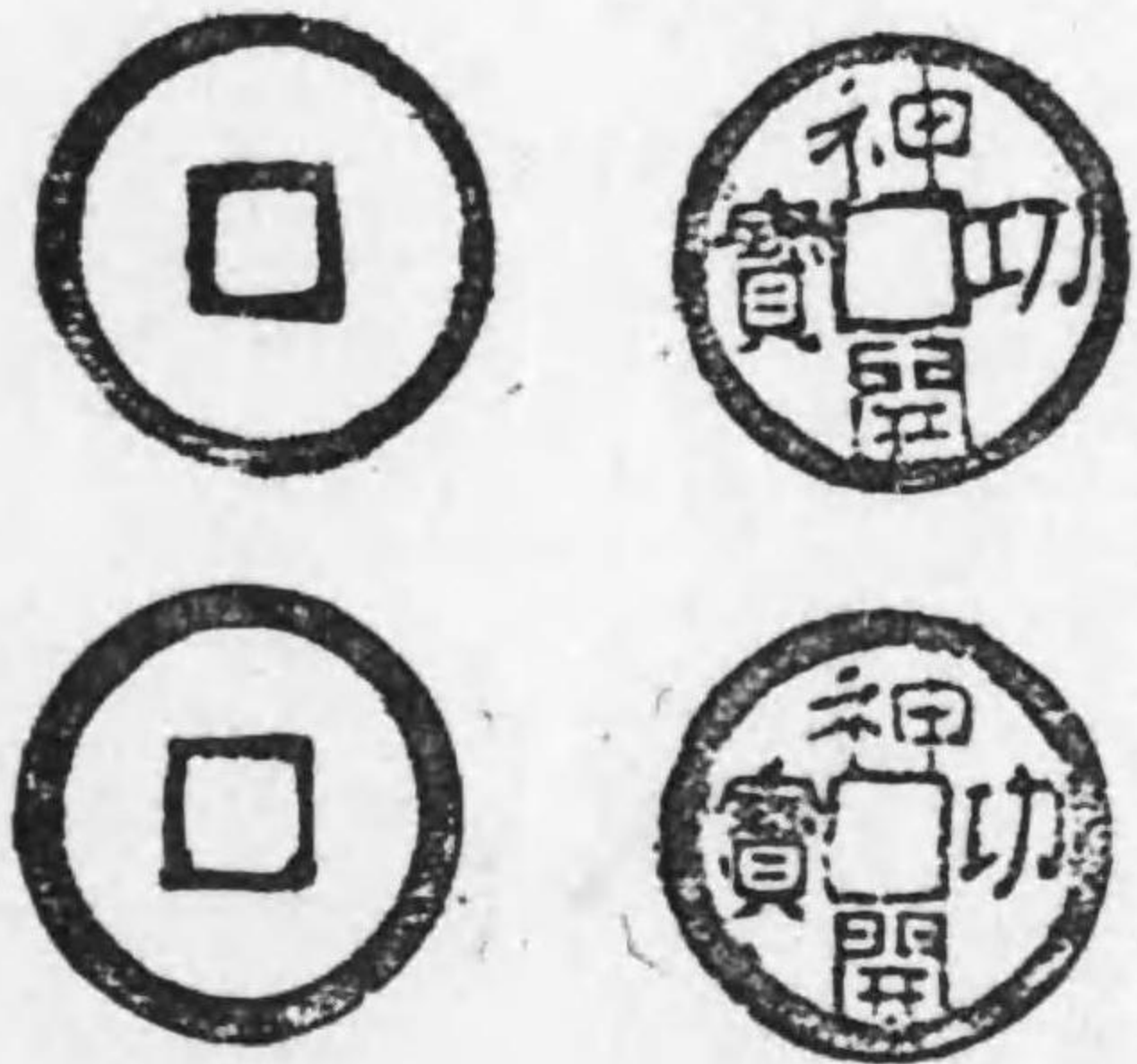
昭和三年下半年宮城址附近ヨリ發掘ノ萬年通寶  
年ノ二年ニ様アリ注スベシ



開寶錢は徑は八分強で、重量は一錢五厘から七分五厘を計算する。

泉貨鑄造當時の人民は如何にこれを利用したかと云ふと、在來の物は交換に慣れて、まだ貨幣の利用をよく了解しなかつたし、又これを蓄積して財産とするの觀念は丸でなかつた様である。それ

昭和三年下半年宮城址附近ヨリ發掘ノ神功開寶  
トニ様アリ注スベシ



代には、銅貨九種の鑄造あつて、銅錢は和鑄錢から都合十二種あるので、古泉家は、これを皇朝十二文錢と稱して非常に愛玩するのである。茲に泉の貨大さや重に就いて一言すると、和銅鑄は、徑八分、重さ平均凡そ一錢今同平城宮址附近より出たのを量ると、重さ一匁二分ある。のは最も重い圖にあるたものはそれである。又萬年通寶は、徑凡八分強重凡一錢二分から一錢、金貨の萬年通寶は徑凡七分九厘、重凡四錢八分、銀貨の大平元寶はまだ計算してない。神功

で和銅四年三月には、蓄錢を奨勵して、蓄錢の多少に應じて位を授けるの勅詔を發し、從六位以下で、蓄錢十貫以上の者には位一階を進め、二十貫以上には二階を進め、初位以下五貫ある毎に順次一階を進め、大初位上若くは初位のもの、進んで從八位下にならば、十貫をその限とし、その五位以上正六位の人、十貫以上を有たば臨時に勅を受け取扱ふこととし、乍併他錢を借りて欺くものは、其錢を沒收し、與謀者は共に徒一年。又六年三月には、郡司少領以上のもの、性識清廉でたとひ時務に堪えたものでも、蓄錢六貫以下のものは、以後選位することを得ざらしめた。鑄錢の行はれなかつた行旅の状態を考へて見ると、夫は頗る不便困難を感じたもので、旅は憂いもの辛いものとの感想は、恐くはこの當時に最も適切に適合するものだらう。旅行者は、その道路の幾日程なるかを打算してその糧食を携帯し草を枕として所謂草枕に屢夢を破られることはよいとして、糧食は屢缺乏するも途中得るに途なく、饑餓に迫り、道路白骨と化し去るもの中々多かつた様である。因て和銅五年十月詔して諸國の役夫及運脚の者、歸郷の時、糧食缺乏して之を補充するに由ないものが多い。因て便利の處に郡稻を貯へて置いて、役夫の必用に應じて任意交易せしめ、又一方には、旅行者には錢を携帯せしめ從來糧食を携帯する負擔を除き、以て錢貨の便利重寶なることを知らしめる様にした。その翌年の三月には、詔を出して、諸國の土地山河遠隔旅行中々容易のことでない、夫であるから、貨物を運搬せんとせば、その幾日間の糧食を携帯せねばならないから、その糧食だけの重を減じ、納貢もそれだけの重量を減ずる譯だその上に道路に餓死することも少くない。夫であるから、旅行者は一囊の錢を持參して、途中にて糧食と交換したら頗る便利であらう。又一面には國司郡司等、部内の富豪の家から奨勵して米を路傍に置いて賣買せしめて、旅行者の便利を取計はしめ、一年の中に、米百斛以上を賣るものは、特にその名を奏聞せしめた。又田を



賣買するときは、錢を價とし、若し他物で賣買したならば、田もその物も悉くこれを沒收し、之を告發した人あらば、その人にこれを給與し、賣買人共に違勅の罪に問ひ、國郡司も夫々處分することにせんと、かくして、政府は盛に錢貨の通用を奨励し、同時に蓄錢の多少により、叙位法を設けた杯は、今日から見れば頗る奇觀と云はなければならぬ。

然るに、民間には私鑄の事屢行はれたと見え、和銅四年十月には、重刑を立て私鑄者を未然に防がん爲に、私鑄錢者を斬に處し、從者は沒官し、家族は流に處し、五保知つて告ぐ時は同罪とし、又情を知らない者は、五等を減じて罪を加へることとし、其の錢を用ふるも、後悔して自首したる時は罪一等を減じ、或は未だ用ひずして自首せば罪を免し、容隱の人と雖も知つて告げない者は同罪とし、或は告ぐる者は前の自首者と同じく免す事にした。尙民間に

は、錢の良否を甄別してこれを探ぶの風が生じたので、七年九月には、錢を探ふことを禁じて、若し實に官錢なることを知つて、之を探び嫌つた際には、勅して杖一百の刑に處し、その濫鑄の者は、主客相對の上に之を破つて市司に送らしめた。其の翌靈龜元年に、天下の大赦令を下した時に、私鑄錢者はこれを除外したのを見ても、如何に私鑄錢者を重く見たと云ふことが分る。又諸國から貨殖の二十戸を京職に移し附けたと、更に書いてあるを見れば、蓄錢の詔命空しからずして、大にこれを蓄積したものもあることも分り、然るに貨幣の性質から見れば、貨幣の用は能く散ずるのが目的であるから。桓武天皇の延暦十七年には、更に詔を下されて、錢を蓄へて之を便用しない時は罰すると違せられた。これが頗る國民に取つての教訓で、國民は始て貨幣の效用を知つたものだと思へられた。

#### 四、修史事業と地誌

天武天皇は古を尙び、修史の御意感のあつた事を前に述べて置いたが、その時代、人となり至て聰明で、記憶にかけ一たび聽けば一生忘れないと云ふ稗田阿禮とて當年取つて、二十八歳の人があつた。天皇は特に此の阿禮に、御親ら帝皇の日繼及び先代の舊辭を暗誦せしめた。この帝は、その時の詔にもある如く、諸家に傳へて居る帝紀及び本辭は、時代を経るに従ひ、漸次正鵠を失ふから、今の時に研究調査の上誤謬を正して、正確なる史實を後世に傳へんとのお名であつたが、惜しい事には、その事業を果されぬ中に、天武天皇は御崩御になつた。そこで元明天皇の和銅四年、太安麿に詔あつて、前に稗田阿禮の記憶して居たものを撰録して上らしめた。それがタツタ四月半で出来上つて、榮上したのが即ち今日ある古事記三卷である。かゝる四月半の短日月で古事記が編纂せられたところを見ると、天武天皇時代に、既に整理された材料が纏つて居て、それをたゞ太安麿は、稗田阿禮の口述から文章に表はしただけであらうと思はれる。何にしる我國に始て編纂された歴史で、凡て三卷、上卷は神代、中卷より下卷にかけては、神武天皇の創業より推古天皇時代に及んで居り、上は天地開闢から、國土の經營大八州の發見、神武の創業等に至る迄、無論正確に史と云ふことは出来まいが、我國民性の如何なるものであるか、又我國家の成立、我が國民思想の國家民族に對する觀念杯、仔細に覗ふことが出来るもので、歴代から見ても、文字の上から見ても、言語學の上から見ても、神話學の上から見ても、非常に貴重なる文獻である。次いでその六年の五月に、歴史地理とも云ふべき諸國の風土記の編纂があり、尙七年二月には、紀清人三宅藤麻呂に國史を撰ばしめたとあり、その次の元正天皇の時代には、舍人親王を總裁として太安麿等を委員として編纂させた歴史が、養老四年五月に完成されて、これを日本紀と名づけ、三十卷系圖一卷奏上された。日本紀は、上は神代より、下は持統天皇迄に至る編年體の歴史である。但し系



圖一卷は今傳らない。茲に一つ古來から説のあるのは、彼の和銅七年二月、に紀清人や三宅藤麻呂に命じて作らした國史は何だらうとの問題だ、平田篤胤は、その著古史微解題記に、それは假名日本紀で、それを更に、舍人親王安麻呂が手を入れて編纂したのが、今日傳はつて居る日本紀だと云ふ説であるが、乍併他の學者の云ふ通り、和銅七年の國史編纂は後の日本紀となる連續編纂であらうと云ふのが妥當であるまいか。

古事記の記は言扁で、略記して記と云ひ、日本紀は後には日本書紀とも云つて、その紀は糸扁で、略記して紀と書く。今記紀の異同に就いて略述すると、記の文章は全編漢字から出來上つて居るけれども、純然たる漢文でなく、日本語を羅馬字流でただ漢字を借りて顯すと云ふ、頗る難讀の所もある。假令ば、

故二柱神立調云天浮橋而指下其沼矛以誦者饒許袁呂許袁呂遍此七字以音調鳴志調鳴

とあつて、「かれ二柱の神、天の浮橋に立して、其沼矛をさし下して誦きたまへば、鹽コヲコロコヲロニ誦きなして」と訓み、片假名の處は、全く羅馬字流である。これに反して、紀は純然たる漢文口調で、實に立派な堂々たるものである。その例として、神武天皇の日向に御出の時の祭に、

是時、運屬鴻荒、時鍾草昧、故蒙以養正治此西偏、皇祖皇考乃神乃聖、積慶重、多歷年所云々  
の如き文體である。

記は記載方非常に質朴で、闇黒面も包まず隠さず書くと云ふやり方であるに反し、紀は如何にも、勿體らしく體裁を飾つて、何んでも莊重にかくと云ふ風である。それであるから、紀は文飾多く本意を失ふと云ふ様な處もある。假令ば神武天皇の橿原奠都の祭の詔の一節に

上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心、然後兼六合以開都、掩八紘而爲宇不亦可乎。  
と云つてある如きである。

要するに記は漢字を借りて成るべきだけ真意を失はないと苦心した形跡は確に見えるし。紀は文章も成るべきけだ立派にして文を飾ると云ふ點があるのは争はれない。

又記は別に疑を存せずして、始から終迄一本筋に書いてあるけれども紀は間に疑を存し、本文以外に異説として、多き所は十一説を一書曰一書曰として擧げてあり、又参考書迄叮嚀に擧げてある處もある。これは舍人親王等編纂委員の頗る苦心慘愴の迹の存する者で、數多くの異説の中から最も確實性を帯びたものを採用したけれども、日本建國の傳説でもあり、容易に又抹殺すべきものでなく、後世に何等かの参考にならうとの考へから、異説を擧げたものであらう。これは記紀の編纂から徴してさもあるべき事と思はれる。即ち記は古來の史實傳説の段々眞實性を失ふとの點から、夫を取捨して置かうとの天武天皇の御思召から、諸説を統一して阿禮の記憶して居たのを、文字に顯はしたのであるし、紀は舍人親王太安麻呂始め堂々たる編纂委員がよつて作られたものであり、殊に此際は唐と交通頗る頻繁となつて、都も唐の長安を眞似るし、法典も彼の法典を探るし、衣服風俗の徴に至る迄、彼の文化を採用すると云ふ幕僚時代であるから、従つて彼國の歴史の様に我が國にも、我國體の尊嚴なる。我が開國の悠久なる又彼人士に示しても決して慙ハツカしくないと云ふ歴史の編纂を必用とした結果、書名を日本紀とし、能文の漢學者を始め一世の碩學博學の人を委員として編纂したものだらうと思はれる。本居宣長は古事記の方は質朴の點から、日本紀より多く信用すべき點があるとして、畢生の事業として三十五年間懸つて、その註釋を書いたのが即ち古事記傳であり、全部四十八卷。し



かし日本紀も勅撰の書であり、中々尊重すべき歴史である。その註釋書には色々あるが、谷川士清の日本紀通證、河村秀根の書記集解の外に、飯田武郷の日本紀通釋は最も有益のものとして紹介することを躊躇しない。

最後に前に擧げた風土記に就いて述べなければならぬ。修史の事業が勃興すると同時に、各地に於ける國郡の歴史地理を編纂するの機會に到着したのは、寧ろ自然の事であらうと思はれる。即ち古事記の出来上つた翌年の五月に詔して畿内七道諸國郡郷の名は好字を著けよ、又其郡内に生ずる所の銀銅彩色草木禽獸虫魚等の物は、具に色目を録し、及び土地の肥瘠山川原野の名號所由、又古老相傳の舊聞異事を記して上らしめた。釋仙覺の萬葉集抄の大和國宇智郡の條に、「和銅六年令註進風土記之時、任大政官下之旨定二字用好字也」とあつて、地名は二字の佳名を撰ばしめたのであらうが、恐らくは、漢文の流行につれて地名の雅致でないものを、自然改める風尚を來たしたものであらう。それで佳名を附ける風尚が前々からあつたものが、此和銅六年になつて法令で以て勵行したものでなからうか、二字の佳名とは、例を以て云へば、泉を和泉とし、木を紀に改め無意味の伊字の母韻を長く引いて紀伊とし、又淡海を近淡海として、以て濱名湖のある遠淡海と相對したのを、淡海を江と謂ふて近江遠江と區別し、又毛野の國を二つに分割して、上ツ毛野下ツ毛野と分けたのを、二字の佳名とする必用上、毛を省いて上野下野と相對したものである。

かくして、諸國から風土記を撰上したものだらうが、乍併まだ奏上しない國もあると見えて、醍醐天皇の延長三年に、五畿七道の諸國司に命じて、風土記を上らしめ、若しその底本なきときは、郡内を穿鑿し、又は古老に尋ねて早速言上せしむることにした。

和銅の風土記は、日本全國から總し奏上した筈だが、前に云つた様に延長三年の頃にも、まだ奏上を怠つた國があり、又或は奏上せずしてその儘になつた者も、或はないとも限らない。今日では只僅に常陸・播磨・出雲・肥前・豊後の五風土記存して居るのみで、此等の風土記に就いては、先師栗田寛博士の標註古風土記があり、又風土記の斷片の謄書に引用されて居るものを集めたものか、同博士の古風土記逸文といふのがある。共に有益の著書たるを失はす。又日本總國風土記と云ふ本は、後世の好事家の偽作で、別に採るに足らない。或説では、東山天皇の頃の駿河國淺間神社の祠官其の作と云はれて居る。その他、後世に諸國に風土記がある。相模には新編相模國風土記稿あり、武藏には新編武藏國風土記稿があり、共に林大學頭衛の總裁となつて、昌平營の編纂で地誌としての有益なる参考書である。又紀伊には、紀伊續風土記があり、紀伊の本居内遠仁井田好古等の編纂委員として選述したものであるが、此等の書は、和銅の風土記に對して、或は新編と云ひ、或は續と云つて、敬意を拂つて居る。それで又和銅の五風土記を古風土記と云つて居る。



## 奈良朝史 〔第五講〕

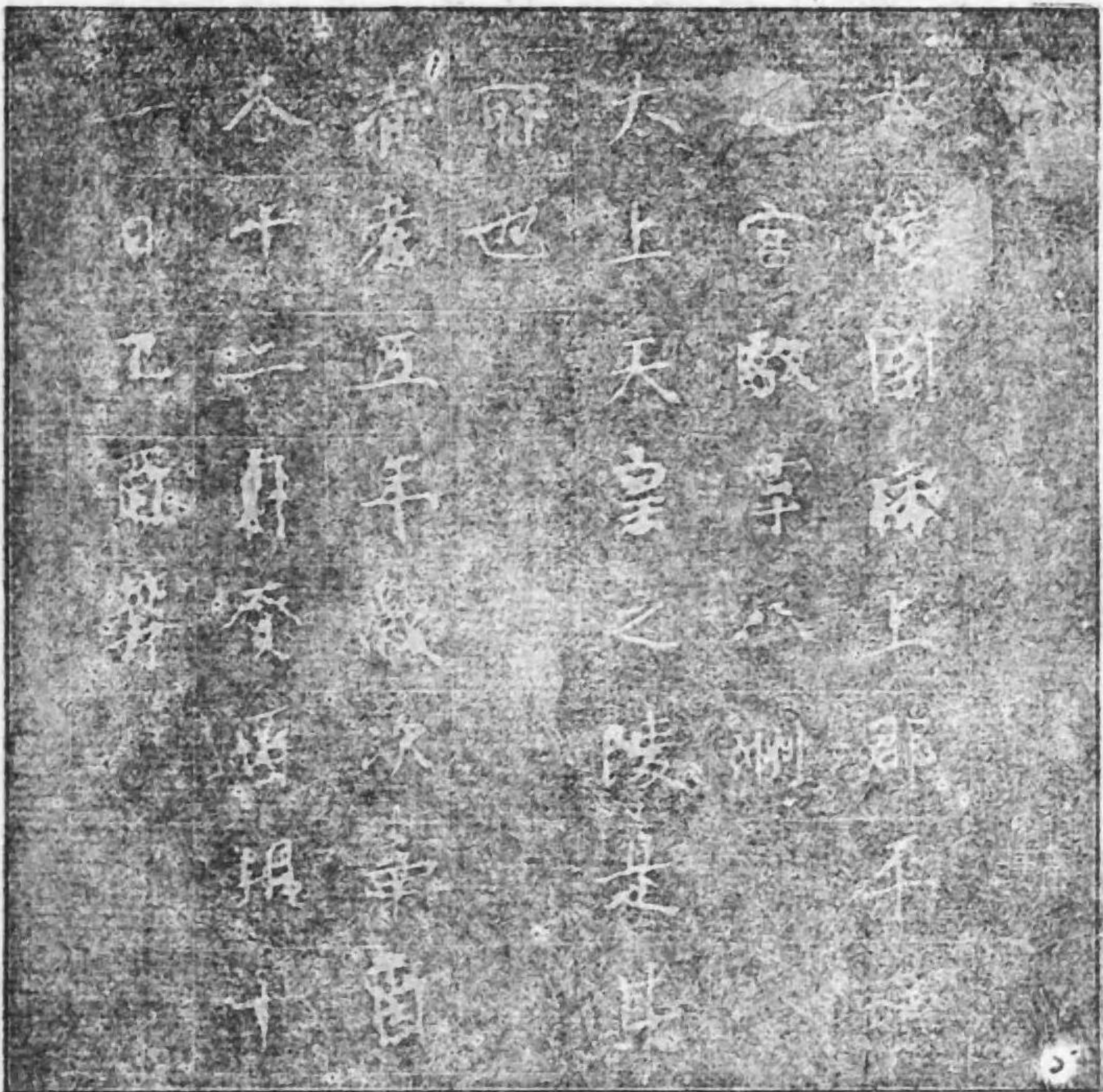
奈良女子高等  
師範學校教授

佐藤小吉述

### 五、聖武天皇即位

前に述べた様に上代の改元は、何か嘉瑞があると改めるのが例で、元正天皇の即位和銅八年は、左京の人高田首久比麿と云ふ人が、長さ七寸廣六寸の靈龜を献つたとて、その年を靈龜元年と改元したのだ。その靈龜三年九月に美濃國常呂郡多度山の美泉に行幸され、御滞在數日にして還幸されたが、御還幸後の十一月に詔あつて、仰せらるゝには、「多度山の美泉に手足顔面を洗ふと皮膚は滑ナツラカになり、痛い處を洗ふと痛はすぐ止り、朕が躬には甚功驗ある。又之を飲んだり、浴したりすると、白髪も黒くなり、髪のない處にも段々毛が生え、見えぬ目も明くなり、其の他の持病も皆平癒する。支那の後漢光武帝の時には、醴泉出で、これを飲むと痼疾も平癒すると云ふ咄を聞いて居る。符瑞書には、醴泉は美泉で以て老を養ふべしとあるは、これ水の精であるからだ。美泉は大瑞であるから、靈龜三年を改めて養老元年とせよ」とあつて、天下に大赦し、大に賑恤の仁政を行はれた。按ずるに嘗者郡は即ち今の養老郡で、多度山は今の養老村大字白石にある養老山を指せるもので、その多度山の下に養老洞あつて、世人はこの瀧を例の醴泉と誤るも、それは間違で、尙瀧から四町ばかり東に、養老神社があつて、そこに菊水と云ふものがあるが、先づこれが醴泉の遺址かと思はれる。それから又段々養老孝子の傳説が生れたものと思はれる。その孝子の事は十訓抄





古今著聞集に出て居る。菊水は南陽縣の甘谷に、甘美の水あつて菊水と云ふと云ふ故事から、後人が取つたものだらうと思はれる。

その養老五年十二月に、大上天皇の元明天皇崩御された。元明上皇は、聖徳の多い方で、御生前から厚葬を深く戒められ、その崩御には、葬儀を質素にし、金玉を鏤め丹青を飾ることなく、山に竈を作り、そこに火葬して他處に改葬の事ない様に、その地には又常葉樹を植ゑ、謚後は單に其國其郡朝廷馭宇天皇と云ふだけで、それを刻んだ碑を葬地に立て、天子の政治は平素の通にし文武百官も一切政治を廢してはならぬと吳々も仰せられた。以て御陵

徳の難有さが忍ばれる。御陵は、明治以前には奈良市法華寺町宇和那邊の宇和那邊俗稱大鍋と云はれたが、御陵墓の形式が違ふと云ふので、明治以後は奈良市奈良坂町宇養老峰の奈保山に確定された。その刻字碑が山から轉つて、寛政年間奈良坂の般若寺近くの春日神社境内に移されたのを、藤井貞幹杯の學者が漸々研究して、此こそ有名の元明天皇の碑だと云ふことが分つて、現在では御陵の御在所に立てられて居る。今日では、碁盤型丈分るが、文字は一切分らない。現在はその傍に摸刻碑が立てられて、その立てた謂が、當時の諸陵頭足立正聲の撰文で碑陰に刻されて居る。今参考に吾が友人所蔵の摸刻碑文を掲げて、その面影を髣髴させる。その碑面の文字は、左の通である。

大倭國添上郡平城宮馭宇八洲太上天皇之陵是其所也

養老五年歲次辛酉冬十二月癸酉朔十三日乙酉葬

又文武天皇の皇子首皇子が此時皇太子として年齢最早三十二にも達したので、養老八年二月御讓位の詔があつた。

其中に

……此食國天の下は、掛卷も畏き藤原宮に、天の下知しめし、汝の父(文武天皇)とます天皇の、汝に賜ひし天の下の業と、詔ふ大命を聞食し、恐み受け賜り懼ります事を、衆聞食へと宣る。かく賜へる時に、汝親王の齡の身きに、荷重きは堪へじかと、念しまして、皇祖母(元明天皇)まましし、掛卷も畏き、我皇天皇に授け奉りき。此によりて、是の平城大宮に現御神と坐して、大八島國知しめして、靈龜元年に、此の天日嗣高御座の業食國天下之政を朕元正天皇に授け賜ひ譲り賜ひて教へ賜ひ詔り賜ひつらく、掛くも畏き淡海大津宮御宇倭根子天皇(天智天皇)の萬世に改るまじき常典と立て賜ひ致き賜へる法のまに、後遂には我子に、さだかにむくさか



に、過つ事なく授け賜へと、負せ賜ひ詔り賜ひしにより、……今神龜二字御世の年名と定て、養老八年を改めて、神龜元年として天日嗣高御座食國天下の業を、吾子汝王に授け賜ひ譲り賜ふと詔ふ。

の御言葉があつた。前の文武天皇の御崩御の處に述べた様に、元明元正兩天皇は、文武天皇の皇子首、即後の聖武天皇の御成人を待つて居る間の、假りの御政治と云つて差岡ない。それで阿首皇子も最早血氣盛の壯年期に達せられたので、御讓位されたもので、神龜の改元は、その前年の九月左京の人が、白龜を献上した嘉瑞に因つたものだ。

聖武天皇の母君は、文武天皇の夫人宮子娘で、又聖武天皇の夫人は光明子で、二人共藤原不比等の女であることは頗る注目に價する。これが即ち後に藤原氏の勢力隆盛になる原因を爲したものである。別に章を設けて説かう。

## 六、藤原氏の隆盛

藤原鎌足が、蘇我氏を誅滅し、大化改新の政に與り、近江朝廷の政治を助けた大功は没すべからざるものがある。その子が即ち不比等で、壬申亂の時には、彼不比等は十四歳の幼弱で、敵にも味方にも何の關係のなかつた事は、非常に好運と云はなければならぬ。尙ほより以上に好運であつたことは、良妻と才媛とを有つたことである。不比等は右大臣蘇我石川麿の女を娶て、武智麿・房前・宇合の三男を擧げ、賀茂朝臣の女を娶つて宮子娘を生み、文武天皇の女御五重娘と婚しては麻呂を産んだ。此宮子娘は後に文武天皇の妃に備はることになつたのだ。その後、不比等は後妻として三千代を娶られたのが、家運の發展の兆と云つて差岡ない。三千代は此時代に懐腕を揮つて藤原氏の家運を開拓した、有名なる婦人であるから、少しくその來歴を述べねばならない。三千代は縣犬養連東人の娘で、初は敏達天皇の曾孫である三野王に嫁して、葛城王と佐爲王とを生み、更に文武天皇の時代には、命婦として東宮即ち草壁皇子に仕へたが、やがて東宮には珂瑠皇子が誕生されたので、文武天皇の崩御後、持統天皇の御代となり、草壁太子の薨後には、三千代はその妃阿閉皇女と共に珂瑠皇子を傳育したらうと思はれる。持統天皇の後に、此の珂瑠皇子が即位されたのが即ち文武天皇。此の文武天皇の後宮に入つたのが、紀の竈門娘、石川刀子娘と宮子娘だか、恐くは此宮子娘を入せしむる事には、三千代の周旋甚だ努めた事と思はれる。しかもその宮子娘が、皇子首を誕生せられたことが、彌以て藤原氏に取つて家運の開くべき時である。元來不比等は、文武持統兩帝頃にはまだ身分の低い人で幅の利く人でなかつたが、文武天皇の大寶年中に、正四位相當、官は中納言より漸次大納言に昇進して、律令の撰定者となり、更にその後妻三千代との間に生れた光明子を、首皇子の妃に備へた杯は、此の婦人の頗る悚腕家であることが覗はれる。文武天皇在位十一年で崩御したが、御陵は、大和の高市郡阪合村字栗原にあつて、檜隈安古岡上陵と云はれて居る。

前述の如く首皇子まだ幼年といふので、その母の阿閉皇女即位されたのが即元明天皇、和銅元年十一月の大嘗祭の御宴あつた時、天皇は年來の三千代の忠誠を嘉みされて、杯に浮べる橘を賜ひて、勅語を下されたには、

橘は果子の長上で、人の好む處、柯は霜雪を凌いで繁茂し、葉は寒暑を経て彫まず、珠玉と共に光を競ひ金銀に交りて愈美しい、それで汝が姓には橘宿禰と賜ふ。

と、誠に光榮の極と云ふべきである。それから三千代は、縣犬養橘宿禰と稱へることゝなつた。又茲に一言すべきは、文武天皇の二年に、嘗て鎌足に下賜された藤原姓は、不比等の家系にのみ稱へしめ、その他の家は舊姓中臣を稱へしめて、政治の家と祭祀の家と判然分つことゝした。かくて夫の不比等は、律令を撰定し、皇太子の祖父として内外の



政事を負擔し、妻の三千代は内命婦として後宮に仕へ、その勢力の比較すべきものなき有様である。一體命婦とは、大寶の制で見ると、五位以上を帯した婦人を内命婦、五位以上の妻を外命婦と規定して居るが、三千代は前者の待遇で出仕したものと見える。一體不比等の出世して公卿になつたのは、文武天皇の大寶元年で、その時の公卿を見るに、左大臣が多治比島で、右大臣が阿倍御主人、大納言が大伴御行・石上鷹、その次に藤原不比等と和磨がある。慶雲二年五月不比等の病氣の時には、詔して度者二十人を下賜された事は、蓋し此迄例のない事で、又布四百端米八十石を京の諸寺に施された扱は優遇の極である。慶雲四年には、不比等に優詔あつて、卿が明き淨き心もて朕を輔佐し、又卿が父鎌足の孝徳天皇に仕へ奉りし忠節の心は、武内宿禰と同等である。因つて食封五千戸を賜まうとの御言葉があつた。しかし不比等はこれを辭退して受けないので、二千戸を賜ひ一千戸はこれを子孫に傳へることにした。

その翌年の元明天皇の和銅元年には、不比等右大臣に陞り。不比等の長官には知太政官事の穗積親王左大臣石上鷹あるのみだ。しかも和銅八年の七月には、穗積親王薨じて、石上鷹と不比等が左右大臣として朝政に頗る最高位置にあつたのだ。然るに、靈龜三年には、左大臣の石上鷹薨じて不比等大政官の主班となり、養老二年には太政大臣の任命あつたけれども固辭して受けなかつたとの事である。尙其四年には、授刀資人三十人を授けられ、八月一日その病氣に罹かつた時には、特に度者卅人を賜り、天下に大赦し、都下をして一日一夜樂師經を讀ましめ、且つ官戸十一人を免して良とし、又奴婢十人を除いて官戸として、以てその平癒を祈られた扱は、實に人臣として異數を極めたものである。しかもその功なく、八月三日六十二歳で薨去した。帝深く哀悼せられ、爲に朝を廢し、哀を内寢に擧げ、勅使を派して太政大臣從一位を贈り、文忠公と諡を賜り、食封資人は生前の如くならしめた。先に左大臣石上鷹の薨じた

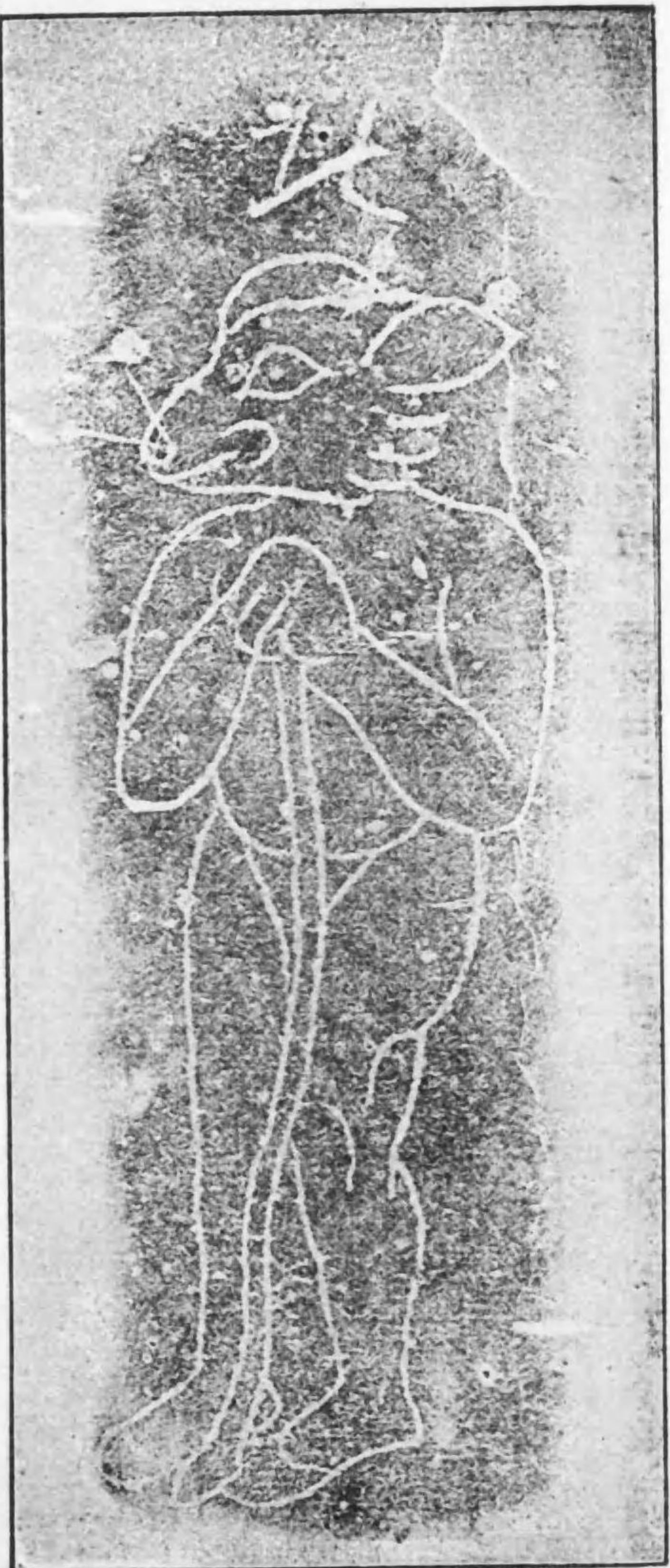
時には從一位を贈られたのに、右大臣不比等には、正一位を贈つたことは、彼と此と比較して、平時の禮群臣に異なるを見るべきである。

此不比等の薨去は、一時藤原氏に取つて一打撃に相違ない。何んとなれば、不比等の長男武智麿は、その時非參議で從三位、その二男房前は參議從四位上で、政治上の位置としてはまだ勢力のあるものでなかつた。不比等の薨去の翌日には、天武天皇の皇子一品舍人親王が、知太政官事となつたが、その下に大納言長屋王があり、此人は右大臣から左大臣と歴任して、先づ當時の政治は此長屋王の左右する所であると云つても差支ない。長屋王は天武天皇の孫で、高市親王を父とし、御名部親王の女夫持娘を母とし、又其妃は元正天皇の御兄弟である吉備内親王である。かゝる皇室の懿親で、元明天皇の頃には、宮内卿式部卿に歴任し、不比等の右大臣として太政官に主班たる時に、長屋王は其下に大納言となり、不比等の薨後には、その後を承けて右大臣となり、聖武天皇の養老八年には、左大臣に轉じ、事實上の主相は、舍人親王でなく、實に此長屋王であつたのである。又王は詩歌を能くし、常に當時の詩文を能くするものを其實宅に會して、詩酒徵逐して居た。

又前述べた様に藤原氏方面を顧みると、不比等の薨去は、藤原氏に取つて打撃なるに相違ないも、今や事局はたゞ有利一方に展開されつゝあることを見なければならぬ。即不比等の未亡人三千代の藤原氏に再嫁してから産んだ、多比能を異父兄の葛城王に娶はせ、その先夫との間に生んだ牟婁王を藤原房前に嫁せしめ、且つその末女の光明子は、皇太子の妃に備り、間もなく阿閉皇女を誕生し、其後皇太子は即位して聖武天皇となり、同時に妃は夫人となり、從三位に叙せられたが、更に神龜四年閏九月には、皇子基王の誕生せるあり、藤原一家殊に三千代の悦は知るべきで



ある。十月には皇子誕生の爲には天下に大赦して、大辟の罪以下を免し、文武百官には物を賜ひ、又皇子と同日に生れた天下の子女には、布一端綿二百疋、稻二十束を賜ひ、其慶を分たれ、十一月に天子の中宮に御せられた時には、太政官及び八省は各上表して皇子の誕生を賀し、且玩好の物を献上した。その日、宴を文武百官使部に至る迄を朝堂に賜ひ、五位以上に綿を賜ふこと夫々差があつた。遂に立て、皇太子と爲すの勅命を下された。これ皇子の生れて漸く一月後、正月三十日である。その翌日は、僧綱及び僧尼九十人、皇子の誕生を賀して表を上り、又々夫々下され物があつた。尋いて大納言多治比池守は史生以下の百官を率ゐて、皇太子を三千代の邸に拜し、尙ほ光明夫人には、食封一千戸を賜ふの恩命あつて、天下を舉げて皇室の御慶を祝はないものがなく、藤原氏には十月の嚴冬に俄に春が来て花咲き鳥歌ふの感があつた。然るに此事慶多く、翌年八月に皇太子の病日を経て恢復しないので、三寶の威力を借りて患苦を除かんといふので、觀音の像百七十七軀并に經百七十七卷を造つて、その平復を祈り、且天下に大赦し、幣帛を諸陵に奉らしめたが、その功驗なく遂に九月十三日薨去した。昨年同九月二十九日の御誕生であるから、數へ年は二つだが、滿一年にならん門だ。天皇の御哀悼は申すも畏き極である。廢物を仰せ出さるゝこと三日、皇太子は幼弱である爲に、喪禮を具へず、たゞ在京の官人以下及び畿内の百姓素服すること三日、諸國の郡司に各その當郡に哀を三日舉げることにした。墓は那富山に置かれて、その地は、奈良市法蓮町字大黒芝にあつて、今四隅に獸形の立石がある。元は七疋狐と云つて、立石七個あつたらしいが、今は四個丈存するのみだ。此石は七疋狐と云つて居る様に、狐の形を彫刻したものと云はれて居たが、後には狐でなく隼人であらうと云つて、隼人石と呼ばれたが、支那朝鮮の考古學研究の盛なるにつれて、彼の地方には十二支を人形にして墓の周圍に立てる習慣が、唐時代にあつたか



ら、日本のも多分それだらうと云ふことで、今日では全くそれに相違ないことに定つた。現在ある四個の立石は、北にあるは子で、東にあるのは卯、西にあるのは酉、南にあるのは午らしい。標本として北にある鼠を擧げる。

### 七、長屋王の疑獄

皇太子基王薨して、皇室にても藤原氏にてもまだ愁眉の開かざる天平元年二月、天下の耳目を驚した大事件出来した。それは、二月十日左京の人從七位下漆部君足・無位中臣宮處東人等が、左大臣正二位長屋王の私に左道を學ん



で、國家を傾けんと謀つて居るを密奏した事だ。實にこれ晴天の霹靂である。即夜使を遣して三關を固め、式部卿藤原宇合・衛門佐佐味忠麻呂・左衛士佐津嶋家道・右衛士佐紀・佐比物等をして六衛の兵を率ゐて長屋王の宅を圍ましめ、更に舍人親王・新田部親王・大納言多治比池守・中納言藤原武智麿・右山辨小野牛養・少納言巨勢宿禰・麻呂等を、その邸に派遣してその罪を問はしめ、遂に十二月に長屋王に自盡を命じ、其室の吉備内親王や、その子の勝夫王・桑田王・葛木王・鈎取王等も同じく自ら縊れて死んだ。その家人を悉く捉へて、左右衛士兵衛等の府に禁め置いた。又下毛野宿禰七人等は長屋王と交際した罪で、いづれも流に處せられ、自餘の九十餘人は悉く赦された。長屋王及び吉備内親王の遺屍は生駒山に葬らしめた。勅して、内親王は罪がないから、例に准じて葬葬しても差支ないが、唯鼓吹は遠慮し、長屋王は罪により誅を受けたものであるけれども、その葬儀に醜くない様に行へよと、又石川石足等を長屋王の弟である鈴鹿王の宅に遣して、勅命を宣べ、長屋王の兄弟姉妹子孫及び妾等の縁坐すべき者は、男女を問はず悉く之を赦免された。又給祿の例に預かる事の恩命に浴した。尋いで、密告者の添部君足、中臣宮處東人に外従五位下を授け、封三十戸田十町を賜ひ、添部駒長には従七位下を賜ひ、並に物を賜はることになつた。

一體、長屋王の罪状は何んであるか、甚疑しいものがある。史には單に、「私に左道を學び國家を傾けんと欲す」とあり、國司に下された勅には、「左大臣正二位長屋王、忍戾昏凶、途に觸れて則ち著る。恩を盡し、奸を窮めて傾に疎綱に陥れり、奸黨を芟夷し、賊惡を除滅せん云々」とあつて孰れも抽象的の事ばかりである。先づ左道とは何んであるかと云ふに、その語は禮記にあつて邪道と云ふ義、又國家を傾けんとすとは、律に、八虐の一番目に謀反を擧げ、注に左の文字がある。

謀反 謂謀危國家

尙委しく注して曰く、

謂臣下將圖逆節而有無君之心、不敢指斥尊號、故託云國家

とあれば、君上に對して大罪を犯さんことを謀つたとの義である。乍併具體的に如何なる罪状であることをば、史に一切記載してない。只奈良藥師寺僧景戒の著と云はれる日本靈異記にその原因を説いて云ふには、聖武天皇の天平元年春二月八日、元興寺で大法會を修め三寶を供養された時、左大臣正二位長屋王に勅して衆僧に供養するの勅命あつたが、その時、一人の沙彌が無暗に鉢を捧げて飯を受けようとしたので、長屋王は怒つて牙尺で沙彌の頭を打つた處、頭に強く當つた爲に流血淋漓と滴つた。沙彌は頭を押へ血を拭ひ、泣いて忽に何處にか去つてしまつた。その時の道俗ひそひそと囁いて誠に不吉の事よと云つたが、果してそれから二日経つてから、王を嫉妬する人があつて、天皇に長屋王の社稷を傾けんことを謀り、國位を奪はんとすと讒言したので、天子は激怒して軍兵を遣つて之を討たしめた、王の思ふには、罪なくして捕へられたならば、必ず殺されるに決つて居る、他人に殺されるよりは、自分で死ぬ方がよいとて、その子孫には毒藥を飲ませて、絞殺してから王目も亦藥を飲んで自害した。尙靈異記に附記して云ふには、天皇の勅命で、王の屍骸を城外に焼いて河に散じ海に投げたか、親王の骨は土佐國に流れ込んで、その氣に觸れて百姓の死亡するもの澤山有るので、その趣を朝廷に奏上すると、天子はこれを皇都近くに置かうとて、更に紀伊國海部郡の椒の奥島に置いたとあつて、矢張罪状は「謀傾社稷、將奪國位」とあつて、殆正史と同義であるが、その運路は一沙彌を牙尺で打つたのに怨まれた結果として居る。果して長屋王にそう云ふ行爲があつたか、又、



その沙彌はそれ以上の不敬若くは不禮行爲あつて折角の大法會に對し不都合の事あつた爲に、長屋王の制止となつたものか、其邊の事が何然としなないが、たゞ國家的陰謀の罪狀によつて殺されたもの丈は明である。そうすると一體如何なる行爲を指したものだと言ふことを具體的に究めたい。左道を學び國家を傾けんとしたとあれば、天皇又は皇后を呪詛でもした事か、又は皇太子に關した事が明瞭しないが、恐くは皇太子の早世は、王の呪詛の結果とでも見做されたものでなからうか、尙深く云へば、當時の勢力家は長屋王で前屢繰返した様に、主班の舍人親王は單に飾物に過ぎないで、萬機は皆長屋王の方針から出たもので、藤原氏はとても拮抗する丈の勢力はない。又此際光明夫人の地位を昇せて皇后にするの運動もあつたが、藤原氏及びその一味の人々は、孰もこれを希望し賛成したにも拘らず、恐くは長屋王は皇族の重鎮として、強硬に反對したものでなからうか、藤原氏から見れば、王は實に眼上の瘤である。それで、王は左道を學んで居るので、皇太子の早世もそれが爲だ杯と、密にその腹心の人々を使つて、一芝居を打つたものでなからうか、その密告者の一人は中臣宮處東人であつて、實に藤原氏の同族であり、又六衛の兵を以て王の宅を取巻いたのは藤原宇合であり、密告の即夜兵を派し、翌日舍人親王・藤原武智麻呂以下の人々をやつて訊問せしめ、直に死を賜つた杯は、迅雷耳を掩ふに暇なき有様で、皇室の齟齬で、左大臣である政府の主要なる人物に否應なしに有無を云はせず、罪に陥れた形跡があり、冤罪であると思ふには十分である。これは必竟藤原氏は、其家の勢力を隆ならしめん爲に、頑強に光明子の立后に反對し、陰に陽に藤原氏を抑へんとする王を排斥した陰謀と想像するに難くない。密告者の人々の恩賞に預つた事は、又藤原氏に使はれた爲であらう。それかあらぬか、天平十年七月に、左兵庫少屬大伴子虫が同僚の右兵庫頭中臣宮處東人と、政事の際に園碁中、話が長屋王の事に移つたとき、子虫は、

嘗て長屋王に非常に恩遇を蒙つた人であるから、非常に激して遂にその極劍を抽いて東人を斫り殺してしまつた。史に記して「東人は長屋王の事を誣告せる人なり」とある。それから見ても、長屋王は誣告せられたので、誣とは無いものを有ると云ひ、何も罪がない人があると云ふので以て、長屋王の冤罪であることが明瞭である。萬葉集に長屋王の死を悼んで、倉橋部女王の詠んだ歌がある。

オホキミ 天皇の命恐み大荒城オホアラキの時にはあらねど雲隠ります

又或人は長屋王の子膳夫王の死を悼んで、

ミヤコ 世の中は空しきものと有らんとぞこの照る月は満開しける

の歌を残して居る。今生嗣郡平群村大字梨本に長屋王と吉備内親王との御墓が相雙んで設けられて居る。

## 八、光明子の立后

前に長屋王の疑獄を揣摩して、藤原氏の爲に犠牲になつたものだらうと云ひ、それを皇太子若くは現陛下を呪詛したものととの嫌疑で、實際は藤原氏の立后を妨げんとしたからだらうと臆測した。前に云ふ様に、光明子は、藤原不比等と三千代夫人との間に生れた子で、容貌は端正秀麗で皮膚の色が恰も透徹する様であるから光明子と云つたもので、本名は安宿媛である。今正倉院にその眞筆と稱する樂毅論があつて、奥書に天平十三年十月三日藤三娘と署名されて居る。諸書には光明子を二女としか書いてないけれど、藤三娘との御署名であれば、第三女は争はれないことだ、奈良市海龍王寺藏の自在王菩薩經の卷末に「維天平十五年戊戌未五月十一日佛弟子藤三女稽首和尙」の文字あるから見ても争はれないことだ。聖武天皇の御母は不比等の女の宮子娘で、又天皇の妃はその異父妹の光明子であり、



聖武天皇の即位すると同時に宮子夫人を皇太夫人とし、安宿媛を夫人とした。此の時既に不比等は此世を去つたけれども、その妻三千代即皇太夫人・夫人の母君に當れる女丈夫は、既に天武天皇の朝から宮仕して活動した人であるから、たとひ不比等の薨後とは云へ、藤原氏権力はまだ盛なるものがある。此時持上つたのは、即ち夫人光明子を尊んで皇后にしようとの運動である。我が國立后の制を案すると、古來高貴の方でない、皇后に立てられない制度で、例を云ふと、神武天皇には既に日向に御出の時から、日向の吾田の豪族吾平津媛を娶つて、手研耳と神人井耳との二皇子あつたにも拘らず、大和を御平定になつて、帝位に即かれやうと云ふ時に、事代主神の女である媛踏櫛五十鈴姫を立て、皇后とせられた。史にこれを正妃とも嫡后とも書いてある。さう云つた不文律が、大寶令を制定された時に、チャンと憲法となつて、後宮職員令を見るに、

妃二員

右四品以上

夫人三員

右三位以上

嬪四員

右五位以上

とあつて、臣下からは絶対に妃となることが出来ない、況んや皇后をやである。上代は幾らか異例はあつたやうであるけれども、奈良朝の初期は特に嚴に格守されたものだ。その證據には、不比等の女宮子媛が、文武天皇の後宮に入

つて、既に首皇子即ち後の聖武天皇を御誕生になつたけれども、皇后とは云はず夫人に甘んじられて、前云ふ通り、聖武天皇の初に、始て皇太夫人と尊敬せられた丈だ。又その妹の安宿媛にしても夫人の稱號を許された丈で、妃とも云はず后とは勿論云はれなかつた。此時、藤原氏の一族の人々等相計つて、安宿媛の夫人の稱號を一足飛に皇后に昇格しようとの運動を起したもので、これは實に容易ならぬ問題である。先には葛城襲津彦の女寮媛が仁徳の皇后に備つて、その妃家の子孫段々と勢力を揮ひ、蘇我氏の跋扈となり、遂にその極國家を危くせんと謀つた位だ。磐坂の父襲津彦は、武内宿禰の女で、宿禰は實に孝元天皇の玄孫で、唯の臣下の家でない。般鑑遠からずであるから、當時の勢力家で、皇室の尊親である長屋王は、強硬に反對したものでなからうか、それを藤原氏は頗煙たく思つて、左道を學び國家を危くせんとしたとの靡で、疑獄にかけられ、遂に冤死するの止むなきに至つたものだらうとは、前章の結論である。それかあらぬか、長屋王自盡してから、六月後の八月に、遂に正三位藤原夫人を立て、皇后とし、立后に關して大に辨解がましい勅が、當事の知太政官事一品舍人親王をして、文武百官に宣傳せしめた。其勅に曰く、

天皇大命いまと、親王等又汝王臣等に語ひ賜へと勅りたまはく、皇族高御座に坐し初めしより、今年に至るまで六年になりぬ。此の間に、天つ位に嗣き坐すべき次として、皇太子侍りつ。これによりて、その母と在す藤原夫人を皇后と定め賜ふ。此く定め賜ふは、皇族御身も年月積りぬ、天下の君とまして、年の緒長く皇后坐さることも、一の善からぬ行にあり、又天下の政におきて、獨り知るべき物ならず、必し後の政有べし、此は事立に有らず、天に日月ある如、地に山川有る如、並びまして有るべしと言ふ事は、汝等王臣等、明けく見知れることなり。然るに、此位を遅く定めつらくは、とひとまにも、己があげ授くる人をば、一日二日と擇び、

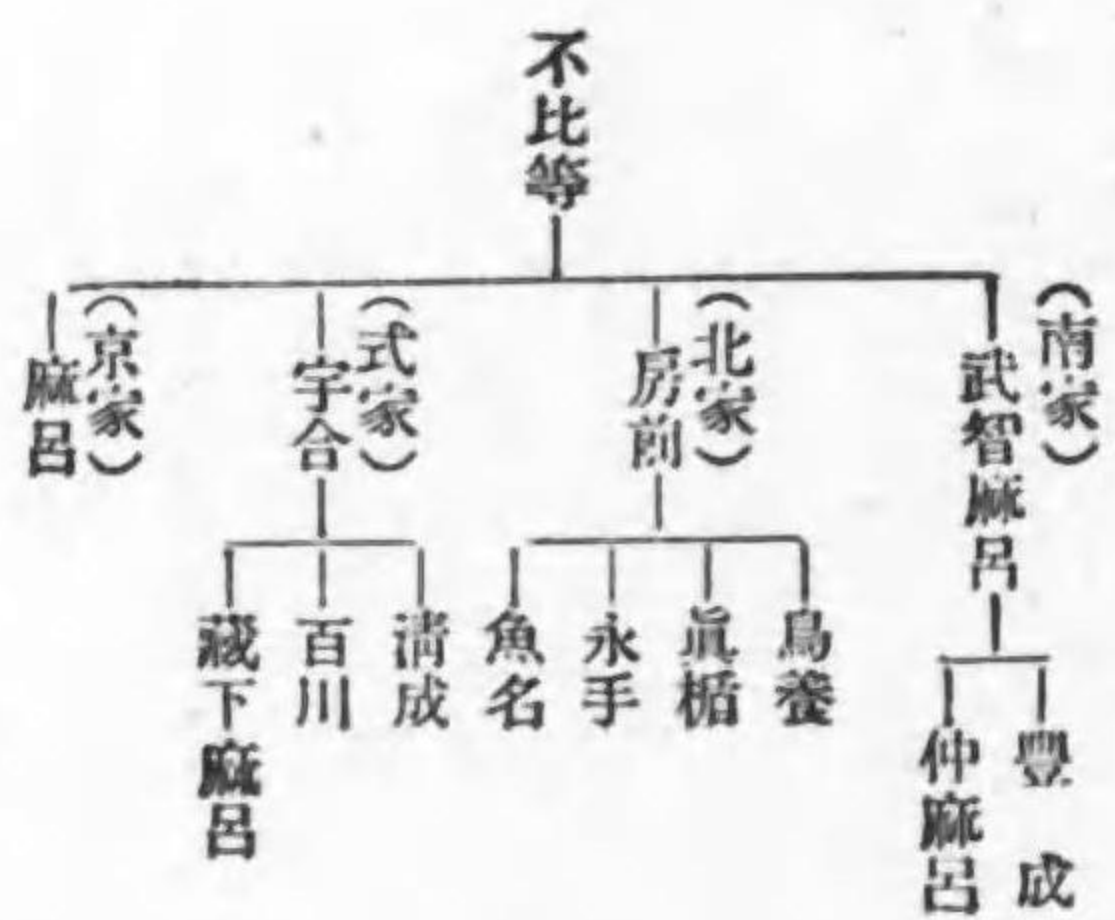


十日二十日と試み定むといはゞ、こきだしきおほき天下の事をや、たやすく行はむと念ほしめて、此の六年の内を擇び賜ひ試み賜ひて、今日今時眼の當り、衆を喚し賜ひて、細しき事の狀、語ひ賜ふと詔りたまふ勅を聞しめさへと宣る。かく詔りたまふは、掛けまくも畏き此宮に坐して、現神大八洲國知しめし、倭根子天皇我王祖母天皇の始、此皇后を朕に賜へる日に、勅りたまひつらく、女と云はゞ、等しみや、我がかく云ふ其父と侍る大臣の皇が朝を助ひ奉り、輔け奉りて、項き恐み、供へ奉りつゝ、夜々曉時と休息ふことなく淨き明き心を持って、はゞとひ供へ奉るを見し賜へば、其人のうむかしき事、歎しき事を遂に忘れえじ、我兒我王過なく罪なくあらば、捨てますな忘れますなと負せ賜ひ宜り賜ひし大命に依りて、かにかくに、年の六年を試み賜ひ使ひ賜ひて、此皇后の位を授け賜ふ。然も、朕時のみはあらず、難波高津宮御宇大鸕鷀天皇、(仁徳天皇)葛城襲津彦の女子磐媛命皇后と、みあひまして、食國天下の政治め賜ひ行ひ賜ひけり、今めづらかに新しき政には有らず、本より行ひ來し迹事ぞと、詔りたまふ勅を聞しめさへと宣る。

と、光明子の内助の功を稱へて、天下の政は獨り知るべきにあらで、必後の政あるべき事は、天に日月、地に山川あると同じとし、又藤原氏より皇后を立てるは、決して今回珍しきにあらずして、仁徳の朝、既に磐媛の前例ありと宣られたけれども、前に述べた様に、武内は孝元天皇より別れた所謂皇別の家で、藤原氏の神別とは自ら別で、以て當らざる例である。こもかく、安宿媛の皇后に備つてから、藤原一家は漸々繁昌して、皇室と共に榮え、北畠親房をして、「我國は神代よりの誓にて、君は天照大神の御末國をたもち、臣は天兒屋の御なかれ君を助け奉るべき器となれり」と云はしめた如く、今後は藤原氏外戚として天下の政權を握り、牢として抜くべからざる勢力を築き上げたのは、全く藤原光明子の夫人より、一躍して皇后になつた事に原因したのは争ふ可らざる事である。

### 九、藤原氏の四家と橘氏

元來不比等には四男子があつた。武智磨・房前・宇合・磨これである。長子武智磨は、蘇我大臣の女の生む所、その人となり温良にして心は貞固、財色を愛せず喜怒哀色に顯れず。穗積親王の如きは、嘗てその年少の武智磨を見て、將來臺閣に上るべき人であると稱譽した位である。武智磨元正天皇の養老二



年式部卿に任命してから、東宮傳中納言造宮卿等の諸官に歴仕し或は兼て、神龜五年には大納言に昇つた。二子房前は、三千代の前夫の女である牟漏王を娶り、和銅の比より宮廷に仕へて參議となり、三千代の内命を受けて宮掖の事務に預かつたもので、位は却て兄の上にあると云ふ有様である。殊に元明上皇は御生前に御崩後の事を、長屋王と房前とに依託され、又房前には、汝内臣となつて内外を計會し、帝業を輔翼して永く國家を寧ぜよと詔られた處を見ると、房前は當時非常に重きを爲した事が分り、その裏面には養母として又夫人の母としての二重の親たる三千代のあることを思はしめ、云はゞ三千代夫人の代理とも見るべき關係である。その三子

は宇合で、或は馬養と書き、いづれもウマカヒと訓む。宇合初靈龜年中に遣唐副使となり、常陸守式部卿・持節大將軍西海道節度使大宰帥等に歴仕した。第四子は即ち麻呂で、左右京大夫を振出しに、兵部卿・山陰道鎮撫使持節大使



等の武官に歴仕した。武智麿と房前の邸宅とは南北に相隣りして居たので、武智麿の家を南家、房前の家を北家と云ひ、又宇合は式部卿であつたから、その家を式家と云ひ、麻呂は左右京大夫であつたら、その家を京家と云ひ、これを世に藤原の四家と云つて、當時には御互に權勢を振つたものだ。

藤原の家では、先には不比等薨去してその諸子はまだ幼弱で政治上勢力ないので、その勢は一たび頓挫したが、光明子の立后となり、不比等の四子は今では、年齢不惑の域に達し、それぞれ重要な位置を占める様になつた所、思はざる禍は、またその家を劫かすことになつた。それは、天平九年に、疾病即ち痘瘡天下に流行して、老幼男女貴賤都鄙の區別なく、その生命を奪ひ去つた。先づその年の四月十七日、二男の參議正三位房前五十七歳を以て薨去し。七月十三日には、四男の從三位兼兵部卿左京大夫麿、四十三歳を以て薨去し、その七月二十五日には、長男の左大臣正二位武智麿、五十八歳を以て薨去し、又八月五日には三男の正三位式部卿宇合、四十四歳を以て薨去し、藤原氏の四家の諸子は皆年若く、當武智麿の長男豊成が從四位下であるから、先づ藤原氏は全滅の有様で、これが藤原氏に取つて、勢力の第二の頓挫と云はなければならない。この藤原氏の勢力振はない時に乘じ、巍然頭角を表はしたのは、橘氏である。

橘氏とは、橘諸兄公の事で、葛城王と異名同人である。前の處々に述べて置いた様に、王は縣犬養三千代の難波親王の子の美努王に嫁してその間に生れた子で、弟には佐爲王妹には牟漏王があつた。美努王薨して、寡夫となつた三千代は不比等に再縁して、多比能と安宿媛との二女を生んだが、長女の多比能が葛城王に嫁し、前天の娘牟漏王が、後夫の子の房前に嫁し、現皇后の妹を妃とし、三千代夫人を母とした葛城王は、宮中府中共に頗便要の位置に置かれ

るものであることは、想像するに難くない。聖武天皇の天平の初年には、葛城王正四位下に累進し、左大辨となり、天平三年には參議となり、その翌年には從三位となつたが、その翌五年正月には、内命婦正三位縣犬養橘宿禰三千代薨去したので、葬儀は散一位に準じて葬儀を賜り、特に高安王等を葬儀委員長として監護せしめ、尙勅使を其弟に遣して從一位を贈り、食封資人を收めず、その儘これをその家に傳へしめた。すると三年後の天平八年十一月、葛城王佐爲王の兄弟が上表して、「葛城が親母、贈從一位縣犬養橘宿禰は、上は淨御原の朝廷より下は藤原の大宮に至る迄、君に事へて命を致し、孝を移して忠と爲す、夙夜勞を忘れて、累代を竭したので、元明天皇の和銅元年十一月、大嘗祭を行はれた、その二十五日の御宴會に、天皇その忠誠の眞心を譽めて、杯に浮ばせた橘を賜ひ、爾來姓を橘宿禰と稱へとの難有い勅詔があつた。然るに今や繼嗣者ないので恩詔の趣意に背くことになるのだから、臣葛城等に、橘宿禰の姓を賜ひて、先帝の厚命を戴き、橘氏の殊名を流ツツへ、萬歳窮まることなく千載相傳へたい」と、此上表には異父妹の光明皇后も内々贊成された者と見え、早速詔あつて、「王等の情は謙讓にして志親を顯すにあり、皇族の高名を辭して外家の橘姓を請ふ。その請願誠に時宜を得たるものであるから、一にその表の通り、橘宿禰の姓を賜ひ、千秋萬歳相繼で窮ること無からしめん」との恩詔あつて、元正上皇は天皇、皇后と共に皇后宮に御宴を賜ひ、上皇は、

橘は實さへ花さへその葉さへ枝に霜ふれどいや常葉の樹  
の御製を賜り、葛城王の長子奈良麿は、不取敢

奥山の眞木の葉のき降る雪の降りはますとも地に落ちめやも

の歌を作て奉答した。又兩陛下の御製もあつた様だけれども、散佚して傳はらない。



以上はこれ葛城王の降つて臣下になり、橘諸兄を云つた表面の事情であるが、その裏面には諸兄の時勢を見るに敏なる、身皇族であるよりも臣籍に降下した方が、政權に有り付く方が便利であり、又母氏が傳へた食封資人の一切の財産を相續せば非常に好都合であるとの見地から、かゝる上表をしたものと思はれる。その時、諸兄は從三位參議で左大辨を兼ねて居た。此賜姓の翌年は即ち疫病流行して藤原氏の一家全滅した年で、もと參議で大藏卿であつた從三位鈴鹿王が、右大臣不比等の後を承けて、知大政官事となり、參議兼左大辨の諸兄が、中納言を経ずしてすぐ大納言となつた。その翌十年には更に大納言より正三位右大臣に陞り、事實上政府の主班として政事を左右する身となつた十一年正月には諸兄從二位に進み、五月には、天皇その山城相樂別業に行幸あつて、宴飲酣暢、諸兄の子奈良麻呂に從五位下を授け賜ふの恩命あつた。十二年正月には、諸兄正二位に進み、十五年には更に從一位に叙せられて左大臣に進み、後には大宰帥を兼ね、天平二十一年には、諸兄六十六歳で正一位に叙せられたが、此時は漸く藤原氏が、相當の位置に到達する事となつた。即武智麿の子の豐成が、四十三歳を以て大納言より右大臣に昇り、間もなく聖武天皇の受禪となり、その皇女阿閉内親王即位されたのが孝謙天皇で、豐成の弟仲麿も漸々勢力を得、式部卿より大納言に進み、漸々權力をその手に收め、一たび萎縮せんとした藤原氏の勢力又發展せんとした。一體豐成は右大臣で仲麻呂に取つては兄であるけれども、資性篤實の人で温厚の長者であるから、他人を排斥して權力を振舞ふ杯の藝當は、此人に望まれない。弟の仲麿は中々悚腕家で、その權力は朝廷を壓倒するが如き權幕があつた。

天平勝寶七年には、年を歳と改めた。その冬には聖武天皇御病氣であつて、天平に大赦し、仁政を布いてその平癒を祈られると云ふ大騒の間に、天下に一大珍事出来した。それは、諸兄の祇承人佐味宮守が告げるには、諸兄が飲酒

○庭で無禮の言辭を弄び、謀反の狀あると、乍併聖武上皇は優容して一切これを不問に附する様にせられた。それで、翌八歳二月には、時事非なるを見て取つてか、諸兄は遂に上表致仕を請ふて允された。その後勅命あつて、越前守佐伯美濃麻呂と呼ばれて、果して諸兄の左様なる不敬の言辭があつたかと聞かれた時に、美濃麻呂は「臣嘗てそふいふ事は聞いた事はない。思ふに佐伯全成ならば知つて居るだらう」と、それで全成を呼び寄せて尋問した處、諸兄の義妹に當る光明皇太后は、慙慙に固く止める様に請ふたので、その事なくて寢んでしまつた。これ又一種の疑獄で、飲酒の庭で言辭無禮の抽象的原因では、その實際の罪狀を知ること出来ないが、恐くは藤原氏が再頓挫した隙に乗じて勢力を振り上げた橘の勢力を挫かうとの芝居を打つたものでなからうかと思はれる。諸兄は天平九年、武智麿の薨後大納言となり、間もなく右大臣遂に左大臣となつて、天平勝寶七年致仕した迄在官十九年、初には知太政官事の鈴鹿王を戴き、後には右大臣の藤原豐成を控へて樞機を掌つたので、別に專横とか、壓制とかの辛悚なる手腕を揮へる位の政治家でない。先づ皇族として温厚なる大平の宰相であると思はれる。それを聖武上皇は飽く迄信任せられたので、之を不問に措く様にとの優詔を下されたものでなからうか、それで藤原氏の打つた芝居は失敗に終つたのか、藤原氏は飽く迄追窮せんとて越前守佐伯美濃麿と呼んで尋問した處、美濃麿は巧にその事を聽かずと遁げ、更に佐伯全成を召喚せようとした處、流石女性の光明皇后はその姉の夫で、異父兄弟の諸兄の禍を見るに忍びないので、懇請の結果、その追窮を止めたものでなからうか。暫く想像説を掲げて置く。

かくして諸兄の公生涯は、天平勝寶八歳を以て閉づられ、天平寶字元年正月六日、七十四歳を以て薨去したので、公生涯のみならず私生涯もこれで全く閉づられた。諸兄山城の井手里に別業を置かれたので、世に井手左大臣と稱し



或は西院大臣とも稱へられ。井手の山吹花に今も尙その風流を思はしめる。

### 十、藤原廣嗣の亂

藤原武智麻呂以下の藤原氏の人々は疫病の爲に全滅した後に、橘諸兄は右大臣として、太政の主班者となり、又その前々年の天平七年には、留學生吉備眞備と留學僧玄昉の唐より歸朝して、此二人は新歸朝者新智識の持主として宮廷方面には非常に大持ての有様である。眞備本姓は下道朝臣で、吉備津彦命の裔、眞備博學多才。眞備唐にありて努めて諸道衆藝を視察して我に利用せんと圖り、その歸朝するや、唐禮百三十卷、太衍曆經一卷、太衍曆成十二卷、測天鐵尺一枚、銅律管一部、鐵如方響、寫律管聲十二條、樂書要錄十卷、絃纏漆角弓一張、馬上飲水漆角弓一張、露面漆四節角弓一張、射甲箭二十隻、平射箭十隻を齎して之を朝に献上したとあれば、如何に各方面に注意して、新智識を日本に將來せんと試みたかと云ふことが分る。世に五十音圖を以て眞備の製作に係れるとするより見ても、その博學の一端を想ふべきである。眞備歸朝後には、大學助に任じ、天平八年には外從五位下に叙せられ、後中宮亮に任用せられた。又僧玄昉は、岡寺僧正義淵の門弟で、俗姓は阿刀氏、元正天皇の靈龜二年、勅命を奉じて唐に入學し、智周法師に就いて法相宗の奥儀を究め、學大に進み、唐玄宗に召見せられて、紫袈裟を賜り准三品に叙せられるの恩命があつた。その歸朝するの經驗五千餘卷及び佛像を献上せしかば、聖武天皇悦んでこれを嘉納し、これを興福寺に納め鎮國の寶となさしめた。尙翌年には特に玄昉法師に、封百戸田十町扶翼の童子八人を賜ひ、九年八月には、僧正に任じて紫袈裟を賜り、これを内道場に住せしめた。内道場とは、唐の玄宗皇帝の時、大内の長生殿を捨て、内道場とされた故事に倣ひ、我國でも内裏に眞言院を置いて佛道を修せしめたが起で、謂はゞ宮中の佛殿とでも云ふべき處

だ。何にしる博學多才新智識の持主であることから、兩人の宮中に持てる有様は沙汰の限である。眞備の中宮亮として仕へて居る役所は、藤原夫人宮子の宮で、大夫人は、幽憂に沈み久しく人事を廢し賜ひしが、聖武天皇を御誕生してから未だ嘗て天皇に御會見にならなかつたが、玄昉一たび看して惠然として、鬱憂病が御平癒になり始て天皇とも御會見になり、天下相慶賀した。因て法師に繩一千疋綿千疋絲一千疋布一千疋端を施し、又中宮職の官人六人にも、夫々位を御下賜になつたとの事だ。此記事は在來非常なる誤解の基となり、玄昉は後宮に出入して、皇太夫人と醜關係ある様に解釋せられて、猛烈に史家の筆誅を受けたものだが、それ「法師一看」の解釋から左様なる誤解を招いたもので、此千古の疑問を解決したのは、明治の佐藤誠實博士の研究の結果である。看は看病又は贖病の事で、看病は僧侶の一事業で、經義を説いて病者に淳々として聽かせるから、病氣も自然に癒るものと見える。弘仁三年四月の嵯峨天皇の詔に、「その病者は寺に就いて疾を治し及び僧に請ひて看病せしむべし」とあるそれである。然るに在來は、「皇太夫人、爲<sub>レ</sub>沈<sub>レ</sub>幽憂<sub>ニ</sub>久廢<sub>ニ</sub>人事<sub>一</sub>自<sub>レ</sub>誕<sub>ニ</sub>天皇<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>會<sub>ニ</sub>相見<sub>一</sub>。法師一看、惠然開晤」とある一看の文字を、未だ嘗て法師を相見ず、一たび看て惠然として開晤すと讀んだのが抑誤解の基だ。佐藤博士の解釋は、法師一看してと讀んで、玄昉の爲に千古の冤罪を解いたものだ。

かくて、玄昉の信任は朝廷に傾けた時、一方の眞備も、宮子大夫人の病氣御全快の爲に正五位上に進み右衛士督となり、孝謙天皇の皇太子に備つた時には、東宮學士となり、神記漢言を授けて遂に東宮大夫とり、更に學士を兼ねたのを見て、その信任の程が想像せられる。

此の際に、藤原氏の一家はと見るに、南家の豊成のみ參議正四位下として獨り公卿に列し、その弟の仲麻呂・乙麻



呂、北家の鳥養、式家の廣嗣は漸く從五位下でまだ勢力を擡げる迄に至らなかつた。廣嗣は式家宇合の子で、才幹はあつた様だけれども愼重を慮すると云ふ重々しい人物ではなかつた様だ。天平十年には廣嗣を大養徳守とし、更に大宰少貳 轉せしめた。大養徳は大倭 事で、其前年十二月大倭を大和徳と改められたからだ。中央政府所在地の大國の大養徳の國司から地方官の次官になつたのは、位から云へば一等降つたので、確に貶せられたので、これを廣嗣が、眞備及び玄昉の所爲と睨んで怨んだものでなからうか。又一方から云へば、廣嗣の性兇暴で姦詐に長じて居たので、その父宇合ですら常にこれを除棄せんとして居たのを、聖武天皇の御思召で、その事なくて居たが、京中にあつては、兎角同族を讒亂して其の折合悪いので、止むなく大宰府に遣はしたとの勅命あつた事から見ると、その貶謫の理由も略想像せられるが、それをさうと思はない偏狭固陋の廣嗣は、その理由を一圖に近頃頼に勢力を擡げた眞備玄昉の所爲のみと睨んで、何時かこれには酬いやうと考へた。又當時の實際を考へると、新歸朝者の二人は餘りモテハヤ嘯された結果、專横を極め種々非行を働いた事もあつたらう。世に松浦廟宮先祖次第本縁起と云ふものがあつて、廣嗣の事を極力辨護して書いたもので、眞備玄昉の罪狀を數へ、玄昉を姦賊とし眞備を凶豎と罵つて居るが、無論その云ふ事は精確のものとは思はれないが、多少それ等に類する行爲があり、少くとも、世人はそれ等の行爲あつたと、二人を疑つたものと思つても差支なからう。然るにかゝる兩人を怨み且つ憎んで居る中に、京都に残して置いた美貌の妻が、玄昉から花鳥の使を通じられたのを、妻から之をその夫の廣嗣に密告したので、廣嗣は嚇として怒り、彌我慢切れずに、二人を除く事に決したものと見て誤なからう。

天平十二年八月二十九日、大宰少貳從五位下藤原廣嗣上表して時政の得失を論じ天地の災異を述べて、一二姦を除き

たいと云つたが、その内容は正史に洩れて居るが、前に擧げた松浦廟宮先祖次第本縁起には掲げてあるも、はつきりと信用出来ない。無論その上奏は採用されないもので、憤慨の極、廣嗣は九月になつて兵を擧げたので、朝廷では、早速從四位上大野真人を大將軍とし、從五位上紀飯麿を副將軍とし、軍陸軍曹各四人を附けて、東海東山山陰山陽南海五道の軍兵一萬七千人を徵發して節節を持して征討せしむるに決定した。又軍人二十四人に位を授け當色の服を賜ひ、外に軍士四千人と共に佐伯常人阿倍蟲麿をして行いて授けしめた。東人の長門に到着した時、恰も此春新羅に使した紀必登の一行到着したので、其船中に舶載したものは、長門にこれを藏め、使の中で採用すべき人物あらば、東人をして任意にこれを登用せしめた。官軍進んで豊前に進んだ時に、京都郡鎮長小長谷常人企救郡板櫃鎮小長凡河内田道を殺獲し、大長三田鹽籠は箭二隻を著て逃竄し、且登美・板櫃・京都三處の營兵一千七百六十七人を虜にし、器仗十七を捕獲した。尋いで長門國豊浦郡少領額田部廣麿は精兵四十人を率ゐて此月二十一日、西國に渡り、又その翌日二十二日には、軍人二十四人并に軍士四千人を率ゐて出發した勅使佐伯常人・安倍虫麿の一行は、九洲に渡つて板櫃營を鎮めしめた。因つて大將軍東人等はこの援軍の到着を待つて前進することにした。

一方賊廣嗣の形勢を見るに、兵を部署して三とし、自ら大隅薩摩筑前豊後の兵五千人を率ゐて、筑前鞍手道より進み、弟の綱手は、筑後肥前等の兵五千を率ゐて豊後より來り會し、多胡古麿は、若干の兵を率ゐて豊前田河道より來り會する策略で、その兵力の中々侮るべからざるものであつた。既にして廣嗣は、筑前の遠珂郡家に軍營を造り、盛に兵勢を設け烽火を擧げて國內の兵を徵發したが、他の二軍は未だ會しなかつたが、その中、豊前京都郡大領楢田勢麻呂は兵五百を率ゐ、仲津郡擬少領膳東人は兵八十人を率ゐ、下毛郡擬少領勇山伎美麿、築城郡擬領佐伯豊石は兵七



十人を率ゐて官軍に降り、且豊前國の百姓豊國秋山等は逆賊三田麿籠を殺し、又上毛郡擬大領紀宇磨三人は相共に賊の首級四つ獲たので、官軍の勢の盛なるものが分る。超えて九月二十九日には、大宰府管内の諸國官人百姓等に勅命を下して、廣嗣の兇暴を數へ、且つ「たとひ廣嗣と心を同ふして謀を起せるものも、能く心を改めて悔悟し、廣嗣を斬殺して百姓の害を除くものあらば、庶人には五位以上を賜ひ、官人には其等級に従ひて昇叙し、又身殺されては、その子孫に厚く賜らん」と仰せられた。云はゞ今日の賞を懸けて賊を平げしむる方略である。尙神佛の加護により、廣嗣の亂を平げんとする思召から、九月十五日には、四畿内七道の諸國に勅命を下して、國毎に觀音菩薩の像壹尊高七尺なるものを造り、并に觀音經十卷を寫さしめ、十月九日には、特に東人に詔して、戦勝を八幡神に祈らしめた。

その後の戦役の経過を見ると、十月に至りて賊軍は約一萬騎を率ゐて豊前の板櫃川(今の蒲生川)に進み、廣嗣自らは精悍の隼人軍を率ゐて先鋒となり、筏を造り河を渡らんとした時に、官軍の將佐伯常人・安倍虫麿盛に弩を發して一齊射撃を施したので、賊衆辟易して河の西方に退却したので、常人等は六千餘人の兵を率ゐて河の東に陣を取り、その部下の隼人等をして敵軍に大音聲で呼ばはしむるには、「逆賊廣嗣に隨つて官軍に抵抗するものは、單にその身を滅すのみならず、罪は妻子親族に及ばん」と、賊軍等それに氣を呑まれて敢て箭を發するものがなかつた。又佐伯常人は廣嗣を呼出しこと十河だけでも少しも返事がない。暫くあつてやつと廣嗣馬に乗つて出て来て、云ふには、「勅使到来と承るが、一體勅使とは誰の事だ」常人答へて云ふには、「勅使とは、衛門督佐伯大夫・式部少輔安倍大夫今此にあり」と、廣嗣が云ふには、「今始て勅使たるを知つた」とて、急に馬より下り兩段再拜して云ふには、廣嗣敢て朝命に對抗しようとはしない、唯朝廷の亂臣二人を得て甘心せんと欲するのみだ、若し廣嗣にして敢て朝廷に叛

くの悪心あらば天神地祇これを罰し給へ」常人更に聞き疊んで云ふには、「勅符を賜りて大宰府の典以上を召喚するに、何故に兵を發して反抗し來るぞ」と、勅命勅使と聞いては、流石兇暴の廣嗣もその威光に撃たれ、その道理ある言葉には返答も出來ず、馬に乗つて退却して、仕舞つた隼人三人は、立に河水を泳いで官軍に降参すると云ふ有様で、賊勢は頓に挫け最早戦ふと云ふ勇氣も失せてしまつた。隼人の降服せるもの凡て二十人、廣嗣の兵十騎亦來つて官軍に投じ、器械兵仗の鹵獲せられたるもの亦多かつた。

その後廣嗣の動靜はと云ふに、肥前國值嘉嶋より船を出し、東風に往くこと四日目で始て一嶋を見たので、舟人に聞くに、何故に兵を發して反抗し來るぞと云ふことだ。然るに東風は尙止まず、船は翻弄せられ、海中に漂蕩すること一日一夜にして、今度は反對に西風起り、船を吹き戻すと云ふ始末、廣嗣これには閉口して、不斷から身に着けて居た驪鈴一口を海神に捧げて云ふには、「我はこれ朝廷の大忠臣であるから、いかでか神靈我を棄て賜ふまじ、願くは神力に頼つて風波暫く靜まらんことを」と、驪鈴を海に投げたけれども、海神もその志を納受し給はざるにや、却て風波は前より高いと云ふ有様、遂に遠値嘉嶋の色都嶋シヨコに到着した處を、兼て待受けて居た進士安倍黒麿の爲に、十月二十三日長野村にて捕獲され、東人より直にその趣を上奏に及んだ。十一月一日廣嗣綱手を松浦郡に斬り、管成以下從人已上僧二人はこれを禁錮して大宰府に置き、更に翌年正月には、廣嗣が與黨及捕虜を處分して、死罪二十六人、没官五人流罪四十七人、徒罪三十二人、杖罪百七十七人。かくして廣嗣の亂は平げられた。

廣嗣の行爲は奇矯で中庸を得て居ない事は勿論であるが、さればと云つても、廣嗣が除かうとする眞備玄昉とても決して専横の振舞ないとも限らない。廣嗣は少くも自分丈は大忠臣と信じて二奸を除かんとして却て誅死されたので、



その怨讎は時々崇を爲すと云はれ、玄昉はその後天保十七年十一月に或紫に派遣されて觀世音寺造營の事に當らしめられたが、その落座供養の日に導師を務めたが、俄に其身を空中に浚れて死んでしまった。正史の續日本紀さへ、その死を「根傳へて云ふ、藤原廣嗣の靈の爲に害せられた」と記してある。眞備も廣嗣の逆魂息ますして、その崇る所から、天平勝寶二年筑前守に左遷せられ更に肥前守になつたとある。又廣嗣の靈は肥前の松浦に鏡宮を立て、これを祭り、又佛徒の寺を立て、その靈を慰めたのか、即神宮無怨寺だ。玄昉は興福寺の菩提院を建立して興福寺には數多の門弟がゐるので、平家物語や源平盛衰記を見ると、玄昉の體が虚空に浚はれた時に、その體が興福寺境内（唐院とも西金堂とも南大門とも）に落下したので、門弟共はこれを葬つたのが即ち今日の頭塔であると、奈良の傳説に残つて居る。又肘を葬つたのか肘塚叫、眉目を葬つたのが今は訛つて大豆山町となつたと俗傳に云つて居る。頭塔は、果して玄昉の頭塚であるか否かは分らないけれども、外形は方墳でその上に玄昉の塔であると云ふ碑石がある。今は史蹟として政府にて保存することになつて居る。此頭塔の近くに鏡明神と云ふのがある。若し肥前にある鏡宮が廣嗣を祀つたものとする、奈良の此鏡明神も或は廣嗣を祭つたものかも知れない。玄昉の頭塔と鏡明神、何等かの關係あるかも知れないから、茲に序に一言して置く。

## 奈良朝史 「第六講」

奈良女子高等師範學校教授

佐藤小吉述

### 十一、恭仁宮の經營

天平十二年に西陲に藤原廣嗣の亂ありて、朝廷では大々的に軍隊を動かし、只管その戦争の報告にのみ、朝野を擧げて耳を敬て居る最中、伊勢行幸の事が仰せ出され、天平十二年十月十九日には造行宮司が任命せられ、その二十三日には、行幸の次第司がそれぞれ任命せられて、鹽燒王を御前長官とし、石川王を御後長官とし、藤原仲麿を前騎兵大將軍とし、紀麻路を後騎兵大將軍とし、騎兵は無論の事、東西の史部及び秦忌寸等四百餘人を徴發し、知大政官事兼式部卿の鈴鹿王と兵部卿兼中衛大將の藤原豊成とを留守官として、彌此月の二十九日伊勢國に御發駕になつて、此日は倭の山邊郡竹谿村堀越頓宮に到着された。宮址は今日の山邊郡都祁野大字友田にありと云はれて居る。此行幸は如何にも偶然で、殊に戦亂の最中であるから、兼て出征中の大將軍大野東人に勅して、「朕思ふところあるから、今月の末には暫く關東に行幸しようと思ふが、時機にあらざるも止むを得ざる次第であるから、將軍これを聞いて驚かない様に」と仰出された。三十日には伊賀國名張郡に至り、翌十一月朔日に伊賀國安保頓宮今の名賀郡安保村六本松かに到着された時には、折柄の大雨で泥濘甚しく人馬共に非常に疲勞した。その翌日には伊勢國壹志郡の河口頓宮に到着せられ、これを關宮と云つた。關宮は今日の川口村宇王住と云はれて居る。茲處には十日間御滞在になつて、その



間大井王に中臣忌部等を隨行させて幣帛を大神宮に奉らしめた。此時隨行の内舍人大作家持の詠んだ歌が萬葉集に載つて居る。

河口の野邊に慮りて夜の経れば妹がたもとし思ゆるかも

此の關宮に、御駐輦中に始て大野東人から廣嗣を捕獲した。との捷報が到達した十二日車駕遂に河口を發して壹志郡に至りて宿し、十四日には更に鈴鹿郡赤坂頓宮(木崎村字内山の地)に着し、陪從の文武官並に騎兵及び子弟等に人毎に爵一級を賜ひ、特に騎兵の父は陪從に加はらざるも爵二級を賜はるの優詔があり、又五位以上にはそれぞれ繩を下賜された二十三日には、赤坂頓宮を發して朝明郡に御出になつた。此地は朝明川左右の地なるが、明治二十九年廢せられて今は三重郡の中に合併せられた。二十五日には、桑名郡石占頓宮に到着した。其遺址は今の桑名町の桑名神社にて石取の神事あれば、石取即ち石卜の故事なることを思へば、此地ならんとの説あり。萬葉集を見ると聖武天皇の御製に

妹に戀ひ吾の松原見渡せば潮干の瀉に田鶴鳴き渡る

とあるは、河口の行宮から、朝明行宮に御出になる途中、三重郡にある吾松原の景を愛で賜ふた御製であると思はれる。その翌日には、美濃國當伎郡に進まれた。即ち養老瀧のある地で、此の當伎行宮で、大野東人、大作家持の詠んだ歌が萬葉集に載つて居る。東人の歌は

古より人の言ひくる老人の若ゆちう水ぞ名に負ふ瀧の瀧  
又家持の歌は、

田跡河の瀧を清みか古ゆ宮仕へけん多藝の野の上に

と云ふのである。

更に十二月朔日には不破郡の不破頓宮に至り、その翌日には、宮處寺及び曳常泉に行幸せられ、尋いで騎兵司を京に還らしめ、天子は國城を巡視せられて、新羅樂飛騎樂を奏せしめてこれを御覽遊ばした。不破頓宮址は詳かではないが、多分垂井驛附近にあることと思はれる。此の不破の行宮で、大作家持の詠んだ歌が、同じく萬葉集に載つて居る。

關なくば還りにだにも打ち行きて妹が手枕まきて寐ましを

又宮處寺は、垂井の南にある今の宮代村にある寺であらうとの説がある。曳常泉はどうも處が分らない。

此の不破頓宮で、美濃の國郡司並に百姓の勤勞ある者に、位一級を授け、六日に不破行宮を發して、近江國坂田郡横川頓宮に到着された横川頓宮は即ち今の醒井の地であらう。此日供奉の橘諸兄は、不破より出發して山背國相樂郡恭仁郷を經略して遷都の準備をした。その翌日車駕横川を發し、犬上頓宮に到着された。九日には、犬上頓宮から出發して、蒲生郡に到つて宿せられ、十日には野州頓宮に至り、十一日には、志賀郡禾津頓宮に到り、更に志賀山寺に行幸して佛像を禮拜された。野州頓宮は、今の野州郡野州村大字市三宅の地なるべく、禾津頓宮は、今の志賀郡膳所粟津の地であらう。

又志賀山寺は、今は亡びてなき崇福寺の事と思はれる。十四日には、近江の國郡司に位一級を賜ふの御思召あつて禾津を發し、山背國相樂郡玉井頓宮に到着されて、尙ほその翌日恭仁宮に行幸されて、京都を經始し、太上天皇皇后



は後から着御になつた。玉井頓宮址は今の山城國綴喜郡井手村にある地であらう。

一體西陲に大變あるの時に乗じ、天子の急に東國行幸とは、頗る受取り憎い事で、その理由の那邊にあるか、殆んどこれを揣摩するに苦しむのである。正史にはその材料が記載されてない。菅萬葉集にある大伴家持の河口離宮の歌の序文に

(天平)十二年庚辰冬十日、依<sub>レ</sub>太宰少貳藤原朝臣廣嗣謀叛、發<sub>レ</sub>軍幸<sub>ニ</sub>于伊勢國之時、河口行宮内舍人大伴宿禰家持作歌

とありて、伊勢行幸は避難の爲としてある。イカサマ今回の行幸は普通の物見遊山とは違ひ、御前長官とか御後長官とか、又前騎兵大將軍に後騎兵大將軍に數百騎を従へて、いかにも物々しき警戒にて行幸されたことは、尋常一般とは思へない。眞の理由に就いては、これを捕捉するに苦むが、何人が天子に東國行幸を勧め、且つ遷都を策したに相違ない。それは喜田博士の説によれば、橘諸兄の策動云はれて居る。諸兄は前に述べた様に、皇族でありながら、生母の橘姓を名り、藤原氏四家の當主が、流行病の爲に前後相繼いで此の世を去つた時に、政治の主班として政權を把持したのが彼である。即ち天平九年に、南家の武智麿、北家の房前、式家の宇合、京家の麿病疫後の天平十年には、橘諸兄右大臣として、その下に知太政官事の鈴鹿王、中納言の多治比廣成又武智麿の子豊成杯居るけれども、如何なる人も年齢經歷貫目の點到底諸兄に及ばない、殊に廣成は翌年に薨去し、藤原氏の公卿として幕閣に列するものは、唯南家の豊成の三十六才にして參議に兵部卿を兼ねて居る計で、政權は全く諸兄の恣に振舞ふ益である。諸兄は皇族の榮譽を捨て、態々人臣となる位の遠見家であるから、此時機に乗じ、一旦藤原氏の掌握に歸した政權を、

我家に之を占有せんと兼てから胸中に秘めて居た者だらう。天平十二年には、藤原廣嗣の亂あつたので、京都に居ては廣嗣の黨與が居るから危険とか何とかの理由を附けて、先づ東國行幸を策し、その間に遂には<sub>ニ</sub>恭仁遷都をも策動して、奈良京にある藤原氏の勢力を全然驅逐して、之を我が橘氏の家に收めようとしたものだらうと思はれる。

恭仁京經營は、眞に嗚嗚の事で、足下から鳥が飛び立つ思がある。これ又諸兄が平城京にある藤原氏の勢力を、新京の橘氏に回收せんとすの魂膽と云はれて居る。無<sub>レ</sub>諸兄は夙より、此等の策略を獨り我胸中に秘め居つたに相違ないが、廣嗣の亂を幸後、車駕東幸を奏請し、留守官には藤原氏の筆頭である豊成を留めて、諸兄彼自らは車駕に供奉し、間を得て新都計畫の事を進言したものだらう。殊に恭仁京を指定したのは、その地は山城國相樂郡瓶原村の地で、その南に木津川流れ風光頗明美の地である。木津川は一名泉川で、崇神天皇の朝、武埴安彦の叛するや、官軍此河を挾んで相挑んだから挑河と云つたと云ふ傳説あるのが此河で、河の南に加茂村あり、即ち瓶原・加茂地方は、古の岡田郷で、和銅年間、岡田驛を設け、更に岡田離宮も設けられた。又藤原離宮も置かれてあつた。殊に又その地近くに諸兄の別莊地たる井手里あり、古來風光勝絶の地として名ある處だによつて、此地を撰擇したものであらう。岡田離宮址は、山城志に加茂の北村とあるも明亮でない。又藤原宮址は加茂村字法華寺野であると云はれて居る。

今年二月の始頃に、法華寺野小宇邊土の丘陵地から、南北に亘つて長さ三十餘間、高さ五尺、厚さ五尺もあらうと云ふ土塀が發掘されたので、これは藤原離宮址であるに相違なく、それを後で國分尼寺に喜捨したものだらう。法華寺野と云ふ字名から考へてそう思はれる。いづれ早晚十分な研究が發表されること、期待して居る。そして、今回聖武天皇新營の恭仁京は、山城誌に木津加茂瓶原上狛の四村をその域内に數へてある様に、木津川の南北に亘つて營



まれたものである。

恭仁京經營は何分勿卒の事として、工事が完成する譯はない、それで天平十三年正月は、恭仁宮で、宮垣未完のまま帷帳を續らして、云はば今日のテント張で、朝賀を受けられ、五位以上を内裏に召して賜宴の恩命があり、それぞれ祿を賜つた。かくて、恭仁京に彌帝都確立せられて、伊勢大神宮を始め七道の諸社に奉幣使を立てられて遷都の事を奉告された。尙ほ同三月には、平城宮の兵器を藤原宮に運ばしめ、留守の大野東人及び藤原豊成に詔して、自今以後五位以上のもの恣に平城に住むことならん、又平城に現住するものは、即日悉く來り移れと嚴達された。此年の七月に、元正太上天皇も新宮に移御せられた事になり、天子はこれを木津川の頭に奉迎申上げ、それから四日目は、群臣を新宮に召して宴を賜り、女樂高麗樂を奏せしめて、五位以上にはそれぞれ祿を賜はつた。

八月には平城の兩市を恭仁京に移し、九月には、遷都の爲に、左右京の百姓の調租四畿内の田租を免除するの因語を下され、又天下に大赦して、天平十三年九月八日午時以前の天下の罪人、大辟已下・已發覺未發覺・已結正・未結正凡て輕重を問ふことなく、悉く釋して放却せしめ、その流人の前所に遷せざると、又既に前所に遷せるとを問はず、且つ年限満期で、百姓に編付されたものも皆釋して放遣せしめ、叛人廣福に坐して罪を受けたものも厚免に從はしめ、又大養德(大和は天平九年大養德の稱改められた)伊賀・伊勢・美濃・近江・山背等の國で、行宮に供奉した郡では、今年調を免除するの重々の信詔あつて、此月更に智努王・巨勢・氏屋二人を造宮卿に任命して、大養德・河内・攝津・山背四國の役夫五千五百人を徵發して工事に從はしめ、京都の百姓に宅地を班け與へて、頻に工事を急ぎ、賀世山の西道より以東を左京とし、以西を右京とし、又賀世山の東河即ち木津川の支流澤田川に橋を架けて三月を経て、十月

漸く落成した。此の時に造宮の費用に餘程窮したと見えて、畿内及び其他諸國の優婆塞等を召し、成るに隨つて得度せしめたも惣て七百五十人とあるから、巧に國民の信仰力を工事に利用したものと思はれる。又造宮錄正八位下秦、忌寸嶋麻呂は、大宮、垣を築いたとの功績を賞せられて、正八位下から一躍して從四位下を授り、太秦、公の姓の外に、錢一百貫・緇一百疋・布二百端・綿二百屯を賜りたる如きは以て證すべきに足る。十一月には、諸兄の奏請により、勅命で大養德恭仁宮の宮號を賜はつた。

しかるに、新宮の經營は經費裕かならざる爲か、容易に進捗せず大極殿もまだ落成しない爲に、天平十四年の正月には、大極殿未成の爲に、假に四阿殿を作つて文武百官の朝賀を受けた、更に正月の十六日には、天子大安殿に出御されて、宴を群臣に賜り、酒酣にして五節の田舞を奏させ、尙ほ少年の童女を召して踏歌せしめ、又天下の有位の人并に諸司の史生に宴を賜ひ、六位以下の人琴を弾いて歌て云ふには

新しき年の始にかくしこそ仕へ奉らめ萬代までに

と、宴會後それぞれ祿を賜り、又家の大宮の内に入つた百姓二十人には爵一級を賜ひ、都内に入つたものには男女の區別なく、孰も物を與へられた。二月に新羅の使金欽英等百八十七人來朝した時には、新京の宮室未だ成らざる爲に、使者の入京を留め、單に之を太宰府に饗して、歸國せしむることにした。更に恭仁京の東北に道路を開いて近江國甲賀郡に通ぜしめ、尙ほ又宮城以南の大路の西頭から藤原宮の東に至る間に、大橋を架けることとし、その費用として國の大小に隨ひ、錢十貫以下一貫以上を納めさせて、その頃、既に紫香樂宮造營の工事があつて、苦辛慘愴の結果折角造營された大養德恭仁宮は、十分の完成を告げない儘に放棄されることになつた。萬葉集に久邇新京を讚する



歌が二首載つてあるが、その一に

明津神 吾か大君の 天の下 八鳥の中に 國はしも多くあれども、里はしも、さはにあれども 山並の 宜しき國と、川なみの、立ち合ふ里と、山代の 鹿脊山のまに、宮柱太しきたて、高知らず 布當の宮は 河近み 端の音ぞ清き 山近み 鳥が音どよむ 秋されば 山もとどろに、小男鹿は 妻呼びどよめ 春されば 岡邊もしじに、巖には 花開きをり 阿なにやし 布當の原阿な貴 大宮處 うれしこそ 吾大君は 君のまに 聞し給ひて 刺竹の 大宮こゝと 定めけらしも

反歌

三日の原布當の野邊を清みこそ大宮處定めけらしも

山高く川の瀬きよし百世まで神しみゆかむ大宮所

### 十二、紫香樂宮の經營

紫香樂宮址は、近江國甲賀郡雲井村大字黃瀬と云はれ、その地恭仁京を距る、東北八里を數ふ。その造營の始は、實に天平十四年で、先づ其年の二月に、恭仁京東北道を開いて以て近江國甲賀郡に通せしめたとあるは、造營の思召があつた爲の事と思はれる。又その八月の十一日には、詔を下して近江國甲賀郡紫香樂村行幸の事を仰せ出され、造宮卿智努王・輔高岡河内等四人を遣離宮司とし、その二十六日には、彌々紫香樂宮に行幸になり、知大政官事鈴鹿王左大辨巨勢奈底磨・右大辨紀飯磨を恭仁京留守とし、攝津大夫大伴牛養・民部卿藤原仲磨を平城留守とし、即日車駕紫香樂宮に到着せられた。九月四日には、一旦還御されたが、その十二月二十九日の歳末には、鈴鹿王・巨勢奈底磨・

紀飯磨藤原仲磨四人を留守官として、車駕再び紫香樂宮に行幸された。

翌天平十五年正月元日には、先づ右大臣の橘諸兄を恭仁宮に還らしめて、やがて車駕はその翌日に還御なつて、その三日に文武百官の朝賀を大極殿に受けさせられ、七日には、大安殿に五位以上の人を宴して祿を賜ひ、その十二日には、城の東北にある石造宮樓に、百官及び有位の人等に饗宴を賜ひ、且つそれぞれ恩賜の沙汰があつた。その四月には又行幸あつたが、その御還幸後の五日に群臣を會して、内裏にて宴を賜つた。その時に皇太子の阿閉皇女即ち後世の孝謙天皇が親ら五節を舞つて、非常に感動を興へた。橘諸兄は詔を奉じて、これを太上天皇に奏し奉りしに太上天皇も、非常に御悅になつて、畏くも御製を三首賜つた。

虚空見つ大和の國は神からし貴くあるらし此の舞見れば

天津神御孫の尊のとり持ちて此の豊御酒をいみ奉る

八隅し我大君は平らけく永くいまして豊みきまつる

實に和氣雍々として、天下大平の氣象自ら現はるゝものあつた。その爲に東宮の官人に位階昇叙の恩命あつて、博士下道眞備の如きは、正五位下から従四位下に陞つたのは、その輔等の功を嘉賞せられたものだらう。尋いで橘諸兄は左大臣に、兵部卿藤原豐成左大辨巨勢奈底磨は中納言に、藤原仲磨紀飯磨を参議に、下道眞備は皇太子學士に春宮大夫を兼ね、藤原清河は大養徳守となり、茲に恭仁の遷都は、一段の成功を告げた譯である。

七月には、諸兄鈴鹿王巨勢奈底磨を留守とし、紫香樂宮に行幸し、東海東山北陸三道二十五國の調庸を悉く紫香樂宮に貢せしめ、此時天子盧舍那佛像を造らんが爲に、始て寺内を開き僧行基弟子等を率ゐて衆庶に勧誘したとあるか



ら、紫香樂宮造營は、大佛建立の爲に僧行基勸誘の結果と解せられる。此時の行幸は、留連四月にして、始て十一月の初旬に恭仁宮に還幸になり、十二月には更に平城の器仗を恭仁京に運び、又平城の大極殿并に歩廊を壊つて恭仁宮に遷し、恭仁宮造營には四年の歳月を費して、その功績に成つたが、その經費は皆て計ふべからざるものがあり、又茲に紫香樂宮を作ることとなつたので、恭仁宮の造作を先づ中止することにした。それで當時は、平城・恭仁・紫香樂の三京あることとなつた。

然るに、此際又難波宮造營の議が勃發し、天平十三年正月に、天子難波宮に行幸せんが爲に、裝束次第司が任命された。

恭仁宮の工事完成せざる中に、紫香樂宮を造營し、その半に又難波京の造營とは、殆んどその理由の那邊にあるかを知るに苦しむも、若し恭仁京遷都の舉が、橘諸兄の藤原氏に代らんとするの爲だとすれば、此難波京遷都は、その反對に橘氏の勢力を襲はんが爲に、藤原氏の人々が計畫したものと云はれて居る。そこで天子も頗る迷はれたと見え、閏正月朔日に、百官を朝堂に會し、恭仁・難波二京孰れを都とするがよからうか、思ふ存分に意見を述べしめた處、恭仁京の便宜を述べたもの五位已上二十三人、六位已下百五十七人、都合百八十八人。

又難波京の便宜を述べたもの五位已上二十三人、六位已下百三十人都合百五十三人。尙ほ又巨勢奈底藤原仲麿をして、市に就いてその意見を聴かせた處、市人は殆んど申合せた様に一致して、恭仁京を都にして貰いたいと願つたが、但し難波賛成のもの一人、平城賛成のもの一人あつた。これから見ても難波遷都は大體に不人氣であつた事が分る。それにも拘らず、難波遷都論者は此反對を押し切つて、遂にその月の十一日に天子の難波宮行幸を實現させた。

尙ほ二月には茨田王を恭仁宮にやつて、驛鈴や内外の印を取らしめ、且つ諸司朝集使を難波宮に召し、のみならず、恭仁宮の高御座并に大棟を難波宮に運び、兵庫の器仗は水路から運搬せしめ、恭仁京の百姓で難波宮に遷りたいを請願するものは自由之を聽き届けることにした。こゝに於てか難波は皇都と定り、諸兄は勅を宣して難波を皇都とすると發表し、三月には石上榎井二氏は、大楯・槍を難波宮の中外門に樹てることにした。そして百姓は、難波・恭仁兩京往來勝手たるべしとせられた。乍併一方紫香樂宮經營は中止したでなく、相替らず造營中であつたもので、天平十六年三月二十四日には、恭仁京金光明寺の大般若經を紫香樂宮に運び、その儀は中々壯重で、朱雀門に至る頃には香樂を奏し、官員の奉迎裡に宮中に引導して之を安殿に安置し、僧二百人に轉讀せしめた。四月には、紫香樂宮の西北の山に火災起り、城下の男女數千餘人皆赴いて消防に勉め、山木を伐り倒して防火に勉めたので、ヤツトの事で火を消すことが出来た、天子之を嘉賞して人毎に布一端を賜ふた。然るに、紫香樂宮の造營は、前途中々遼遠で、百官司交易に出来ないから、司別に公廩の錢一千貫づゝを給ひ、交關して利息を取り、永く公用に充てゝその元金を損失せん様に勉めしめ、毎年十一月に子細に元利の運川を書き上げて太政官に送らしめた。七月には天子難波宮に還幸し、近江國蒲生郡大領佐々貴君親人・神前郡大領佐々貴山君足人の二人紫香樂宮邊の山木を伐除した功勞で、各其位を進め且つ繩・布・綿・錢を下賜された。その十一月には甲賀寺に始て盧舍那佛の骨柱を立て、天子親臨の上で手づからその繩を引かせ給ひ、種々の音樂奏せられ、四大寺の僧侶も皆列席して中々の盛儀であつた。又元正太上天皇も甲賀宮に行幸せられた。

天平十七年正月、俄に新京紫香樂宮に遷られた。大急で山を伐り、土地を開き宮室を造つたけれども、垣牆十分に



出来上らるので、帷帳を繞らして間に合せ、石上榎井を召集する時間もないので、兵部卿大伴牛養・衛門督佐伯常人に代つて大楯福を立てしめ、五健以上を御在所に宴して夫々祿を下賜された。然るに新京の附近に天災頻々として起つた。即ち四月朔日には、市の西山に火災起り、三日には、寺の東山に火災あり、八日には、伊賀國阿拜郡真木山に起つた火災の如きは、三四日も消えずその延焼數百餘町に及んだ。因つて山背伊賀近江等の諸國に仰せて之を消し止めしめた。又その十一月には、宮城の東の山に火災起り、連日連夜どうしても消えない、因て都下の男女は大に狼狽を極め、川に往つて物を埋めた位の事だ。因て天子は駕を促して大丘野即ち今の水口に避難しようと思はれたが、十三日に微雨があつたので火が漸く止んだ。かく間を置かず火災の頻繁に勃發したのは、前の近江遷都の條にも一言した様に、人心恟々の結果でツマリ新京に反對であるの結果でなからうか。加之地震も屢あつたので、民意の新京を憎ばざるものあるを察せられて、五月には太政官は諸司の官人を呼んで、何れを京とするの可否を尋ねさせた處皆平城を都とするがよいと云つたので、更めて大膳大夫栗柄王を平城の藥師寺に遣して、大安・藥師・元興・興福の四大寺の僧侶を召集して、同上諸問を發した處、四大寺の僧侶遂も皆平城説を述べた。一方地震はまだ熄まず、人心も落着かないので、五月五日に紀麻路を甲賀宮の留守とし、車駕恭仁宮に還幸された。車駕の恭仁京永橋に到着された時には、百姓車駕を望み執も道の左側に拜謁して萬歳を唱へて聖駕を奉迎した。尋で右大辨紀飯麿を派遣して平城宮を掃除せしめたが、諸寺の僧侶も淨人童子を率ひ、百姓も亦總出で奉仕するので里に全く人ないといふ有様、時農業に最大切の時に當るので慰勞して還らしめた。然るに地震は尙ほ止まず、五月九日には、甲賀宮の附近に山火事あつて大事となつたので、近江國民一千人に之を消し留める事にした。此日頃からして恭仁京の市人の平城に移轉するもの瞻

夜争ひ行いて陸續として絶えない有様である。一方伊賀宮は、火災はまだ治まらず空虚となつて人影なく盜賊勝手に出入するの有様であるので、諸司及び衛門衛士等に官物を收めしむることとし、十一日天子も遂に平城に行幸して中宮院を御在所とし、元の皇后宮を宮寺とし、諸司も亦本曹に還つた。天平十二年十月、東國行幸を仰せ出されてから、滿四年半の星霜を経て、平城に御還幸された。その後八月に車駕一旦難波宮に行幸されたけれども、九月に還幸せられ、十二月には恭仁宮の兵器を平城に移轉し、十八年九月には、恭仁宮の大極殿を國分寺に施入し、又前述の通に難波宮は國分寺に施行されたものと思はれる。今恭仁京大極殿址は瓶原村に礎石や古瓦にその遺址を十分に認むることが出来る。萬葉集には、恭仁京の荒廢を嘆いて詠じて曰く、

瓶原、久邇の都は、山高み、河の潤清し、在りよしと、人は云へども、在りよしと、吾は念へど、ふるされし里にしあれば、國見れど、人も通はず、里見れば、家もあれたり、はしけやし、此くありけるか、みもろつく  
鹿谷山のまに、開く花の、色めづらしく、百鳥の、音なつかしく、ありがほし、住みよき里の、荒らく惜しも。

反歌

三香の原久邇の京は荒れにけり大宮人の還りいぬれば  
咲花の色はかはらず百城の大宮人ぞ立ち易りぬる

十三、平城京の諸大寺

聖德太子の佛教保護者として有名であることは、今更云ふを待たないことであるが、その建立に係つた者は中々多いが、その一に大安寺と云ふものがある。その來歴を説くと、太子が嘗て能凝ネギの地、即ち今の和國山邊郡平端村大



宇額田部に一精舎を起さうと計畫されたが、その完成を告げざる前に病に墜り、最早危篤に類した時に、その時の推古天皇が、田村皇子を御使として飽浪菴宮に派遣し、その病を御慰問になり、且つ何か云ひ残すことがないかと御尋になつた時に、聖德太子は聖旨の辱きに感泣し、御答になつて云ふには、「太子は過去未來の天子の御爲にと、兼て熊瀨の道場を經營して居たが、その完成を見ざる中に、病氣に罹り、今や此世を去らんとするのは、誠に遺憾の極である。因てこれを朝廷に献上したいから、願くばこれを大寺として完成を圖られたい」と申上げた處、天子の御嘉納となり、天子は之を田村皇子に一切委託されたが、推古天皇の後に田村皇子即位されたのが、即舒明天皇であるが、天皇は前の然諾を重んぜられ、熊瀨道場の完成を圖られ、即位十一年春二月に、熊瀨道場を百濟川の側に移し、九重塔を建て且つ三百戸の封を施入して之を百濟大寺と云つたが大寺の始で、此大寺には國家が經營する寺院と云ふ様な意味が含まれて居る様である。天武天皇が即位して、都を淨見原に奠められてから、その二年十二月、御野王・紀河多磨二人を造寺司に拜して、百濟寺を更に高市郡飛鳥村に移し、封七百戸、墾田九百三十二町、出舉稻三十萬束を施入し、高市大寺と稱したが、更に六年九月には寺號を大官大寺と改めた。十三年に天皇の不豫の時には、東宮草壁皇子は親王諸王諸臣百官并に天下の公民を率ゐて天子の延壽を祈り、更に持統天皇の朝には、寺主東勢法師は鐘を鑄、又文武天皇の朝には、九重塔金堂を建立し、丈六佛像を敬造して居る。此大官大寺址は、今の飛鳥村大字小山にあつて香久山の南約十町に當る地で、今尙講堂・阿陀堂・塔・井・大安寺等の字を存して居る計もなく、礎石や古瓦が出土した事でもその遺址が確められるのである。そして、元の熊瀨道場址には、百濟川の側に移された後には、熊瀨寺一名額田寺が建てられ、今は額安寺となつて、礎石又は古瓦が存在して居る。奈良奠都後は、飛鳥方面にある諸寺は

凡て奈良に遷された者だが、大官大寺もその例に洩れず、和銅三年に奈良に遷されたが、その翌年焼失したのを、天平元年僧道慈が勅を奉じ、唐の最明寺の規模によつて設計した。又天平十六年六月には、墾地九百九十四町を施入せられた。その後戰國時代には、此附近戰場の巷と化し、慶長の地震には堂宇倒塌するの悲運に際會した。大安寺の址は、今の添上郡辰市村大字東九條にあつて、東西兩塔址が嚴存し、殊に西塔址には、巨大なる心礎が残つて居るで、前の大官大寺址と共に大安寺塔址も史蹟として保護されることになつた。大官大寺の事は、正曆寺所藏の國寶になつて居る大安寺伽藍縁起并に流記資財帳に委しく載つて居る。

以上述べた大官大寺は、川原寺・飛鳥寺と共に飛鳥の三大寺と呼ばれ、後には藥師寺を數へて四大寺とも呼ばれた。川原寺は、飛鳥川の上にあるから稱へたもので、弘福寺を本名とする。元亨釋書并に伽藍開基記には、齊明天皇元年の創立として居るも、孝德天皇日維四年(西紀六五三年)の條に、「旻法師の爲に、畫工狛堅部子麿、即魚戸直等に命じて、多く佛菩薩像を造り、川原寺に安置す(原文漢文)」とあるから、此等の齊明天皇以前の草創に係るものであることは疑ふべき餘地がない。七大寺巡禮記には、敏達天皇十三年(西紀五八四年)の創立と云つて居るけれども確證はない。天武二年三月、始て此寺で一切經を書寫した事があり、尙ほ十四年八月には天子行幸して稻を川原寺の家僧に御下賜になつた。天武天皇崩御後には、持統天皇先帝の爲に無遮大會を川原寺以下五寺に行つた事もある。鳥谷寺創立の道明法師は實に川原寺の僧であつた。此寺は奈良奠都後も、移轉されずに、その位茲に残つて居たが、天平勝寶元年には、五百町を賜り、十大寺の一に數へられ、弘仁九年に空海が入寺してからは、眞言宗になつたか、その後衰頽して、徳川時代の延寶年間(西紀十七世紀末)には、僅に草堂一宇、二天・十二神將等を存する位の衰頽を極めた。



寺址は今の高市郡高市村大字川原の地で、橋寺と相對して居る。今寺内に瑪瑙石(即今の大理石)の礎石二十四箇存在すること有名である。此寺址も史蹟として保存せられることになつた。

又飛鳥寺とは法興寺の事で、嘗て蘇我馬子が物部守屋を征討した時に、若し我軍をして勝たしめば、諸天と大神王の爲に塔を起し三寶を流通せしめんと誓願を立てた處、首尾よく勝利を獲たので、その本願を果さん爲に、崇峻天皇の元年に飛鳥造の祖の樹葉の家を懐つて、始て寺を立てのが即ち法興寺で、その地を飛鳥の眞神原とも、又の名は飛鳥の神田とも呼んで居た。その五年十月には、法興寺佛堂と歩廊とを建て、推古天皇の元年正月には、佛舍利を寺の柱の礎の中に入れてその翌日にその柱を立て、かくして四年十一月には、法興寺の工事竣工したので、蘇我馬子の子華徳を寺司に任命して、その前年來朝した高麗僧慧慈、百濟僧慧聰をして此法興寺に住ましめた。近年故平子鐸嶺が醍醐三寶院寶庫中から發見したと云はれて居る元興寺露盤記によると、法興寺は建通寺とも云つて、又元興寺とも云つた事になり、つまり法興寺元興寺を同寺異名とする事になる。乍併此兩寺を全く別々の寺とする反對説もあるが、余は同寺と解釋したい。その後推古天皇の十三年四月に、天皇皇太子大臣及諸王諸臣に詔を下して同じく誓願を發して、銅繡丈六佛像各一軀を作つたが、此の時の佛工が彼の有名の鳥佛師で、高麗の大興王は此盛舉を聞いて、黃金三百二十兩を寄附して來た。その翌年銅繡の佛像並に造り竟つたので、丈六銅像を金堂に入れようとした處、金堂の戸が低くいので、中々佛像を入れることが出來ない。諸人寄つて鳩首して相談したけれども良策がない、止むなく戸を壊つて之を入れやうかとした處、鳥佛師が來て戸を破らずに安置すること出來たとの事である。その時の供養には我も我もと推し懸けて數へ切れない程の參拜人などあつたと、日本書紀に記してあるが、如何にもそうであつた

らう。日本で始て作つた丈六の佛像だから、定めて諸人の驚異を博した事だらう。今の飛鳥の安居院に残つて居る飛鳥の大佛はそれで、度々の火災で、佛體は處々を修繕したが顔と手の一部分丈がその當時の者と云はれて居る。この法興寺即ち飛鳥寺も、和銅三年奈良奠都後に、新京に移されて左京五條四條七坊の内にある。その地大體に於て興福寺と猿澤池を相夾んで對して居る。今此附近を元興寺町と呼んで居るのはその縁である。その後、火災の爲め諸堂灰燼に歸せしを、近くは安政六年に又火災の爲に、五重塔も焼失して、今は礎にその廢礎を残すばかりである。然るに昨年九月、奈良縣にて必要ありて塔址を調査せんと、その心礎及び四天柱附近を掘鑿中、地下一尺二三寸の處より、曲玉十箇、綠瑠璃玉六個、縞瑠璃玉四個、紺瑠璃玉八個、捻玉十一個、その他瑠璃玉二十五、水晶玉九個、眞珠一個、玲瓏類破片を始として金片銅片等を疊々發見された。殊に興味あるは、和銅開珍一連を始として萬年通寶二十四枚、神功開寶四十枚等を發見したる事で、その發見の古錢によつて、該寺塔の建立年代の大體を推測せらるゝことである。

後天武天皇の朝に、飛鳥に藥師寺が建立されて三大寺が、更に四大寺となつた。藥師寺の由來は日本書紀によると天武天皇の九年、皇后毛野皇女が不豫の爲に誓願して藥師寺を立て、僧一百人を度した功德で皇后の病立に癒えた。天皇崩御して此の皇后即位されたのが、即ち持統天皇で、その二年正月には無遮大會を藥師寺に設け、又その十一年には、佛像開眼會を藥師寺に設け、以て玉體安穩國家安泰を祈つた。降つて文武天皇の二年十月には、藥師寺の構作略ぼ出來上つたので衆僧をして居住せしめることにした。此れが大體藥師寺創立の縁起で、その本尊は金銅藥師如來である。その寺の所在地は高市郡白樞村大字木殿であるが、奈良京になつてから、元明天皇の養老二年には、今の添



上郡都跡村に移されたので、舊寺地には本薬師寺を置いたものらしいが、その沿革は明でないが、今は金堂址に淨土宗に属する薬師寺の惣堂がある。金堂址、東西兩塔址が立派に現存して礎石が疊々として存して居る。此寺址も史蹟地として保存せられることになった。

翻つて平城京に移轉された薬師寺はと見ると、移轉後建築物は屢火災に罹り、金堂講堂共に徳川時代の建築で、東院堂は鎌倉時代の建築であり、又東西兩塔あつたが、今は東塔のみ存在して一見して六重の如き三重塔で、寺中最古き白鳳時代の建築である。此塔の擦に銘文があつて舍人親王の作と云はれてある。擦とは、塔の中心柱の礎である。

維清原宮馭宇

天皇即位八年庚辰之歲建之月以

中宮不念創此伽藍而鋪金末遂龍駕

騰仙太上天皇奉違前緒遂成斯業

照先皇之弘誓光後帝之玄功道濟郡

生業傳贖劫式於高闕敢勸貞金

其銘曰

魏々蕩々藥師如來、大發誓願廣

運慈哀憐是聖王仰延宜助安

飭靈宇庄嚴調御亭々寶刹

寂々法城福崇億劫慶浚萬齡

此銘文は、史界に種々の波紋を投げる者で、その解釋によつては種々の問題を提供することになる。先づ清原宮馭宇天皇は云ふ迄もなく天武天皇を申すのであるが、その即位八年庚辰が、第一の問題である。若し此の銘文の如く、庚辰の歲を即位八年とすれば、日本書紀の年代と一年の相違を來すのである。それは書紀によると庚辰は即位九年に當るからで、問題はそれによつて起る。

天智辛十年 十二月崩

天武壬申白鳳一年 五月壬申亂

同 癸酉 二年

同 甲戌 三年

同 乙亥 四年

同 丙子 五年

同 丁丑 六年

同 戊寅 七年

同 己卯 八年

同 庚辰 九年 (天武即位八年藥師寺擦銘)

それで、若し此銘文を正しいとすれば、天武天皇の即位は、癸酉の年で即ち壬申亂後の白鳳二年に當らなければなら



なり。

辛未年十二月に天智天皇崩御されて、その翌々年の癸酉に、天武天皇即位されたとすれば、その間の壬申の年一年は空位とせねばならない。それが即ち弘文天皇の在位と云ふことを證明するもので、これが又大日本史が、大友皇子を帝紀に收めて大友天皇の本紀を立てた有力の材料になつたのだ。建之三月は、周の建曆紀元を十一月と立てたので、書紀の九年十一月壬申朔癸未(十二日)皇后體不豫に適合するのである。不念は不豫と同じく、御病氣と云ふのである。然るに、天武天皇は造寺の功を終へざる中に、早く朱鳥元年九月九日崩御したので、銷金天邊龍御騰仙を云つたのである。又太上天皇の持統天皇は、先帝天皇の御遺志を招き藥師寺建築の功を全くせられたが、銘文に太上天皇奉<sub>レ</sub>遣<sub>ニ</sub>前緒<sub>一</sub>、遂成<sub>ニ</sub>斯業<sub>一</sub>とあるのである。文武天皇は、其二年に藥師寺の建築を終へて、始て先帝即ち天武天皇の御誓願を果し、又後帝持統天皇の玄功を果したのを、照先皇之弘誓光<sub>ニ</sub>後帝之玄功<sub>一</sub>としたのである。喜田博士は、藥師寺の創立を天平二年とし、後帝を持統以下文武元明元正の四帝迄かけて居る。つまり喜田博士は今の藥師寺は改築で東塔は天平二年の新築と主張した見解である。然るに故平子鐸嶺氏は之を移轉と駁して居る。道濟郡生業傳曠劫は、道は群生を濟ひ、業は曠劫に傳ふと訓むべく、その次の「式於高麗敢勸貞金」の於は故平子鐸嶺氏は旌の誤とせるは卓見で、近來木崎好尙氏は、元和泉萬代八幡宮の應安六年の鐘文中にある「式旌高麗敢勸貞金」を引いて、彌平子氏説の正確なるを裏書してある。今尙ほ金堂には、荷荷唐草や四神を浮彫にし、裸體蠻人を彫刻せる臺坐の上に、豐滿なる面相の本尊藥師の座せるありて、人をして不思議の美に醉はしむるものがある。

又興福寺の沿革を云ふと、これより先き、蘇我入馬野心を滅して、聖德太子の子山背山兄王を弑し、密に不軌を圖

らんとするを聞く也、中臣鎌足は中大兄皇子を輔けて入鹿を誅せんと計り、祈願を籠めて丈六の釋伽像脇侍二菩薩並に四天王像を四天王寺に造り、その宜助を請ひしに、幸によく蘇我氏を誅滅するを得しかば、孝德天皇の元年佛像を山城國山科郷陶原の家に安置す。

夫人鏡女王鎌足に請ひ伽藍を造り、佛像を安置せんとして、その竣功を見ざる中に、鎌足薨去せしを、齊明天皇の三年、その伽藍完成してこれを其地名に因んで山科寺と云つた。後天武天皇の六年、これを大和飛鳥の厩坂に移してこれを厩坂寺と云つた。その地は今の白檮村大字久米字丈六の地である。平城筑都後、和銅三年藤原不比等地を春日に相し、伽藍を左京三條七坊に移して興福寺と云つたのか、即ち今の地であるが、不幸にも祝融の災に見舞はれたこと十數回、現在は唯鎌倉時代の二月堂、足利時代の東金堂、徳川時代の南圓堂に假金堂と、それに鎌倉時代の三重塔足利時代の五重塔のみを残して居る。

その後聖武天皇の天平十七年に、天皇の本願によつて建立せられた東大寺が竣功してから、以前に移轉された、元興・興福・大安・藥師の四寺を加へて五大寺と呼んだ。東大寺建立の事は、章を改めて述べることにする。

その後聖德天皇の勅願により、天平神護元年、僧常藤律師の開基に係れる西大寺なるもの、平城右京一條の三四坊に建築せられた。此寺も創立當時は四面三十二町で、頗廣大なるものであつたが、屢火災に罹つて、現在の伽藍は徳川時代の寶曆二年になつたものである。前の五大寺に此の西大寺と法隆寺とを加へて、世に奈良の七大寺と稱して居る。

法隆寺は、聖德太子の建立し給へる七寺の一で、その創立の次第は、現在金堂に安置されて居る藥師像の背光銘で



分るが、その銘文から見ると、用明天皇の即位元年に御病氣に罹られたので、その御平癒の爲にと、後の推古天皇と聖德太子とを御召になつて、寺を建て藥師の像を作るやうにとの詔を下されたが、その功を果さざる中に、用明天皇崩御されたので、推古天皇と聖德太子とが遺旨を奉じて、推古天皇の十五年にその功を竣へたもので、その藥師像が今尚ほ保存し、その銘文もその來歴を語つて居る杯は頗る珍とすべきもので、元來これが本尊であつたらうか、後に釋迦三尊が出來て、今はそれが中央に安置されて、藥師は向つて右に安置されて居る。この釋迦三尊にも背光に銘文があつて、推古天皇の三十年正月に、聖德太子及び妃が御病氣に罹つたので、釋迦像を造つて以てその御平癒を祈らうとしたが、定業とあつて、二月二十一日に妃、その翌日に太子相尋いで薨去したので、推古天皇の三十一年三月に、その御願を果さん爲に、烏佛師が釋迦像を作つたと書かれて居る。此の二銘文は今日現存して居るものの中で最も古く、又その文章から見ても頗る興味あるのみならず、釋迦像背光の銘から見て聖德太子の薨去は推古天皇の三十年二月二十二日と云ふことが分り、日本書紀には二十九年二月五日を薨去の年月日として居るが、無論銘文の方が正しいと思はれる。書紀は後世に編纂委員の手で、種々の材料を蒐集して編輯した者だから、千百の中に一二の誤謬あることは止むを得ぬことである。法隆寺の釋迦像は、御木願の聖德太子の爲に出來た者だから、その薨去の日を誤る氣遣はない、法隆寺はその建築上から見ても、その中に含まれて居る佛像、又寺寶から見ても美術上、世界に誇るべき唯一のものである。

要するに、飛鳥時代には飛鳥地方に飛鳥三大寺又四大寺と云ふものがあつたが、奈良に都を奠められてから、此等の大寺は皆奈良に移された。尤弘福寺丈はその儘であつたが、後に奈良には五大寺、又は七大寺なる特別の官寺が出來て、皇室の特別に御歸依により、佛像彫刻の優秀なる、建築規模の雄大なる、現存せる佛經佛具等の諸寺寶の今尚ほ燦として當時の盛を語るもの、佛教史上から見ても、美術工藝史上から見ても、恰も此等の諸寺は一大博物館の如き觀がある。七大寺の外に、光明皇后の御建立に係る法華寺や海龍王寺や僧行基の住居せられた善光寺や、唐僧鑑眞の爲に建てられた唐招提寺や、稱徳天皇の勅願によつて建てられた西隆尼寺や、その他葛不寺・新藥師寺・紀寺杯の諸刹が種々あるが、今は奈良七大寺の略沿革を擧げて、次に國分寺東大寺の建立を述べることにする。



奈良朝史 「第七講」

奈良女子高等師範學校教授

佐藤小吉述

第十四章 國分寺の設置

イ、建立の設置

聖武天皇の御事蹟の重なるものは佛教興隆の事で、その具體的として國分寺の設置と大佛の建立に歸するのである。

今先づ國分寺の設置を述べて見る。

國分寺の創置は、何れの時代にあるかと云ふに、類聚三代格に據つて見ると、國分寺建立發願の詔勅は、天平十三年二月十四日としてあるも、これを續日本紀に参照して見ると、天平十三年三月二十四日となつて居り、約一月の相違がある。その文には、

國分寺事

勅、朕以薄徳承重任、未弘政化、寤多愆、古之明王皆能光業、國泰人樂、除福王、何修何務、能致此道、頃者季殺不豐疫癘頻至、慙懼交集唯勞罪己、是以廣爲蒼生、遍求景福、故前年馳驛增飾天下神宮、



去年普令天下造釋迦牟尼佛尊金像高一丈六尺者各一鋪并寫大般若經各一部今春已來至千秋穰風雨順序五穀豐穰此乃徵誠啓願靈昭如答載懽懽無以安寧案經云若有國土講宣讀誦恭敬供養流通此經主者我等四王常來擁護一切災障皆使消滅憂愁疾疫亦令除去所願遂心恒生歡喜者宜令天下諸國各敬造七重塔一區并寫金光明最勝王經妙法蓮經各十部朕又別擬寫金字金光明最勝王經每塔各令置一部所共聖法之盛與天地而永流擁護之恩被幽明而恒滿其造塔之寺兼爲國華必擇好處實可長久近人則不欲薰良所及遠人則不欲勞衆歸集國司等各宜務存嚴飾兼盡潔淨近感諸天庶幾臨護布告遐邇令朕意又有諸願等條例如左

- 一、每國僧寺尼寺(施對五十町、水田十町、肥等水田十町)各可施水田一十町(此二字ナシ)
- 一、每國造僧寺必令有廿僧其寺各爲金光明四天王護國之寺尼寺一十尼其寺各爲法華滅罪之寺兩寺相共宜受教戒若有闕者即須補滿其僧尼每月八日必應轉讀最勝王經壽至日半誦戒羯磨(此七字ナシ)
- 一、諸國置上件寺者每六月齋日公私不得漁獵殺生(以下ノ文ナシ)國司等恒加檢校
- 一、願天神地祇共和順恒將福慶永護國家
- 一、願開闢已降先帝尊靈長幸珠林同遊寶刹
- 一、願太上天皇太夫人藤原氏及皇后藤原氏皇太子已下親王及正二位右大臣橋宿禰諸兄等同資此福俱向彼岸
- 一、願藤原氏先後太政大臣及皇后先妣從一位橋氏大夫人靈識恒奉先帝而陪遊淨土長願後代而常衛聖

朝、乃至自古已來至於今日、自爲大臣、竭忠奉國者、及見在子孫、俱因此福各繼前範、堅守君臣之禮、長紹父祖之名、廣洽郡生、通該庶品、同解憂惱、共出塵籠

一、願若惡君邪心犯破此願者、彼人及子孫必遇災禍、世々長生無佛法處  
 天平十三年二月十四日

以上はこれ類茶三代格の國分寺設立の詔勅であるが、括弧としてあるのは、續日本紀中の文章である。全く同文と云つても宜しいので二三の文字の異同あるに過ぎない。故萩野博士は、此詔勅に對して疑を抱き、その天平十三年とあるは天平十年(或は寧ろ天平十一年)の時でないだらうか、又月日の二月三日も秋熟後の九月以後でなからうかと云つて居る。その理由としては、「今春已來至千秋穰風雨順序五穀豐穰、此乃徵誠啓願靈昭如答」とある文句より判じてその詔勅の出されたのは、どうしても秋熟を経過した九月以後でなければならぬし、又詔勅の内容に、季穀不豊と疫癘頻至との二を擧げてあるが、若しそれが果して天平十三年のものとするれば、その前年の天平十二年に、前に述べた彼の藤原廣嗣の叛亂を擧げなければならないのに、それがないと云ふのは、天平十三年のものでない云ふことになり、又、その文中に、「去歲普令天下造釋迦牟尼佛尊金像高一丈六尺者各一鋪并寫大般若經各一部」とあるが、續日本紀を見ると、此事實が天平九年三月にあるから、詔勅の去歲とあるは天平九年に當るし、従つてその發布された年は、天平十年で、その月は又秋即ち九月以後だらうとの結論に到達するのである。

先づ聖武天皇の國分寺建立被願の詔勅を、萩野博士の説の如くに天平十年秋とし、又建立の御趣意は、詔勅に明示されたる通に、(一)季穀不豊と、(二)疫癘頻至との二理由に基くことは明瞭である。



第一の理由とする凶作の事は云ふに及ばないが、第二の理由とする所の疫病に就いて述べると、天平九年春より、流行病天下に蔓延して、九州より京師に流行し、上は王公貴人より、下は百姓に至る迄、生命を失へるもの頗る多いが、何の病氣であるか判然はしないが、どうも遣韓使が朝鮮から痘瘡の様な病氣を擔ぎ込んだものでなからうかと、思はれる。その證據は、天平九年正月に遣新羅大使從五位下阿部朝臣綱麿が津嶋に來て死んで居るし、又副使の從六位下大伴宿禰三申が、染病不得入京とあるから、これはテツキリ此等の使者が傳染病輸入の證據と見るべきものでなからうか。續紀天平九年最後に條に記して、

是年(天平九年)春、疫癘大發、初自筑紫來、經夏涉秋、公卿以下天下百姓相繼沒死不可勝計、近代以來末之有也。

とあるし、又四月の條にも

四月癸亥(十九日)太宰管内諸國疫瘡時行、百姓多死、詔奉幣於部内、以祈禱焉、又賑恤貧疫之家、並給湯藥療之。

とあり又、五月の條にも

五月壬辰(十九日)、詔曰四月以來、疫旱並行、田苗燹萎、由是行詩山川、貧祭神祇未得効驗至今猶苦云々。

ともあり、尙六月の條にも

六月甲辰(朔)廢朝以百官官人患疫也

ともありて、五月には、天子自ら其不徳を責め、高年の徒癯寡憐獨及京内僧尼男女の疾に臥して自存すること出来な  
いものには賑給を加へ、又天下に大赦し、七月には、大倭・伊豆・若狹・伊賀・駿河・長門の飢疫の百姓に賑給し、且大赦  
の令を發し、超えてその翌月には、風化尙宜しからず、且春以來、天下百姓の死亡するもの多きより、天下不徳の致  
す所に歸して自ら責め、天下今年の租賦と百姓の負債に係れる公私稻を免される等、實に難有き恩命があつた。尙ほ  
此流行病に罹つて一朝不歸の人となつた高位高官の人を擧げると、

四月十七日參議民部卿正三位藤原房前(北家)薨

六月十日散位從四位下大宅朝臣大國卒

同 十一日太宰大貳從四位下小野朝臣孝卒

同 十八日散位正四位下長田王卒

同 二十三日中納言正二位多治比真人縣守薨

七日 五日散位從四位下大野王卒

七月十三日參議兵部卿從三位藤原鷹(式家)薨

同 十七日散位從四位下百濟王郎庚卒

同 廿五日右大臣正一位藤原武智麿(南家)薨

八月 朔日中宮大夫兼右兵衛率正四位下橘朝臣佐爲卒

同 五日參議式部卿正三位藤原守合(京家)薨



同 二十日三品水主内親王薨

その他の微官微祿の人、又は、名もなき天下の百姓の疫癘に罹れたものゝ多きは云ふを待たざる所である。皇族中の長山王は天武天皇の玄孫、水主内親王は天智天皇の皇子である。但し大野王の出自は分らない。又橘佐爲は諸兄の弟で、光明皇后の異父兄であるし、又その兄である。藤原の四家の人々は、四月から八月かけてはたゞ薨去して、殆んど光明皇后の兄に當る人は諸兄を除いて全滅した感がある。女性で物に感動し易い皇后たるもの、いかに無常迅速の感に打たれたことは想像するに難くない。天皇の以て菲徳の致す處として自ら責め、神祇に祈り奉幣し、大赦に賑給に偏に天下國民の爲に計られたのは無理もないことである。然るに、金光明經を見ると、「若し國土に講宣恭敬供養して、此經を流布する王あらば、我等四天王常に来つて擁護し、一切の災障皆消殄せしめて憂愁や疾疫も亦除き差さしめ、所願心を遂げて、恒に歡喜を生ぜしめん」の文句あり、又法華經には、「法華を持つものを諸天善神守護するの文句が陀羅尼にあり、又龍女成佛畜身女身の成佛の句があるから、かゝる場合持つて来いと云ふべきとあるから、聖武天皇は、金字金光明最勝王經を寫して塔毎に一部を置き、最勝王經及び妙法蓮華經十部を置き、僧寺を金光明王四天王護國之寺とし、僧寺には必二十僧を置き、宅寺を法乘滅罪寺とし、十尼を置き僧寺には封五十戸水田十町、尼寺には水田十町を置き、毎月八日必最勝王經を轉讀せしめ、月半には戒羯磨を誦せしむることゝした。

前述述べた様に、此國分寺創設は、天平九年の五穀不稔と流行病の爲に發願せられたところ、間もなくして天平十二年には、筑紫に藤原廣嗣の亂ありて、天子の東國行幸となつて國分寺設置のことは遷延し、始てその翌十三年になつて二月二十四日（一説には三月二十四日）に、國分寺設置の詔勅發布を見るに至つたものであると云ふことは、前に萩

野博士の説を借りて述べた通りである。今正倉院に塔毎に安置せる金字金光明最勝王經帙なるものあつて、目錄によると長一尺七寸巾九寸七分、縁及び帶頭は茶地の錦で緋綾の裏を附け、廣さ一寸、又帶の兩端には綵綬帶を用ひて、

天下諸國每塔安置金字金光明最勝王經

依天平十四年歲在壬午春二月十四日勅

の文字がある。

ロ、國分寺に至る沿革

かく天下諸國毎に、國分寺を設置するの發願詔勅は既に天平十年又はその設置詔勅は天平十三年に發布せられたものであるが、乍併その成因は既に天平十年を去る六十二年前の天武天皇五年の頃に、その萌芽はあつたものである。即ち天武天皇即位五年十一月二十日の條に、使を四方の國に遣して金光明經・仁王經を説かしたこともあり、又九十五年朔日には、宮中及び諸寺に金光明經を説かしめ、更に十四年三月二十七日には、詔して諸國家毎に佛舎を作つて、佛の像及び經を置き以て禮拜供養せしめた。爾後持統天皇以後、天災地變により、又は天皇の不豫により、金光明經を頻繁に講説せしめた。即ち持統天皇の六年閏五月三日には、大水の爲に使を派して郡國を巡行し、災害の爲に自ら存すること能はざるものに稟貸し、山林池澤に漁し又採ることを得せしめ、京師及び四畿内をして金光明經を講説せしめた。且つ七年十月二十三日には、始て仁王經を諸國に講して四日で畢つた。八年五月十一日には、金光明經一百部を以て諸國に送り置き、必ず毎年正月の上玄に當りて之を讀ましめ、その布施は當國の官物を以て之に充てしめた。その十年十二月朔日には、勅して金光明經を講讀せしめ、毎年十二月晦日に淨行者一千人を度せしめた。



又その次の文武天皇の大寶二年十二月十三日には、太上天皇(持統)不豫の爲に天下に大赦し、一百人の出家を度し四畿内をして金光明經を講せしめ、超えて大寶三年七月十三日には、大官大寺・弘福寺・飛鳥寺・藥師寺の四大寺に命じて金光明經を讀ましめたとあるは、災異頻に見はれ、年穀登らざる爲なりと思はる。その翌年の慶雲元年には、信濃には疫病起り、讃岐・武藏には饑饉あり、備中・備後・安藝・阿波の諸國苗損することあり、伊勢伊賀には蝗あり、周防には大風あつて、並に凶作であつたので、十月には詔して、水旱時を失ひ、年穀秘らざるので、課役並に當年の田租を免除された。されば、慶雲二年四月三日、天子詔を下して、自ら責められて、水旱時を失ひ、年穀登らず民に菜色多からしめるは、非徳の致すところであるとし、元興・興福・大安・藥師・東大の五大寺に令して金光明經を讀ましめた。此の如く、金光明經は痛く朝野の間に流行し、災害不豫のある時には、毎に此經の功德によつてその災害を免れんとしたものである。

然るに、聖武天皇の神龜四年十二月二十八日には、金光明經六十四帙六百四十卷を諸國に頒つて、國毎に十卷。これは以前に諸國にある金光明經或は國毎に八卷の所もあり、又國毎に四卷の所もあるから、完備して頒つたもので、その經の到着した日に國家平安の爲に轉讀せしめたとあるから、當時日本全國六十四國ある事から分り、又此の時既に國分寺たるの基礎が置かれたことも分る。降つて天平九年三月三日には、詔して國毎に釋迦像一軀挾侍菩薩二軀を作り、兼て大般若經一部を寫させたとあるから、國分寺の名はなきも、最早國分寺の實が擧がつたものと見て差闕ない様である。更に八月二日には、四畿内二監及び七道の諸國に命を下して、僧尼は身を清淨にし沐浴して、一月の内二三度最勝王經を讀ませ、同月十六日には、天下泰平國土安寧の爲に、宮中十五處に僧侶七百人を請して大般若經

最勝王經を轉讀せしめ、四百人を度し、四畿内七道の諸國には五百七十八人を度した。尙ほ引き続き、翌十年四月十七日には、詔を下し國家安泰の爲に、京畿七道の諸國に三日間最勝王經を轉讀せしめた。更に其翌々年の十二年六月十九日には、天下の諸國をして國毎に法華經十部を寫し七重の塔を建てしめたとあれば、殆んど國分寺の實成立せしと云つて可なるが如きである。その翌々月には太宰少貳廣嗣上表して君側の奸を除かんことを請ひ、遂にその九月には兵を起したるにより、朝廷よりは太野東人を大將軍として征討軍を差向けることにした。此の筑紫の亂の爲に、此月の十五日、聖所に依つて百姓を安んぜんが爲に、國別に觀世音菩薩像壹體高七尺なるものを作り、并に觀世音經十卷を寫さしめた。

翌天平十三年正月十五日には、故藤原不比等家より、食封五千戸を返上せしにより、二千戸は舊に依て其家に返し賜り、残りの三千戸は諸國の國分寺に施入して、以て丈六の佛像を造るの料としたとあれば、明に此天平十三年正月には國分寺設置されて居る事が分り、前に既に述べた通り、これが、國分寺設置の詔物が下された三月の前に國分寺の名が見えて居るから、益以て國分寺設置の詔物が、天平十三年三月以前にある事が明である。

#### ハ、設立者

以上國分寺設置の詔勅發令は、天平十三年二月十四日(或は三月二十四日)とあるも、天平十年(或は十一年)の九月以後なるらしとの説を掲げ、又國分寺設置の基礎は既にその以前に築かれたるものであるとの沿革を述べ盡したから、更に如何なる人が之を創設したものであるかを少しく述べて見よう。

續日本紀天平寶字四年六月七日天平應真仁正皇太后(光明皇后)の御崩御の處に、



太后仁慈、志在救物、創建東大寺及天下國分寺者、本太后之所勸也

との記事あるより見れば、光明皇后に勸められて聖武天皇の國分寺創設となつた者の様である。而してその光明皇后をして發願せしめたのは、僧女昉の勸誘によるものにあらざるか。女昉は阿倍仲麻呂僧真備等と遣唐留學生となり、在唐十九年の長きに及び、天平七年歸朝して經論五千餘卷及佛像を獻じたので、紫袈裟を賜ひ、更に八年二月には、封百戸田十町扶翼竟十八人を賜ひ、九年八月には僧正となり、内道場に住し、前に委しく述べた様に宮子夫人の病氣を看護して病氣全快し、宮中の信用を得たれば、天平九年の春より秋にかけ、年穀不登疫病類至を見て、嘗て在唐中視察した大雲寺の事から思ひ付いて、國分寺設置の事を皇后に説きて先づ后の心を動かし、皇后より更に聖武天皇に勸めて天平十年の國分寺設置の詔勅となつたものでなからうか。

茲に又唐の大雲寺の事を一言せねばならない。資治通鑑卷二〇四唐記二十一の天授元年（我國の持統天皇四年）の冬十月の條に

勅二兩京諸州、各置大雲寺、藏大雲經、使付外高座、講解其撰疏、僧雲宣等九人、皆賜爵縣公、仍賜紫袈裟

又唐會要卷四十八兩釋教にも同様の記事を掲げ、且つ唐の玄宗の開元十三年六月一日には、年號に因んで大雲寺を開元寺と改めた事が載せられて居る。思ふに玄昉は唐にあるて、兩京各州に大雲寺の設置されて居る現狀を視察し、歸來これを信任を博せる光明皇后に説き、日本にもかゝる國分寺を設置し、因つて以て天下萬民快樂を祈らんと試みたと觀察するの妥當なるを覺ゆ。

### ニ、國分寺の完成

然るに、日本全國に國分寺を完全に設置するの事は容易ならざるべく、天平十六年七月二十三日には、四畿内七道諸國に詔して、國毎に正稅四萬束を割いて、僧尼兩寺に毎年各二萬束を入れて毎年出舉して其の息利にて永く造寺の用に支出せしめた。而も諸國の國司等怠慢なるある、又寺地不便にして今尙ほ開基せざるものあり、因て天平十九年十一月七日詔して近來天地の災異の起るは蓋し、國分寺の設置の遲緩するの致す處にあらざるを知らんや、と仰せられ、從四位下石川年足從五位下阿倍十嶋、布勢宅主等を派遣し、道を分けて寺地を檢定し并に作る狀を察せしめ、又國師に仰せて、勅使と國師と立合の上にて勝地を擇び定めて勸めて營繕を加へしめ、郡司の勇悍にして諸事を濟すに堪ゆるものに専ら擔當せしめ、今後三年を限つて塔・金堂・僧房造営の事を一切結了せしめ、若し能く勅に叶ひ理の如く之を修造せば、子々孫々永く郡領司に任命せよと命じ、更に僧尼寺に寄せられた前年の田地以外に、増額ありて僧寺に九十町、尼寺に四十町とせられた。又以て國分寺完成の容易ならざるを見るべきである。又天平勝寶元年五月十五日には、上野國磯永郡人外從七位上部君諸弟、尾張國山田郡人外從七位下生江臣安人多、伊豫國宇和郡人外大初位下凡直鎌足等各その國の國分寺に智識の物を獻じたとの廉で外從五位下を授け、又閏五月二十日には、飛彈國大野郡大領外正七位下飛彈國造高市麿・上野國勢多郡小領外從七位上毛野朝臣足人も亦前同上の廉で並に外從五位下を授けたとあれば、國分寺に寄附行爲を大に旌賞した者と見える。更に天平勝寶八歲六月三日にて、使を七道諸國に派し、造る所の國分の丈六の佛像を檢査せしめ、亦その二十日に勅して、明年五月二日の先帝聖武天皇の御忌日には、必ず佛像佛殿を造り了らしめた。その他、天平神護二年にも、神護景雲元年にも、寶龜元年にも、米穀又は田地を國



分寺に献納した爲めに、外従五位下を授けたこの記事、正史に掲げられて居る。

また 國分寺の位置は、原則として國府附近に置かれたるもので、遠きは一里を隔つるもあり、唯僧尼二寺は互に往來を禁じて居るから、その間隔もあり、先づ國府を中點として左右に僧寺尼寺あるを普通としたるものゝ様で。今日では、その遺跡には礎石又古瓦ありて當年文化の跡を偲ばしむるものがある。云ふ迄もなく、日本諸國政治の中點は國府で、その國府の附近には國分寺あつて、國分寺には國師讀師あつて、國學の國博士と共に教化の事を掌り、國郡の祈願所として民衆を集め僧尼はこれが教誨の任に當り、前述の國博士と共に精神界の開拓の任に當つてから、その地方地方の文化教養の功のあつたことは、想像するに多々あつた事と思はれる。天平當時創置の國分寺は、その後或る事情の爲に廢滅したる時は、再建せられず、他の定額寺を以て代用したるもの多かつた様だが、國分寺の遺址は多くは國分又は國府の字のある地名に存し、又尼寺は法華寺又は法花寺等の地名に存して、礎石の存在し、又その附近に天平當時の花文を有せる古瓦の散在して居るを見る。かゝる有意義の遺蹟たるを以て、その顯著なるものに對しては、夙に政府は保存を講ずることとして居る。

## 第十五章 東大寺の建立

### イ、建立の沿革

前に述べた通り、國分寺建立の詔勅は、續日本紀に天平十三年とあるが、それを去る二年後の天平十五年十月十五日には、金銅盧舍那佛建立の詔勅が發せられた。その詔には、「朕薄徳を以て、恭しく大位を承け、志兼濟に存し、勳

めて人物を撫す、率土の賢既に仁恕に當ふと雖も、而も普天の下未だ法恩に洽からず、誠に三寶の威靈に頼て乾坤相泰かに、萬代の福業を修めて動植咸く榮えんと欲す。こゝに天平十五年癸未の歲十月十五日を以て菩薩の大願を發し、盧舍那佛金銅像一軀を造り奉る。國銅を盡して像を鑄し、大山を削て以て堂を構へ、廣く法界に及んで朕が智識を爲す。遂に同じく利益を蒙りて共に菩提を致さしめん。夫れ天下の富を有つものは朕なり、天下の勢を有つものも朕なり、此の富と勢とを以て此の尊像を造ること、事の成り易くして心は至り難し。但恐くは徒に人を勞することあつてよく聖を感ずることなく、或は誹謗を生じて以て罪孽に墮ちんことを。是の故に智識に預る者は、懇に至誠を發して各介福を招かは、宜しく毎日盧舍那佛を三拜すべく自ら當に念を存し、久盧舍那佛を造るべし。若し更に人の一枝の草一杷の土を持って像を助け造らんとするものあらば、恣に之を聽せ。國郡司等此の事に因つて百姓を侵擾して強て收歛せしむることなく、遐邇に布告して朕か意を知らしめよ（原文漢文）と、抑もかゝる大發願を起された動機は、聖武天皇が、天平十二年に河内國大縣郡なる智識寺に行幸して、同寺の盧舍那佛を禮し奉つて、朕も亦かゝる尊像を造らんと覺悟せられたことは、天平勝寶元年十二月の宣命に見える處であるから、偽らざる告白であらうと思はれる。かくして帝の御決心は中々堅きものあり、その二十日天子盧舍那佛を造らんが爲に、紫香樂宮に行幸されて、始めて、寺地を開き、僧行基は衆弟子を率ゐて衆庶に勸誘を試みたとある。遂に十一月十三日には、甲賀寺に大佛の體骨柱が立てられ、天子親臨して御手づからその綱を引き給ひ、藥師・興福・元興・大安四大寺の宗僧も亦來り會し、その翌日には元正太上天皇も亦行幸せられた。

此頃紫香樂宮經營の事あつて、天平十七年正月には、彌新紫香樂宮に遷り、急遽宮室を造つたが、人望に副はな



かつた爲か、災厄頻々として起つたので、遂にその五月十一日には再び平城に還御されることになり、従つて盧舍那佛建立の地も、又當然奈良に模様替となつたのである。東大寺要録所收大佛殿碑によると、天平十七年八月二十三日添上郡山金里を寺地に點し、壇を構へ、天皇親ら御袖に土を裏んで御座にかへ、此の際鑿壇の爲に大刀鏡等の種々の寶物を藏めたものと見える。それは明治四十年九月、大佛殿工事中、今の大佛殿須彌壇上に穴を掘つた際、地下一尺四五寸の處から、又翌四十一年一月十四日足代架設の爲め柱根穴を發掘した時、前後三回に亘つて、大刀・銅鏡・銀地鍔金の壺并にその内部に硝子容器(その中に種々の珠玉を收めてあつた)のあるのを發見した。その大刀なり、銀壺なりを正倉院内に比較すると、その意匠の點と云ひ、文様と云ひ、全く同系統に屬するものであるから創立當時のものと云つて差岡ない。又山金里は申す迄もなく、全く現在の土地で、もと此邊一帯は小丘であつたのを、それを切り開いて寺地としたものと思はれる。天平十八年十月六日には、聖武天皇正太上天皇及び皇后と金輪寺は行幸されて、廣舍那佛に點燈供養された。佛の前後の燈一萬五千七百餘、夜一更、數千の僧に脂燭撃け、贊歎供養して總佛三匠せしめ三更になつて還御された。此の金輪寺とあるは即ち法華堂で今三月堂と云つて居るものがそれだ。此寺は天平五年僧良辨の建てたもので、東大寺中最も古い建築である。翌年九月二日、河内國人大初位下阿保連人麻呂は錢一千貫を、越中の國人無位瀧波臣志留連は米三千石、廣舍那佛の智識に奉つたと云ふので、並に外從五位下を授けられ、又翌年天平二十年二月十九日に、外從五位下國君麿(從五位下、正六位上高市連大國に外從五位下を授けた。此の國君麿は大佛師で、先に紫香樂寺で大佛鑄造の功で、外從五位下を授けられた人、又高市大國は大佛師で高市眞丸・柿本男玉と孫も功勞あつた人である、恐くは此時昇位の事あつた所から見ると、略大佛鑄造の荒増が出来たもので

なからうか。東大寺要録で見ると十九年九月二十九日始て鑄造し奉つたとあるも、續日本紀には見えない。かくて三年間八度の改鑄を経て漸く天平勝寶元年十月に功を奏したものが、我國にてかゝる大佛鑄造であるから、容易ならざる苦心をした者であることは争はれない。

ロ、大佛鑄造と天地感應

盧舍那佛の尊容既になれるも、これに準るべき黄金はまだ日本にない。然るに意外にも、天平二十一年二月二十一日、陸奥國小田郡より黄金を産出したとて、陸奥守百濟王敏福が之を献上して來た。これは誠に國家の奇瑞と申すべきものである。因て不取敢畿内七道の諸社に奉幣し、四月朔日には、聖武天皇は光明皇后及び皇太子を同伴せられて東大寺に幸し、大佛像の前殿に北面して像に對し、皇后太子は之に侍し、群臣百僚及び土庶は殿後に行列し、自ら三寶奴と稱して親しく陸奥から黄金産出の事を大佛に告げられた。その中に、「天地の始より以來、黄金は人國より獻ることは有れども、斯國にはなきものと念へるに、聞しめす食國の中の東の方……小田郡に黄金出でたりと奏して獻れり。此を聞し食し驚き悦び貴び念ほさくは、盧舍那佛の慈み賜ひ福はへ賜物に有と念へ受賜り」との語があつた。此奇瑞により、六位以上には一階、造東大寺の官人には二階の位を加へられた。即ち從五位上百濟王敏福は一躍して、從三位を授けられた。超えて十四日にも又東大寺に行幸ありて、大佛の前殿、御して群臣に位を授け、從一位橋諸見には正一位、又從五位下國君麿には從五位上、外從五位下高市連大國に外從五位上を授けられた。同時に年號を改めて天平感寶とせられた。その後四月二十三日百濟王敏福再び黄金九百兩を献上した。又五月二十七日には、黄金を貢せる陸奥國には三年の調庸を免し、小田郡には永く之を免し、自餘の諸國は國別に一年間二郡の調庸を免して毎年



相替へて諸郡に及さしめ、又咸く天下今年の田租を免するの恩命を下された。尙ほ閏五月十一日には黄金を貢せる陸奥の官人及び之に關係ある人々に夫々叙位の恩典があつた。即ち陸奥國介從五位上佐伯宿禰全成、鎮守判官從五位下大野朝臣横刀には從五位を授け、大掾正六位上余足人アツリ、金を獲たる人上總國人丈部ハツカベ大麻呂には從五位下を、左京人無位宋牟須實には從五位下を、私度の沙彌小田郡人丸子連宮鷹に法名應實人師位を授け、治金人左京人戸淨山には大初位上、金を出せる山の神主小田郡の口下郡深淵には外少位下を授けた。此等の事柄から見ても、黄金出現の事は全く天地の感應の致す處と朝野共に驚異したに相違ない。俗説によると大佛に塗るべき黄金がなかつたので、聖武天皇は良辨僧上に勅し、大和の金峰山に入り祈念せしめた處、藏王權現夢告あつて、良辨に近江國志賀郡の湖岸に一の山あるから、爾その地に行つて祈るべしとあつたので、良辨その地を尋ねて行つたのが即ち今の石山で、その石山に比良明神が現はれてその神告に因つて二臂の如意輪觀音に祈念したところ、間もなく陸奥から黄金出現したと云ふが、寺の縁起類と同じく信すべき限でない。又黄金の産地は宮城縣牡鹿郡金華山とするも探るに足らない。遠田郡元涌谷村にある黄金迫の黄金山神社は即ちそれであると云はれて居る。又一考すべき事は陸奥より黄金を産出せしことは果して事實なるか疑なき能はず、辻博士の如きは、百濟王敬福の百濟の歸化人なるより、黄金を朝鮮より密に輸入して、日本に産した様に事を構へたものでなからうかと云つて居る。

### ハ、八幡の神託

天寶感寶元年七月二日、皇太子阿閉皇女御年三十二歳にし受禪し、同日大極殿に即位されたのが即ち孝謙天皇である。此日感寶元年を改めて勝寶元年とした。一年に再び改元し一年中に三年號あることは、前にも後にも例を見ざる。

ことである。大佛造像は前後にその比を見ざる大規模の工事で、國帑を費すこと無數、幾度か失敗しその成功を疑はしく思はしめたものもあり、又或に造像に反對したものもあつたに相違ない。かゝる人心情容を示した時、突然として天の一方より神託あつて、宇佐八幡明神も亦大佛鑄造に賛成であるとの事は、勇しく朝野の人心を鼓舞して、再び大佛完成に努力せしめたに相違ない。一は天地感寶の結果、天地開闢以來我が國に曾て見ざる黄金、東の端の陸奥に出で、一は西の端より宇佐八幡神託を下されたる、朝野共に感激に満されたに相違ない。當時の人心よりは感應又は奇瑞として解釋する外方法なかつたであらう。

豊前國宇佐郡にいます八幡大明神の神勅に曰く

神我神地アマツカミクニツカミ祇を率ゐいざなひて必ず成し奉らん事立にあらず、銅の湯を水となし、我身を草木土に交て障ることなくなさむ

と、因て十一月朔、大神の禰宜外從五位下大神杜女、主神司從八位下大神田麻呂二人に大神朝臣の姓を賜ひ、尋いで託宣あつて大神は京に御出でならうとの事であるから、朝廷では奉迎の爲に、二十四日に參議從四位上石川年足・侍從從五位下藤原魚名等を迎神使として派遣し、途中の諸國には兵士一百人を差遣して前後を驅除せしめ、又その通過する諸國には殺生を禁斷し、その從人の供給には酒肉を用ゐず、道路をよく清掃して汚穢なき様にせしめ、彌十二月十八日には、大神の入京するにより、五位十人散位二十人、六衛府の舍人各二十人を派遣して八幡大神を平群郡に迎へしめ、その到着に及んでは、宮の南にある梨原宮に新殿を造つて神宮として之に奉齋し、僧侶四十人を請して七悔過せしめた。その二十七日には、大神の禰宜尼大神、朝臣杜女は紫色の輿に御して東大寺を拜した。孝謙天皇は、



聖武上皇光明皇太后と亦同じく行幸され、僧五千を請して禪佛讀經し、大唐渤海の吳樂、五節の田舞久米舞を奏して非常なる盛儀を極めた。因て大神には一品、比咩神には二品、尼杜女には從四位下、主神の大神朝臣田麻呂には外從五位下を授け、その他東大寺に封四千戸・度百人・婢百人を施し、又東大寺造營に預る人には勞に隨ひ位を叙することそれれ差等あつた。更に翌年二月二十九日には封戸位田の加増あつて、一品八幡大神には封八百戸位田八十町、二品比賣神には封六百戸位田六十町となつた。後八幡明神は梨原宮から大佛殿の附近に遷り、更に建長二年北條時頼の命にて千手堂の丘に遷座したのは即ち今の地で、現に縣社で東大寺の鎮守となつて居る。

然るに天平勝寶六年十一月二十四日に世人を驚かすべき一大事件の起つた事は、その日藥師寺僧行信と八幡神の主神大神多麻呂が共謀して厭魅を行つた事が發覺し、兩人を推問してその實を得、その罪遠流に該當するので、中納言多治比廣足を使として藥師寺に派遣し、藥師寺に就て詔を宣べ、行信を下野藥師寺に配し、從四位下大神朝臣杜女は外從五位下大神朝臣田麻呂と共に除名せられて本姓に復し、杜女を日向國に、多麻呂を多嶺島に配し、更に他人を神宮の禰宜祝に補し、その封戸位田一切は太宰府に命を下して檢知せしめた。その翌年三月二十八日には、八幡神改めて託宣あつて、神命を矯めて宣するは甚だ迷惑の限りである。それであるから、從來の封一千四百戸田一百回を朝廷に返納したいと申出された。因つて朝廷では之を神宣通に取り計つたとあるが、八幡の神職等藥師寺の僧行信等と結托して神領を食らうとした事實が端なくも暴略したものである。誠に行信の如きは、神命を矯めた奇怪極まる妖僧と云ふべきである。

## 二、大寺の開眼の供養

さしも困難を極めた大寺業であつた盧舍那佛の鑄造も漸々完成に近づいたので、天平勝寶元年十二月二十七日には、位階昇陞の恩典があつて、大佛師である外從五位上高市連大國は造東大寺次官佐伯今毛人と共に從五位下に、又鑄師である正六位上柿本小玉從六位上高市連眞麻呂は並に外從五位下を授けられ、翌二年正月二十七日には、造東大寺官人以下優婆塞已上一等三十三人に位三階を叙し、二等二百四人には二階、三等四百三十四人には一階を叙し、その三月十日には駿河國原郡多胡浦にて練金一分沙金一分の黄金を得て獻上したとの應で、駿河國守從五位下檜原造東人に勳君の姓を賜ひ、更めて十二月九日には、勳東東人に從五位上を、黄金を獲た無位三從、淨進足に從六位下を授け、純二十疋絹四十長正稅二千束を賜ひ、金を出せる郡は今年の田租を免し、其の他郡司主帳じ上には、それぞれ位を進め、又大納言藤原朝臣仲麻呂を東大寺に派遣して造東大寺司從五位上市原王には正五位下、造東大寺次官佐伯今毛人には正五位上、又大鑄師である從五位下高市連大國には正五位下、外從五位下柿本小玉・高市連眞麻呂には並に外從五位上を授け、翌三年正月十四日には、東大寺に行幸されて、木工寮、長上正六位神職朝臣麻呂に外從五位下を授けて、大佛建立に關係ある官吏に恩賞の差汰あるより推してその完成も漸々近づきつゝあるを察せられる。

かくて天平十六年十一月始て近江中賀郡にて大佛の骨柱を建て、更に場所を大和金鐘寺附近に移して、天平十九年九月二十九日、佛像の鑄造を始めてから八度の改鑄を経、さしもの難事業も、佛神の加護と天地の感應とに因つて、天平勝寶四年四月盧舍那佛の大像も始て完成を告げた。實に足霜を閱すること天平十六年より數へて八年有餘、又此大像を安置すべき摩尼の寶殿造營の工事も、天平十九年より五年後の年月を経てこれ又天平勝寶三年殿堂の落成を見た。試にその尊像の一斑を云はんに、金銅の坐像にして御長五丈三尺五寸、面の長さ一丈六尺廣さ九尺五寸、理髮の



数は九百六十六にして徑六尺高さ一尺より一尺二寸、蓮華銅座は大小五十六辨、これが材料として熟銅七十三萬九千五百六十一斤、練金一萬四百三十六兩、白銅一萬二千六百八十八斤、水銀五萬八千五百二十兩、炭一萬六百五十六石を費せしと云はれ、その他如意輪觀音・虚空藏菩薩の脇侍二體、四天王四體の遺像も、漸次出来上つた。而して大佛殿堂の規模は二重造屋根四注瓦葺にして十一間七面の木造建築、高さ十五丈五尺東西二十九丈、廣さ二十七丈以てその大規模の一端を見るべきである。實に世界最大の木造建築と云ふべきである。最も現在の大佛殿は元祿寶永年間の再建に係れるものを明治三十六年より修理に従事し、大正四年落慶供養式を挙げたるもので、最初の建築に比すればその規模百分の六十六に當ると云はれる。

天平勝寶四年四月八日に盧舍那佛供養の齋會を設け、翌九日に開眼供養を行つた。孝謙天皇は、聖武太上天皇・光明皇后と文武百官を率いて東大寺に行幸された。その盛儀は元日の儀に同じく、五位已上は見て禮服を着き、六位已下は宮色を着け、僧侶一萬人を請待して供養せしめた。その時の開眼導師は南天竺より渡來せる菩提僧正で、供養講師は元興寺の隆尊律師、咒願師は大安寺の道瑠律師、讀經は延福師、都講は景靜禪師である。孝謙天皇は五位の官人を勅使としてそれらに敬請せしめた。その文は

皇帝敬請

菩提僧正

以四月八日、設齋東大寺、供養盧舍那佛、敬欲開眼邊眼、朕身疲弱、不便起居、其司代朕執筆著、和上一人而已、仍請開眼師、請勿辭、扮受敬白。

又隆尊に對しても同様の形式の文なる。

皇帝敬請

隆尊律師

以四月八日、設齋東大寺、欲講誦嚴經、其理甚深、彼旨難究、自非高德博聞多識、誰能開示方廣、沙門請勿辭、扮受敬白。

その他の人に向ても同様の敬請であつた。開眼の當日には、孝謙天皇聖武太上天皇光明皇太后御同列で御行幸あつて、東大堂布教殿に御座あらせられ、堂の上下には種々の造花を飾り、妙繡を弄し、鳥飛び花舞ひ、幡上亦華を開き、東西には繡灌頂を懸け、八方五色の灌頂を懸け、その間諸師の入堂あつて堂幄に着くや、開眼導師菩提僧正はやをら身を起し悉しく佛前に進み、筆を執りて開眼參らす。その儀終るや、讀師講師共に高座に登り、華嚴經を誦す。その間、雅樂寮及び諸寺より奏せる種々の音楽や、又玉直諸氏の五節舞・久米舞・楯伏・踏歌・袍袴等の歌舞あつて東西に聲を發し、庭を分けて奏したので、その偉觀前代未聞と云ふべき状態であつた。正史に此の盛況を記して

奇偉不可勝記、佛法東歸、齋會之儀、未嘗有如此之盛也

とあるは實際その通であつたらう。その際齋頌の五言并に序を擧げる。

維天平勝寶四年歲次壬辰四月九日、國家於金光明四天王護國之寺、敬造金闍盧舍那佛像磨瑩粗畢、車駕親臨、設如法會、令講誦花嚴經、金闍月滿開種好之眞容、偶珠連演色空之奧儀、再其摩尼殿際花樹百重、香水海中芳蓮千乘久物晋天仰梵帝之威書、道俗咸集、卒土沐仁皇之惠化、是後也儻述文武樂養華弟、



山媛運袖之旨共噴正覺而薄福、杖拔劍之曲自都耶媛而被祥、又有大安樂師寺四大寺各呈伎以助莊嚴、雷鼓振而響天、鐵極起而歸地、藏宮行殿誰踏龍鱗、華纒繡幡參差鳳翼異形譎詭之獻眩目驚心、同類喧嘩之音連精耳、東上以千未變曲、新聲處處群音不可勝數矣。信是天下之壯觀、開國以來未之有也、其時香風觸地疑奈華之東斯、花雨飛空覺禪林之西遠、從官香佩幸屬明時、預妙法不任欣慶之至、輕述短儂立爾。

惠力包千界、香臺登一蓮、綵花奇絕俗、秘示妙通天、宛似龍宮會、人疑感華蓮、方知聖皇劫、石以為年

以て當時の盛觀を想ひやるに足る。當時民家といへば何ほ茅葺にして、唯高位高官又は二三の富豪のみ瓦葺に住居するの時、東山に兀として天上を擧するの寶殿雲衣に錦え、金色燃たる端嚴妙相の大佛、大蓮華銅座に結跏趺座するを拜するに及んで、何人か嗟驚せざるものあらんや。かゝる奇觀を此娑婆に現出せしむるは人力の及ぶ處にあらずして必ずや超人間的の力のたす所と思ふも無理なるぬ事。當時より大佛成就是權化四聖の妙力の結果といふも理山あることである。所謂四聖とは聖武天皇、行基・菩提・良辨を指せる者で、本願聖武天皇は觀音、行基は文珠、菩提は普賢、良辨は彌勒の化身と傳説せられてゐる。その他仙人の勞役に限するの夫となり。或は變化の力牛となつて運輪を助くるの奇瑞を傳ふるもの皆當代人心の反映したものである。尙盧舍那佛に就いて一言すると、梵經の遍照の義で、華嚴經には毗盧遮那とあり、毗は遍、盧遮那は光照と譯し、即ち遍一切處・大日遍照の義とし、釋迦佛の本身一切處に遍周するの義を説かれて居る。今東大寺の大佛を見ると、その像は千葉蓮華臺の上に結跏趺坐し、左手は膝に安んじ、

右手は掌を擧げ、三千大千世界一佛土の教主として、色界の頂ある大自在天王宮に在して説法し給ふ相で、その蓮華臺を周匝して千の蓮葉がある。又その一葉一葉に百億の國があつて、即ち大千世界萬億須彌である。元來盧舍那佛は梵網經にも華嚴經にもあるが、東大寺の大佛は華嚴教立としての報身佛たる盧遮那佛を表し、その十蓮華藏世界海を表はせる大寶蓮華臺上に趺坐し、無量海會の大菩薩衆に對し、説法し給へる所で、その蓮臺の華葉には、梵網經にある。

我今盧舍那、方坐蓮華臺、周匝千華上、復現千釋迦、一華百億國、一國一釋迦、各坐菩提樹

を借り來て表はせるもので、華嚴經所説の帝網無盡の蓮華藏世界海は、到底これを彫刻に表すの困難なる爲である。



奈良朝史 「第八講」

奈良女子高等  
師範學校教授

佐藤小吉述

第十六章 孝謙天皇の即位

皇位繼承の異例

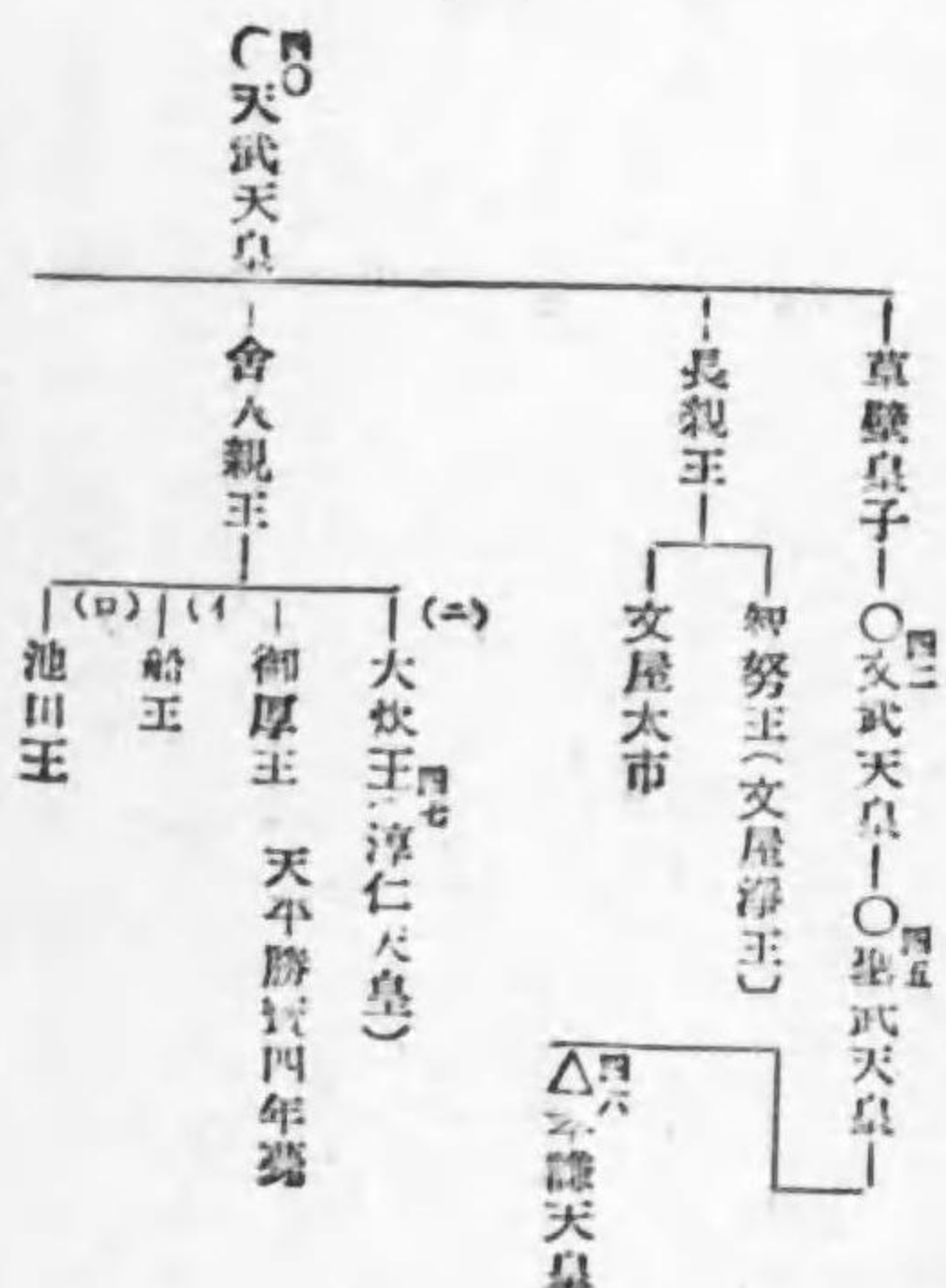
聖武天皇には、光明皇后の御誕生になつた、其王と申す皇子があつたが、前に述べた様に皇太子に御立になるともなく薨去したので、その他には皇子とは、夫人縣犬養廣刀自の御腹に生れた安積親王の御出になるばかりである。その他は皇女のみで、光明皇后の御腹には阿閉皇女、又安積親王と御同母の間柄なる井上内親王と不破内親王とがあつたが、安積親王を棄て、阿閉皇女を天平十年、御年廿一年の時に皇太子に册立したのは、藤原氏が一度把持した精力を他家に渡さぬと云ふ魂膽から出た策略かと思はれる。それから十年後の、天平勝寶元年七月二日に、聖武天皇は皇太子の阿閉皇女に御讓位あつて、即日御即位なつたのが孝謙天皇で、御年三十二歳の時である。これが皇位繼承の上から見ると、頗る異例に屬するもので、我が國古來の慣例によると、天皇の御存命中は綱對に御讓位と云ふことはなかつたものだ。但し皇太子の御幼少の場合に、その御成長迄と云ふので、母君又は伯母君杯が、一時御即位なされた際には、御生前に御讓位と云ふこともあつた。それで元明・元正二帝の御讓位は除外例と云ふべきである。然るに、聖武天皇は皇女に、しかも御存命中に御讓位になつた。これ皇位繼承の新例と云ふべきである。天皇は父帝の御



感化によつてか、佛法に御崇拝深く、その興隆に御寂慮を注がれて、大佛の開眼供養式を挙げられたのも此の天皇の時代である。然るに聖武天皇は御讓位後八年間、太上天皇として新帝に御後見遊ばされたが、御年五十六歳で、天平勝寶八年五月二日に御崩御された。これを東大寺西北角の佐保山に葬り奉つたのが、今の佐保山の南陵と申上げるのがそれで、奈良市の北端に位してある。此時の葬儀は、全く佛式で、史に「その儀、佛に奉ずるが如し」と特記し、供具に師子座の香爐・天子の座・金輪幢・大小寶幢・香幢華鬘の類あつて、途中は梨人が行道の曲を奏したとある。此の日勅あつて、「太上天皇は出家して佛に歸したから、更に改めて謚を奉らないから、所司之を承知する様に」と、これも俗葬の一異例を開いたものである。御崩御の七々忌に御遺物を盧舍那佛に供養として献上したのが、即ち正倉院の珍寶で、正倉院の起原とも解釋すべきもので、又その一週忌の供養の時は、非常に盛に行はれたもので、その遺品も亦正倉院で見ることが出来る。ツマリ正倉院は、此事の種々の珍寶を納めてある東大寺の寶庫で、今日毎年曝涼を行はれる正倉院とはこれに由来してある。事は後に美術の條に繰述することにする。

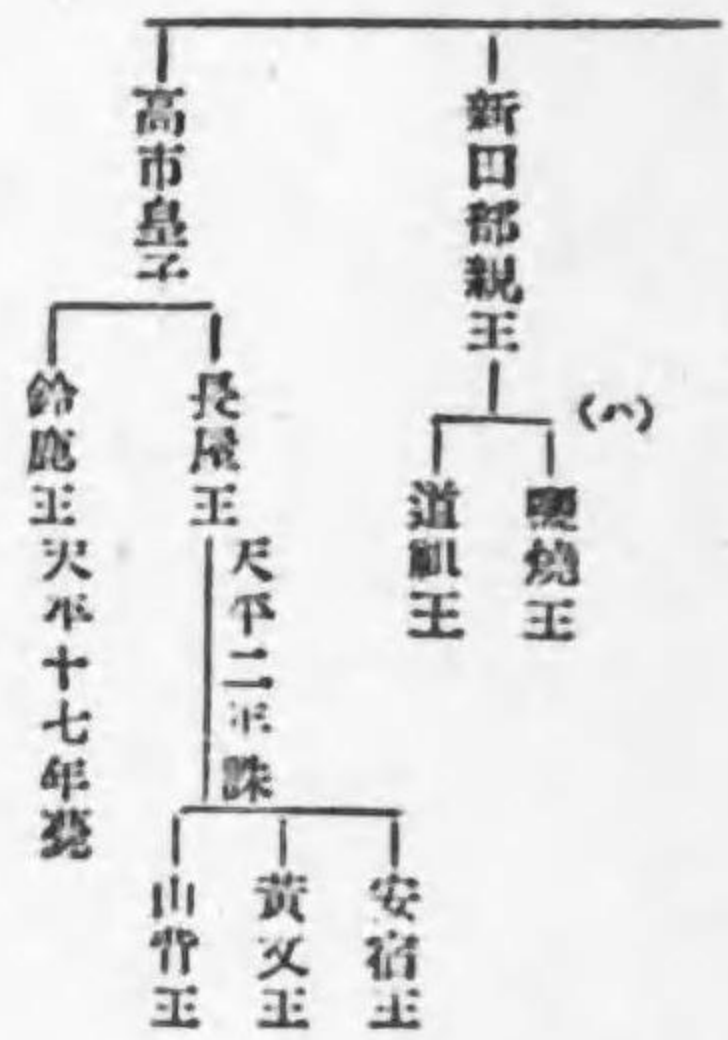
**大炊王の冊立** 孝謙天皇の御世の權臣を見ると、太政官の主班に、左大臣には橘諸兄、右大臣には藤原登成がある。豊成は云ふ迄もなく、藤原嫡系南家の武智麻呂の子で、温厚篤實の君子人である。然るにその弟の仲麿と云ふ人は、才氣鋭敏、政治的手腕も亦中々で、所謂ヤリ手の方であるから、大に皇室の寵任を辱ふした。孝謙天皇の御即位の年には、既に四十四歳で、官位は大納言正三位であつた。天皇即位の初め、官制に改革あつて、皇后宮職を改めて紫微臺とし、その長官の令には、仲麿を任用した杯は、如何に仲麿の不斷から信用あつたかと云ふことは分る。前申した様に、天平勝寶八年二月に、左大臣の橘諸兄は藤原氏に排斥されて隱退するの止むなきに至つた。それから三月

目の五月に聖武上皇の御崩御の時に御遺言によつて道祖王を皇太子とせられた。道祖王とは、天武天皇の皇子新田部親王の子である。然るにその翌年の天平寶字元年三月に、皇太子喪中禮なとの廉で太子を廢された。實にこれ藤原の一聲である。その四月、群臣を集めて御前會議を開かれて繼嗣問題を御諮詢になつた時に、右大臣藤原登成・中務卿藤原永手等は、廢太子の兄難麿土を立つべしと云ひ、攝津・大夫文室珍努・左大辨大伴・右大臣池田王を推薦した。その時大納言藤原仲麿は奏問して云ふには、「臣を知るものは君にしくはなく、又子を知るものは父に若くはない、たゞ寂慮によつて決すべきとある」と、孝謙天皇の仰には、「皇室中舍人親王・新田部親王の年齢が最も年長者である。その中から擇定することにしたい。然るに前に新田部親王の子道祖王を立てた所、素行の斷修らない事から廢されたから、その次は舍人親王の系統を擇ぶことが願ふだ。その舍人親王の子の中で、船王は品行治まらず、池田王



は孝行に缺けて居り、又難麿土は太上天皇嘗てその無禮を責められた事がある。たゞ大炊王は年齢や、杜いけれども些とも缺點のあるを聞かないから、此大炊王こそ立つべきとあれ」と仰せられたので、右大臣藤原登成以下、謹んでたゞ勅命をこれ聽かんと勅答したので、さしもの繼嗣問題も立に解決した。茲に皇位繼承候補者を表に示した様に、舍人親王の系統中、御原王は、既に天平勝寶四年に薨去して居





るから、自然候補者に数へられたのは、大炊王・船王・池川王・鹽燒王が擧げられた譯だ。

そこで早速内舍人藤原薩摩・中衛二十人を田村第に派して大炊王を迎へて即日皇太子とした。田村第とは現在奈良縣山邊郡丹波市町宇田村にある仲麿の邸宅を云ふのである。元來大炊王を皇太子に立てた

のは、仲麿の策略と見える。それは仲麿の子眞從の卒去した時、仲麿はその田村第に大炊王を迎へて、寡婦となつた眞從未亡人と大炊王に妻はせて物にしよう、兼てより時を得つて居たものと思はれる。されば道祖王の喪に居て禮を缺いたと云ふのも、必竟は仲麿の計に乗せられたものと思はれる。それであるから御信任を得た仲麿は、不斷からよく大炊王のことを天子に申上げて御了解を得て居り、仲麿自らは袈裟の袖に隠れ、大炊王擁立に成功したものと見て差支なからう。以て仲麿の懐腕家なるを見るべきである。

### 第十七章 橋奈良麿の亂

天平寶字元年四月に、大炊王を擁立した藤原仲麿の勢力は赫々として飛ぶ鳥を置すと云ふ有様である。その五月には令外に別に紫微内相一人を置き、以て内外諸兵事を掌らしめ、その官祿は諸大臣に准せしめ、仲麿を紫微内相とした。尙ほその翌六月には、皇室の懿親にして左大臣なる橋諸兄を、飲酒の際、言辭無禮稍々反狀ありとの名義で、こ

れを排斥し終つた。(既出)之と間もなく、山背王、橋奈良麿兵器を備へて田村宮を圍まんと陰謀を密告して來た。奈良麿とは實に橋諸兄の子で、天平寶字元年には、漸く正四位下になり、父諸兄の藤原氏から排斥せられて、朝權を失つたのを見て、不平でたまらなかつた事は事實とあらう。嘗に橋氏のみならず、名族大伴氏の如き、又佐伯氏の如きも亦憤慨した連中と思はれる。此等の不平分子は一致して仲麿排斥の陰謀を企てたものと見ゆる。果せるかな。七月二日に至り、中衛舍人從八位上上道臣斐太都、内相に密告するには、「今日備前國前守小野東人、斐太都を喚んで云ふには、王臣共が、皇太子及び内相を殺さうとして居るものあるか、汝之に加擔するや否やと、斐太都反問して云ふには、一體王臣とは誰を云ふのであるか」と、東人云ふには、「黄文王・橋奈良麿、大伴古麿等の連中に多い。」斐太都又問ふには、「如何なる計畫であるか」と、東人答ふるには、「計りごとは一ある。一は精兵四百を駈け催して、田村宮を圍むこと、二には、陸奥將軍大伴古麿、今任所に向ひ、途中美濃關に至つて病と詐り、急に關を閉ぢて外援を絶つことであると、斐太都稍々考へ込んでから「決して命に背かぬ様に」と返事した。又左大辨巨勢塚麿も亦密奏するには、「藥方を尋ねん爲に、答本忠節の宅を訪問した所、忠節の語るには、「大伴古麿、小野東人に告げるには、「人の内相を却さんと企てるものあるが、汝從ふか否や」と、東人は「命に從はん」と云つた由忠節の語るを聞いた。そこで仲麿は具に事件の顛末を奏問の上内外の諸門を警衛して、高麗福信等を派遣して兵を率ゐて、小野東人答本忠節等を追捕せしめて、これを左衛士府に禁錮し、一面には又兵を遣して、道祖王を右京の宅に圍ましめ、藤原豊成藤原永手等八人をして、左衛士府に就き、東人等を勘問せしめた所、東人「全くかゝる事實なし」と答へた。その夕仲麿御在所に侍して、鹽燒王・安宿王・黄文王・橋奈良麿・大伴古麿五人を呼んで、太后の詔を宣傳して、特に恩命を傳へ、一



切その罪を問はぬことにした。更にその翌日、藤原永手をして東人を鞠問せしめた所、斐太都の云ふ通であると白狀した。即彼の云ふ所によると、一味の者は密會した事三度。始は奈良麿の家に、その次は圖書藏の庭に、その後は太政官の院庭に會合した。その人々は安宿王・黄文王・橘奈良麿・大伴古麿・多治比憤養・多治比禰麿・大伴池王・多治比麿王・大伴兄人等で、その他の人々は闇の中であるから、面貌が判然と分らなかつた。一同は夜中で天地四方を禮拜して、共に鹽汁を飲んで誓つて云ふには、七月二日の夜、急に兵を發して内相仲麿の宅を圍みて之を殺戮し、又大殿を圍んで皇太子大炊王を退け、次に光明皇太后を却けて鈴璽を取り、右大臣を呼んで號令を發せしめて、然る後天位を仰け、四王の中から天子を立てるの計畫であると云ふのが分つたので、一々それ等の人々と喚び寄せて各別室に禁錮し尋問をした所、殆ど大同小異の答であつた。奈良麿の如きは、答へて云ふには、「内相の政事無道であるから、先づ兵を發してその人を得てから、狀を述べん考へだ。」然らば、「無道の政事は何を云ふのであるか」と問はれて、「東大寺を造りし爲に、人民苦辛し、又氏々の人も亦迷惑して居る、又關を奈良に置き、これ又迷惑である」「然らば氏々の人とは一體誰々を指すのか、又寺を造る云ふことは、汝の父の時から起つたのではないか、それに今人の迷惑だ杯と云ふは聞こえない咄である」と反問されて、奈良麿は急に言葉つまつたこの事である。そこで兵を遣して逆黨を捕へ、更に出雲守百濟王敬福・太宰帥船王等五人を派して黄文王・道祖王・大伴古麿・多治比憤養・小野東人・賀茂角足等を鞠問せしめたが皆杖死した。安宿王及び妻子は佐渡に流され、信濃國守佐伯大成・土佐國守大伴古慈斐二人は孰れも任國に流し、その他獄中に死するものもあれば、又配流に處せられたものもあつた。又陸奥國に勅して、守佐伯全成を鞠問せしめた。その答に、「去る天平十七年、先帝陛下難波に行幸して御病氣に罹られた時に、奈良麿の云ふに

は、「陛下の御病氣中々重患であるが、まだ皇太子も定つてないので、變を來すかも知れない。因て多治比國人・多治比憤養・小野東人と黄文王を立て、君とし、國民の輿望に副ひたい。大伴佐伯の二族此舉に前將たらば敵するものなからう。方今天下憂苦して居宅定まるなく、道路叫喚して怨嗟の聲絶えることない、此機に乗じて事を擧げたら成就すること必ずとある。願くば一臂の力を借せ」と、「全成が祖先は國家に忠節を盡して來たから、如何に愚でもかゝる陰謀には加らない、縱令ひ事成就した所でも不賛成である」と、奈良麿は「たゞ天下の愁を見て所感を述べて見たのであるから、決して他人に云つてはいけない」と、その後、大嘗祭の行はれた年、奈良麿又云ふには、「先年語つた事を今實行に懸らうとするが、賛成するか如何。全成は答へて、「朝廷から全成に高爵高祿を賜ふて居るから、その高恩に背くことが出来ない。既に前年斷つて置いた通り」と、奈良麿の云ふのに「君と吾とは心友であるから話すのだ、しかし決して他言無用である」と、又「去年四月全成入京した時に、奈良麿、全成に告げて云ふには、大伴古麿に逢つたかと聞くから」、「まだ」と云ふた。然らば一緒に往つて逢ふと云ふので、辨官の曹司に行つて三人鼎坐して話をした。暫く經つてから奈良麿の云ふには、「主上の御様子どうも面白くない、従つて人心恟々として居る、萬一他氏から大統を嗣ぐこととなると、吾が徒滅亡されるのは分つて居る。それで大伴佐伯と黄文王を立て、君とし他氏に先んじたい、如何ん」と。古麿之を博して、「右大臣(豊成)大納言(仲麿)の勢力は中々盛んであるから、決して成功するものでないから、又此様な事を云はぬがよい」と、全成も亦極力之に反對し、「たとひ成功した處で、善い事と思はれないから」云ひ棄て、歸つたが、兩人は、その後彼の曹に留つた様だが、その後の様子を知らない」と勅問を終へて自經して死んだ。この事件で功があるので従四位上山背王・巨勢堺麿には従三位、従八位上上道斐太都には従四位



下、正七位下縣犬養佐美麿・從八位上佐味宮守には並に從五位下を授け、又斐太都には特に姓朝臣を賜つたのは、孰も今回の恩賞に酬いられたのである。但し奈良麿は如何なる處分を受けたと云ふ事は史に明記してない。兎も角も仲麿は橋奈良麿一派を排斥して一掃してしまつた。

奈良麿の亂は、要するに藤原・橋兩氏の權力の争を見るべく、橋氏は兼て藤原氏に排斥された佐伯大伴兩氏を自黨に引き入れて、仲麿排斥を企てたが、見事失敗に終つたものと見てよい。仲麿はこれにも飽き足らず、又兄の右大臣豊成の人望あるのを忌んで、兼てこれを排斥しようと、密に機會をねらつて居たが、遂に奈良麿の亂に好機會を發見した。即ち豊成の子乙繩が、奈良麿に平常昵近であると云ふことから、中納言藤原永手・左衛士督坂上犬養と藤原豊成の第に派遣して、勅を傳へて、その子乙繩の凶逆の事件に關係して居る廉で、これを縛つて上らしめ、尋いて豊成を太宰員外帥に、又乙繩を日向員外掾と貶した。その時に勅語に、

右大臣豊成は、君に事へて不忠、臣として不義、私に賊黨に附いて潜に内相を忌む。大亂を構ふるを知つて敢て奏上することなく、事發覺するに及んでも亦敢て究めず。若意つて、日を延さば、殆んど天宗を滅さん。嗚呼宰輔の任、豈に此の如くならんや。宜しく右大臣の任を停めて太宰員外帥に左降すべし。

と、誠に殘忍なる遣り方である。たとひ關係あつても、身は右大臣、親は骨肉であるから、大に救解に勉めなければならぬのに、その子が單に叛人に懇意であるからとて、自分の兄を陥れる杯は言語同斷の所爲である。

豊成は病氣の爲に難波の別業にあつて配所に赴かざる中、仲麿の叛となり、誅滅に逢つたので、初て豊成の冤罪なることが分り、勅して本官に復し、帶刀四十人を賜ひ、從一位を授けられたが、豊成は、その弟に大叛亂の出たこと

を非常に恐縮して、上表して云ふには、「累世の家門久しく榮耀に浴せるに、豈に悟んや。逆賊仲麿近く臣が炭に出で、凶を極め逆を肆にする斯の如く甚しからんとは。今臣等既に凶逆の凶族を以て猶ほ忠槩の餘封に當ふ、何の面目を以つて力叩りに殊厚に近かん。伏し願くば先代賜ふ所の功封を納れ奉り、少しく天下の責を塞がん」と、勅して之を嘉納せられた。その年十一年六十二歳を以て薨去した。世に横佩大臣又は難波大臣と稱するのは、豊成の事である。その子中將姫は、大和の當麻寺に入つて尼となり、藕絲曼荼羅を織つた事で有名である。

## 【附記】

奈良朝史は、これにて一先づ擱筆す。公私繁忙、且紙幅の都合にて止むを得ざる次第、幸に讀者の諒恕を乞ふ。他日更に筆硯を改めて増補するの機を俟つ。



昭和十年一月十日印刷  
昭和十一年一月十五日發行  
昭和十三年十月一日再版印刷  
昭和十三年十月五日再版發行

奈良朝史

定價金壹圓五拾錢

不許複製

編輯者 國文學大講座刊行會  
代表者 吉川與志次

發行者 東京市神田區神保町六七 伊藤嘉市

印刷者 東京市神田區神保町六七 伊藤嘉市

發行所

東京市神田區神保町一丁目六十七番地  
東京書院內

日本文學社  
京都下京區四條通り大宮東入  
洛東書院

電話 壬生九九四番  
攝替京都三三〇一番



389  
493



終

